



化学物質による
環境リスクを減らすために

PRTR データを
読み解くための

市民ガイドブック

平成 23 年度集計結果から



平成 26 年 2 月

PRTR データを読み解くための市民ガイドブック

目 次

I 暮らしの中の化学物質

1. 暮らしの中の化学物質	2
2. 暮らしの中でできること	3

II PRTR制度とは

1. PRTR制度のしくみ	6
2. 対象となる化学物質	8
3. 対象となる事業者	10
4. 対象事業者が届け出るもの	11
5. 排出量・移動量の把握、届出	12
6. 対象事業者以外からの排出（国の推計）	13

III PRTRデータ

1. PRTRデータの概要	18
(1) PRTRデータの構成	18
(2) 基本となる集計表	19
(3) PRTRデータでこんなことがわかる	20
(4) PRTRデータの取扱い上の留意点	20
2. 平成23年度PRTRデータの集計結果	22
(1) 平成23年度PRTRデータの概要	22
(2) 平成23年度PRTRデータをグラフや表で見る	23
① 全国の届出排出量・届出外排出量	23
② 都道府県別に見る	25
③ 排出先別割合	27
④ 大気・水・土壌に多く排出されている物質	28
⑤ 排出量の多い業種	29
⑥ 家庭から排出される物質	31
⑦ 身の回りの気になる物質	32
⑧ 移動量	34
⑨ 東日本大震災の影響	37

3. 平成15～23年度PRTRデータの集計結果	38
① 届出事業所数の変遷	38
② 全国の排出量・移動量	39
③ 大気・水・土壌に多く排出されている物質	41
④ 移動量	43
「新規物質の届出排出量・移動量の集計結果」	45
4. ホームページ上でPRTRデータを見る	46
環境省「PRTR集計・公表システム」	46
環境省「PRTRデータ地図上表示システム」	50
5. 個別事業所のPRTRデータを入手する	54
(1) 個別事業所のデータと 「PRTRけんさくくん」の利用について	54
(2) 環境省「PRTRデータ地図上表示システム」の 利用について	56
(3) 開示請求	56

IV 化学物質による環境リスク低減のために

1. 市民・事業者・行政のそれぞれの役割	62
2. リスクコミュニケーション	63
(1) リスクコミュニケーションとは	63
(2) 近隣の工場とリスクコミュニケーションしたいときは	64
コラム1：リスクコミュニケーションを支援するしくみ 「化学物質に関する冊子」	65
コラム2：リスクコミュニケーションを支援するしくみ 「化学物質アドバイザー」	66
コラム3：リスクコミュニケーションを支援するしくみ 「GHS」	67
3. PRTRデータの活用例	68
(1) NGO・NPOの取組	68
(2) 地方自治体の取組	69
(3) 企業の取組	71

V もっと知りたい時には

1. 法律に関すること	74
(1) 化学物質排出把握管理促進法の概要	74
(2) 化管法の見直しについて	75
コラム4：情報提供を受け付ける窓口 「PRTR目安箱」	77
(3) 第一種指定化学物質リスト	78
(4) 商品に表示されている第一種指定化学物質 の名称	94
(5) ファイル記録事項開示請求書	99
2. PRTRに関連する用語の解説	100
環境リスク 排出量 移動量 取扱量 化学物質管理指針 有害性 発がん性 変異原性 感作性 生態毒性 オゾン層破壊物質 CAS番号 レスポンシブル・ケア 環境マネジメントシステム 環境報告書 SDS 指定化学物質等取扱事業者	
3. 関連サイトアドレス集	104
4. 各自治体のPRTR担当窓口	106
5. 索引	111

P
Pollutant
R
Release
T
Transfer
R
Register

I 暮らしの中の化学物質

- | | |
|---------------|---|
| 1 暮らしの中の化学物質 | 2 |
| 2 暮らしの中でできること | 3 |

I

— 暮らしの中の化学物質 —

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。現在、原材料や製品など、いろいろな形で流通している化学物質は数万種類といわれています。私たちは、意識するしないにかかわらず、日常の生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌を通じて排出しています。そうした化学物質の中には環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあるものがあります。

化学物質と上手につきあっていくためには、身の回りの化学物質の**環境リスク**^{※1}を正しく理解するとともに、市民、事業者、行政が協力して環境リスクを減らす取組を進めることが求められます。

PRTR 制度は、この環境リスクを考える際に重要な化学物質の排出・移動情報を、国が集計、公表する仕組みです。

このガイドブックは、そのための基礎的な情報をまとめたものです。後ほど紹介する化学物質ファクトシート、かんたん化学物質ガイド（65 ページ）等の色々な情報源を活用しながら、化学物質の性質や身近な製品中の成分、化学物質の環境中への排出状況や体への取り込み量などについて関心を持ち、考えることが重要です。

食品類

- 安息香酸、ソルビン酸など(保存料)
- 食用赤色2号など(合成着色料)
- 残留微量化学物質



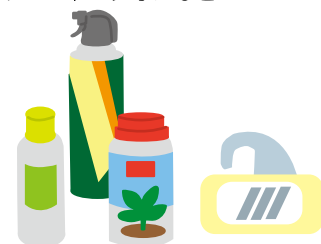
衣料品

- ナイロン、ポリエステルなど(化学繊維)
- テトラクロロエチレンなど(ドライクリーニング)



農薬・殺虫剤・肥料

- ^{パラ}p-ジクロロベンゼン、フェニトロチオンなど



自動車

- ベンゼン、トルエンなど



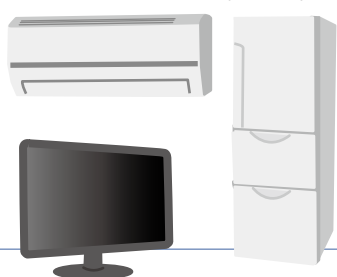
洗剤や化粧品

- ヘキサクロロフェン、トリクロサン、パラベンなど(殺菌剤・防腐剤)
- LASなど(界面活性剤)



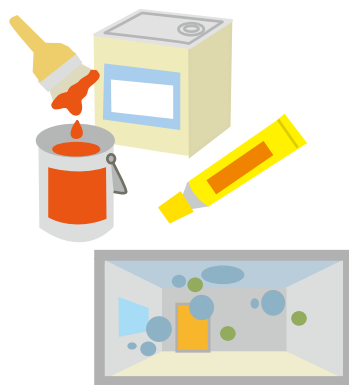
家電製品

- PBDEなど(難燃剤)
- アルミニウム、鉄など(金属類)



塗料や接着剤

- トルエン、キシレン、ホルムアルデヒドなど
- 酢酸ビニルなど(接着剤)



医薬品

- アセトアミノフェン、イブプロフェン、テトラサイクリンなど



※1 環境リスクについては、100 ページをご参照ください。

1) 化学物質に関心を持つ・PRTR データを見る

新聞やテレビのニュース、自治体の広報紙、事業者や自治体の説明会など、これからご紹介する PRTR データの集計結果を目にする機会は少なくありません。まずは、データを見ることから始めてみましょう（18～58 ページ参照）。データのすべてを理解する必要はありません。実際にデータに触れてみて「難しい」「分からない」といった感想を持つことから始めても良いのです。

2) 疑問に思ったことや分からないことを調べる

インターネットや図書館などを利用して自分で調べるだけでなく、同じような関心を持つ人たちと一緒に勉強会を開催する、事業者や自治体の説明会などに参加し質問をするといった方法があります。

3) 毎日の暮らしを見直す

PRTR 制度では、家庭や自動車などから排出される化学物質の量も推計され、公表されます。例えば、ベンゼンは自動車の排ガスやガソリンなどに含まれますし、*p*-ジクロロベンゼンは家庭で使用される衣類防虫剤の主成分の一つです。このように私たち自身の暮らしから排出される化学物質も少なくありません。

一人一人の暮らしの中の小さな行動が積み重なり、地域全体としては大量の化学物質の排出につながっていることをほんの少しだけ意識して、できることから始めてみてはいかがでしょうか。



必要なものを必要な分だけ

化学物質をまったく利用せずに日常生活を送ることはできませんが、毎日の暮らしのなかで化学物質の使用や排出を減らす機会は意外と多いものです。

まずは無駄をなくすよう心がけてみましょう。



使用上の注意を守り、捨てる時にはルールに従う

さまざまな化学物質を不注意に環境中に排出することのないよう、使用上の注意を守り、使った後は表示された方法に従って廃棄しましょう。



環境への負荷が少ない製品を選ぶ

どんな化学物質が使用されているのか表示を見て確認したり、リサイクル可能な製品を選んだりするなど、製品を買う段階で今よりも少しだけ環境への影響を気にかけてみてください。

消費者のこうした行動は、事業者をより環境に配慮する方向へと変えていくことにもつながります。

Ⅱ PRTR 制度とは

1 PRTR 制度のしくみ	6
2 対象となる化学物質	8
3 対象となる事業者	10
4 対象事業者が届け出るもの	11
5 排出量・移動量の把握、届出	12
6 対象事業者以外からの排出（国の推計）	13

PRTR 制度とは **Pollutant Release and Transfer Register**

化学物質 排出・移動量 届出制度の略称です。

化学物質の排出・移動に関する情報を 国が 1 年ごとに集計し、公表する制度。

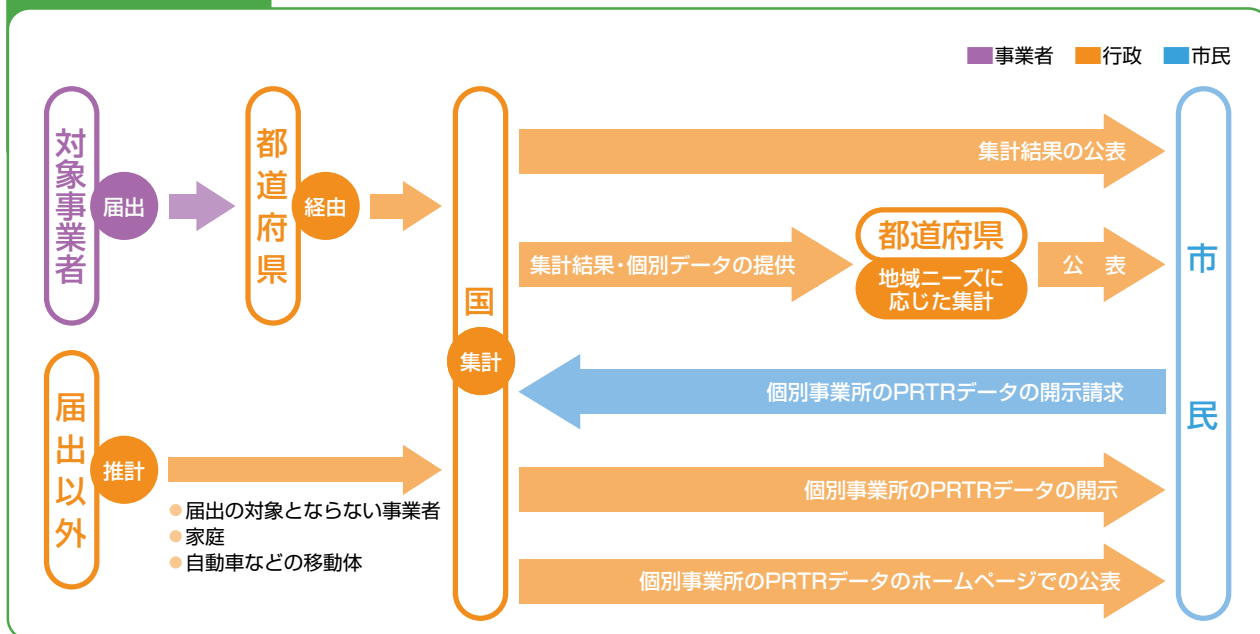
人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るとともに、化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らすための制度の1つとして、PRTR 制度が設けられています。PRTR 制度は、これまで市民がほとんど目にする事のなかった化学物質の排出・移動に関する情報を国が 1 年ごとに集計し、公表する制度です。

国がデータを集計・公表するためには、対象となる**事業者**^{※1}が、環境中に排出した化学物質の量（排出量）や廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量（移動量）を自ら把握し、年に 1 回国に届け出ることから始まります。

国は、その届出データを集計するとともに、**届出の対象とならない事業者**^{※2}や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量を推計して、2 つのデータを併せて公表します。

また、事業者から届け出られた個別事業所ごとの情報についても、ホームページ上で公表しています（詳細は、54 ページをご参照ください）。

PRTRデータの流れ



※1 「事業者」には民間の企業だけでなく、国や地方公共団体などの廃棄物処理施設や下水道処理施設、教育・研究機関なども含まれます。詳細については、10 ページをご参照ください。

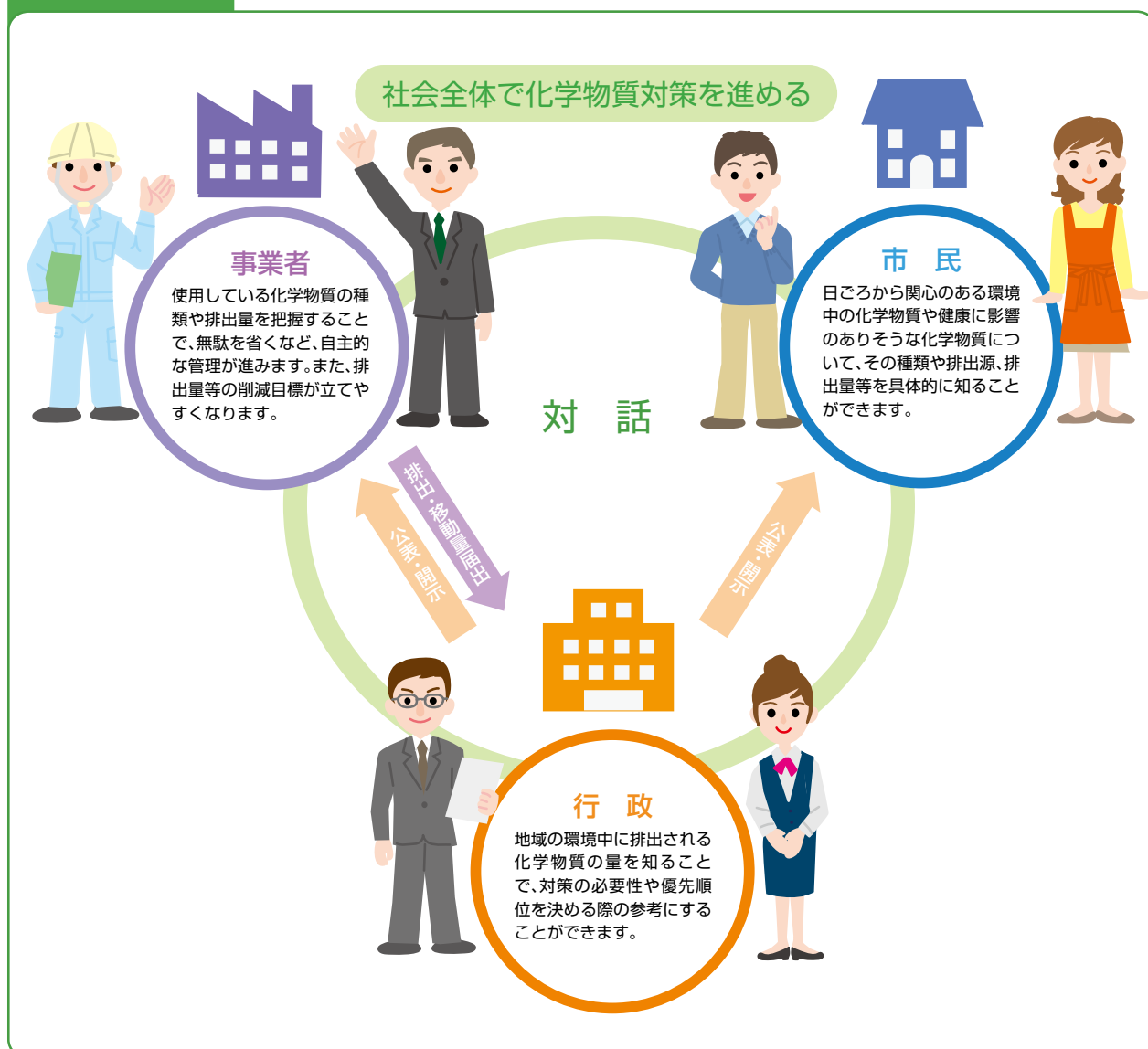
※2 届出が必要な業種に該当しない、または、従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないといった理由から、PRTR 制度で届出を行うことが義務付けられていない事業者を指します。

PRTR 制度は、化学物質の情報を共有し、協力して取組を進める。

PRTR 制度によって、市民や行政は、化学物質の排出に関するより詳しい情報を入手することが可能となりました。これにより、市民にはこれまで行政や事業者任せのしかなかった化学物質問題への取組に積極的に参加する機会が広がりました。

PRTR データを利用して、市民、事業者、行政が、化学物質の排出の現状や対策の内容、進み具合について話し合いながら、協力して化学物質対策を進めていくことが期待されます。

PRTRの基本構造



化学物質排出把握管理促進法

PRTR 制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化されています。この法律は「化学物質排出把握管理促進法」や「化管法」、「PRTR 法」といった略称と呼ばれていますが、このガイドブックの中では「化管法」と表記します。化管法の詳細については、74 ページをご参照ください。

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が対象

化管法の対象となる化学物質は、人の健康を損なうおそれ（発がん性、変異原性、感作性など）又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれ（生態毒性）があるもので、環境中に存在すると考えられる量の違いによって第一種指定化学物質と第二種指定化学物質の2つに区分されています。

PRTR 制度の届出の対象となるのは、第一種指定化学物質で、このうち、人に対する発がん性等があると評価されている物質は、特定第一種指定化学物質と呼ばれています。

第一種指定化学物質を他の事業者に譲渡・提供する場合には、有害性に関する情報や取扱方法などを記載した **SDS（安全データシート）**^{※3} を提供することが事業者には義務づけられています。

第二種指定化学物質については排出量等を国に届け出る必要はありませんが、第一種指定化学物質と同様 SDS の提供が求められています。

第一種指定化学物質：排出量・移動量の届出と SDS の提供

次のいずれかの**有害性**^{※4}の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するもの

- 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの
- その物質自体は人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがなくても、環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの
- オゾン層を破壊するおそれがあるもの

特定第一種指定化学物質

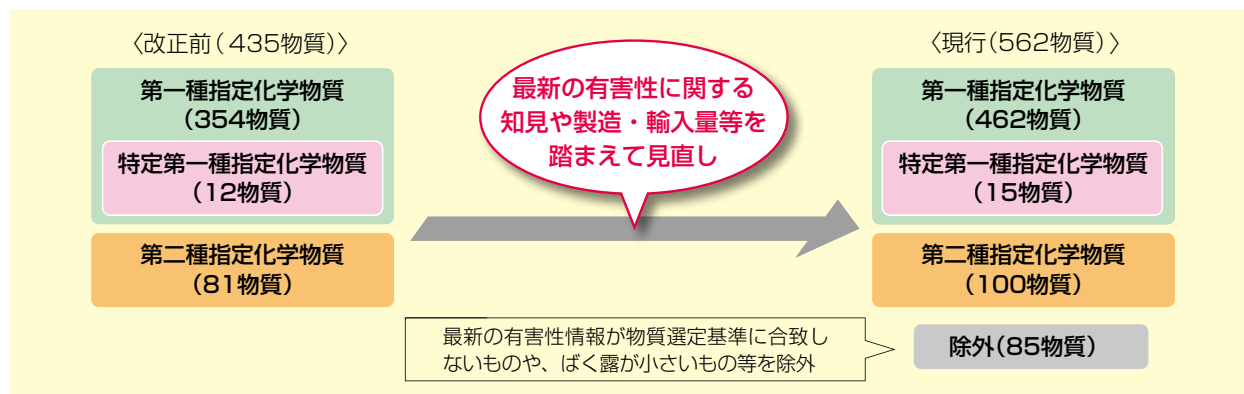
人に対する発がん性等があると評価されているもの

ニッケル化合物、ベンゼン、砒素及びその無機化合物、ダイオキシン類など

第二種指定化学物質：SDS の提供

第一種指定化学物質と同じ有害性の条件に当てはまり、製造量の増加等があった場合には、環境中に広く存在することとなると見込まれるもの

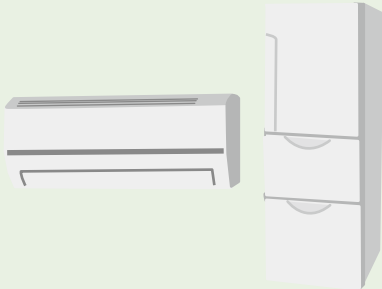
平成 20 年 11 月の化管法施行令の改正により、対象物質が見直されました。これにより第一種指定化学物質は 354 物質から **462 物質**に、第二種指定化学物質は 81 物質から **100 物質**に変わりました（改正の概要については 76 ページ参照）。平成 22 年度把握の排出・移動量から見直し後の対象化学物質で事業者が届け出て、排出量・移動量が集計されました。届出対象物質リストは、78 ～ 93 ページをご覧ください。



※ 3 SDS については、102 ページをご参照ください。

※ 4 有害性については、100 ページをご参照ください。

■ 対象化学物質の例

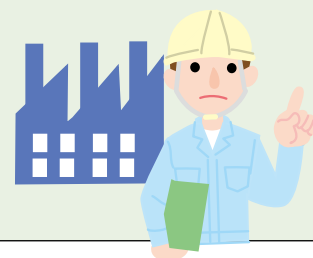
	主な用途	有 害 性
人の健康を損なうおそれがあるもの (例：ベンゼン) 	基礎化学原料として多方面の分野で使われており、ベンゼンから合成される代表的な化学物質には、スチレン（合成樹脂や合成ゴムの原料）、シクロヘキサン（ナイロン繊維の原料）、フェノール（合成樹脂、染料、農薬などの原料、消毒剤）、無水マレイン酸（合成樹脂、樹脂改良剤などの原料）などがあります。 なお、ガソリンの中に数%のベンゼンが含まれていましたが、低ベンゼン化が進められ、大気汚染防止法に基づく規制の改正によって、自動車用ガソリンのベンゼンの許容限度は、2000年1月より1%以下（体積比）になっています。また、たばこの煙にもベンゼンは含まれています。	人への発がん性（白血病）が認められています。また、高濃度のベンゼンを長期間体内に取り込むと、造血器に障害を引き起こすことが報告されています。
動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの (例：ノニルフェノール) 	主に工業用の界面活性剤の合成用原料として使われています。 この他、印刷インキの材料、酸化防止剤の原料、フェノール樹脂用積層板の原料やエポキシ樹脂などへの安定剤として使われています。	水生生物に悪影響を及ぼすことが示唆されています。また、同一濃度では女性ホルモンよりはかなり弱いながらも、メダカに対する内分泌かく乱作用を持つことが推察されています。 なお、今のところラットに対する試験では、明らかな内分泌かく乱作用は確認されていません。
オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの (例：ジクロロジフルオロメタン（CFC-12）) 	不燃性であること、熱に対しても化学的にも安定で分解しにくいことなどの性質があり、断熱材の発泡剤、業務用冷凍空調機器の冷媒、家庭用冷蔵庫の冷媒、飲料用自動販売機の冷媒、カーエアコンの冷媒、ぜん息治療薬用噴霧吸入器の噴射剤として使われてきました。	フロン類は成層圏オゾン層を破壊することにより、間接的に人の健康へ影響を及ぼします。オゾン層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。オゾン層が減少すると地上に達する紫外線が増え、皮膚がんや白内障の増加など、人の健康への影響が懸念されています。

「対象業種」「従業員数」「取扱量等」の条件を全て満たす事業者が対象。

PRTR 制度の対象化学物質を製造したり、使用したり、環境中へ排出している事業者のうち、**以下の3つの条件すべてに合致する事業者に届出の義務が課されています**^{※5}。

①対象業種（日本標準産業分類（平成5年改定）による業種区分に基づく）

金 属 鉱 業	電 気 業	自 動 車 整 備 業
原 油 ・ 天 然 ガ ス 鉱 業	ガ ス 業	機 械 修 理 業
製 造 業	熱 供 給 業	商 品 検 査 業
●食料品製造業	下 水 道 業	計 量 証 明 業
●飲料・たばこ・飼料製造業	鉄 道 業	一般計量証明業を除く
●繊維工業	倉 庫 業	一 般 廃 棄 物 処 理 業
●衣服・その他の繊維製品製造業	農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限り	ごみ処分量に限る
●木材・木製品製造業	石 油 卸 売 業	産 業 廃 棄 物 処 分 業
●家具・装備品製造業	鉄スクラップ卸売業	特別管理産業廃棄物処分量を含む
●パルプ・紙・紙加工品製造業	自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限り	医 療 業（注）
●出版・印刷・同関連	自 動 車 卸 売 業	高 等 教 育 機 関
●化学工業	自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限り	自 然 科 学 研 究 所
●石油製品・石炭製品製造業	燃 料 小 売 業	（注）平成20年11月の化管法施行令の改正により対象業種に「医療業」が追加されています。平成22年度以降の公表データから医療業の排出量・移動量が含まれています。
●プラスチック製品製造業	洗 濯 業	
●ゴム製品製造業	写 真 業	
●なめし革・同製品・毛皮製造業		
●窯業・土石製品製造業		
●鉄鋼業		
●非鉄金属製造業		
●金属製品製造業		
●一般機械器具製造業		
●電気機械器具製造業		
●輸送用機械器具製造業		
●精密機械器具製造業		
●武器製造業		
●その他の製造業		



②従業員数／常用雇用者 21 人以上の事業者

③第一種指定化学物質のいずれかを 1 年間に 1 トン以上（特定第一種指定化学物質については 0.5 トン以上）取り扱う事業所を有するなどの要件を満たす事業者又は特別要件施設（廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など）を有する事業者

全国数百万の事業所（民営・公営含む）のうち、この条件をすべて満たす事業所はおおよそ 4 万事業所です。対象業種以外や、対象業種であっても従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないなどの理由で PRTR 制度の対象とならない事業所からの排出量は、家庭や自動車などからの排出量と同様に国が推計します。

※5 対象事業者選定の考え方や選定の経緯については、「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について（中央環境審議会第二次答申）－PRTR 対象事業者等について－」

<http://www.env.go.jp/council/former/tousin/040002-2.pdf> をご参照ください。

対象化学物質の環境中への排出量、 廃棄物に含まれての移動量を届出

対象事業者は、年に1度、前年度の事業所ごとの対象化学物質の排出量及び移動量を国へ届け出ることが義務づけられています。

排出量とは、生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量で、以下の①から④に分けられています。

移動量とは、廃棄物の処理を事業所の外で行うなどで移動する第一種指定化学物質の量のことで、以下の⑤と⑥に分けられています。

排出量 ①大気への排出

大気への排出量は、排気口や煙突からの排出ばかりではなく、ペンキなどの塗料に含まれる成分の揮発も排出と考えます。

②公共用水域^{※6}への排出

公共用水域への排出量は、河川や湖沼、海などに排出した量をいいます。

③事業所における土壌への排出

土壌への排出量は、タンクやパイプから土壌へ漏洩した量なども排出とみなします。

④事業所における埋立処分

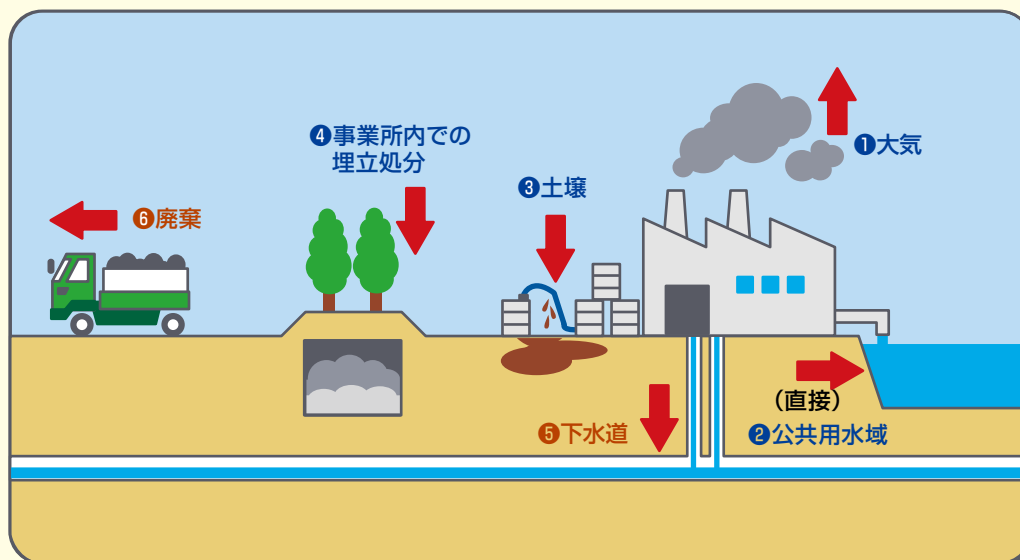
埋立処分とは、事業所で生じた対象化学物質を含む廃棄物を事業所内の埋立地に埋め立てる場合をいい、土壌への排出とは区別されます。

移動量 ⑤下水道^{※7}への移動

下水道に流した量のことをいいます。

⑥事業所の外への移動

産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量のことをいいます。



※6 公共用水域とは、水質汚濁防止法で、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」と定められており、川や湖、海などはすべて公共用水域に該当します。（下水道を除く。）

※7 下水道とは、下水道法で、「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設など」と定められており、家庭や工場などで汚れた水を、下水管渠を通じて処理場に集め、浄化して自然に返す施設です。

排出量・移動量を算出します。 届出は電子届出も可能です。

事業所では1年間の排出量や移動量を必ずしも実際に測定しているわけではなく、以下の5つの算出方法※8のいずれかを使って求めています。

- ① 事業所に入ってきた量と出ていった量の差を求める
- ② 排ガスや排水の濃度を実際に測定し、それに排ガス・排水量を乗じる
- ③ 取扱量（事業所で取り扱った量）に排出係数（これくらいが環境中に出ていくとされる割合）を乗じる
- ④ 排ガス・排水量に物性値（蒸気圧、溶解度など、含まれている化学物質の量を固定できる値）を乗じる
- ⑤ その他、的確に算出できると認められる方法

のいずれかの方法で算定して求め、有効数字2桁で記入します。

■ 届出について

事業者は「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」の様式に従って届出を行います。

これは、①事業者の名前や事業所の住所、その事業所で行われている事業の業種などを記入するものと、②その事業所から排出または移動される化学物質の量を記入するものの2種類があり、②は、1つの化学物質につき1枚作成されます。

届出は、「書面」「磁気ディスク」「電子」のいずれの方法でも受け付けていますが、直接都道府県の窓口に出向く必要がない「電子」による届出を奨励しています。

1事業所が届け出る物質の数は、業種や規模などによって異なります。例えば、平成23年度のデータでは、最も多かった事業所で84物質、1事業所あたりの平均届出物質数は6.8物質でした。



■ 企業秘密について

対象事業者は、通常、都道府県を経由して国に届け出ますが、企業秘密にあたると思われる物質についての情報は国に直接届け出ます。この情報は、国による集計・公表にあたって、秘密情報として保護されることとなりますが、企業秘密であるか否かは国で厳格に判断されます。なお、PRTR制度が開始されて以来、国への企業秘密としての届出は1件もありません。

※8 排出量の算出方法については、「PRTR 排出量等算出マニュアル」（環境省・経済産業省）
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/calc.html> をご参照ください。

届出対象外の事業者、自動車などの移動体、家庭等からの排出量は国が推計し公表します。



PRTR 制度の届出の対象となった事業者だけが化学物質の排出源ではありません。届出の対象とはならない事業者や自動車などの移動体、家庭等も排出源となっています。

これら対象事業者以外の排出源からの排出量を国が推計します。この結果は、事業者から届出された情報と併せて公表されます。

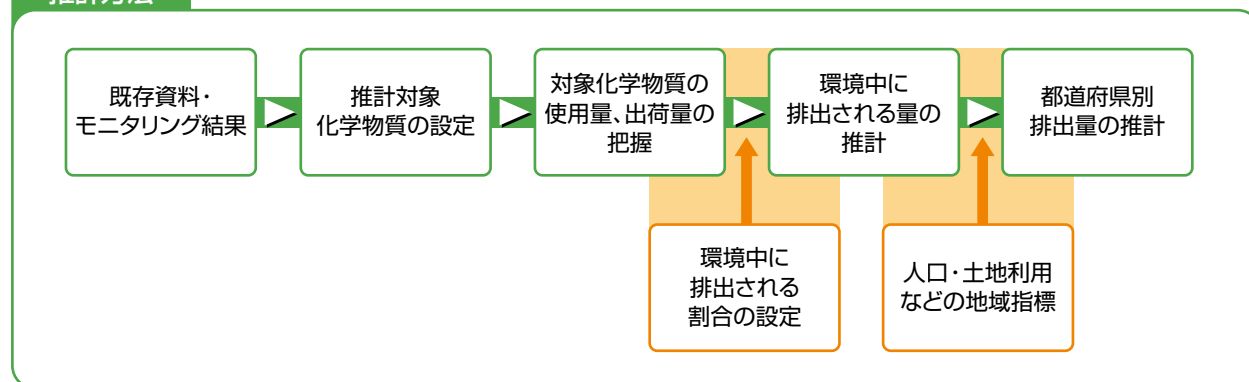
推計の対象となるのは主に次のような排出源からの排出量です。

- 届出対象業種のうち従業員数が 21 人未満の事業者
- 届出対象業種のうち事業所ごとの年間取扱量が 1 トン未満（特定第一種指定化学物質は 0.5 トン未満）の化学物質
- 届出の対象となっていない業種：建設業、飲食業、農業等
- 家庭：防虫剤、塗料、除草剤、殺虫剤、洗浄剤などの使用に伴う排出
- 移動体（交通機関）：自動車、二輪車、船舶、鉄道車両、航空機等

推計方法

届出以外の排出源からの排出量については、その排出源に応じたさまざまな**推計方法**^{※9}を用いて推計されますが、おおまかに以下のような手順で推計しています。

推計方法

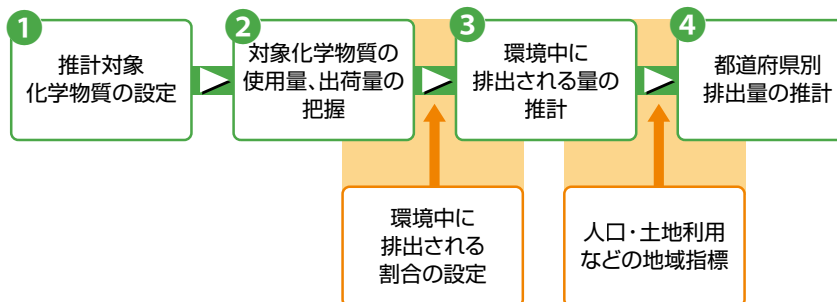


※9 推計方法の詳細は、環境省の「PRTR インフォメーション広場」の「PRTR 届出外排出量の推計方法」
http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/todokedegai_siryo.html をご参照ください。

■ 推計方法の具体例：家庭用殺虫剤の推計方法

ここでは、蚊、ハエ、ゴキブリ等の衛生害虫の駆除を目的とした家庭用殺虫剤の具体的な推計方法をご紹介します

家庭用殺虫剤の推計方法



① 推計対象化学物質の設定

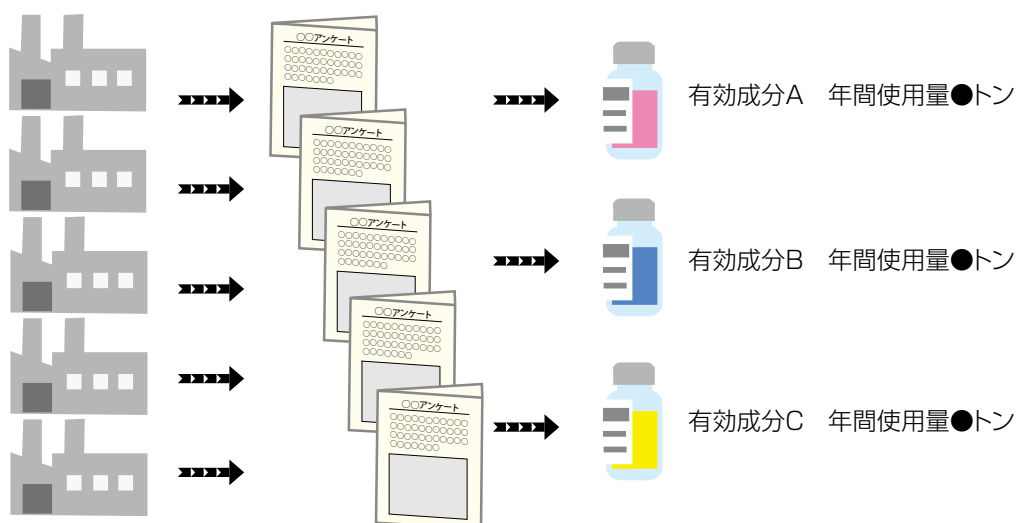
家庭用殺虫剤を製造する事業者に対して調査をしてわかった成分リストから、第一種指定化学物質に該当する物質について、家庭用殺虫剤としての排出量を推計します。

家庭用殺虫剤に含まれる対象化学物質（平成 23 年度）

	対象化学物質名（物質番号）
有効成分※10	フィプロニル（22）、テトラメトリン（153）、ジクロロベンゼン（181）、フェンチオン（252）、ペルメトリン（350）、ほう素化合物（405）、ジクロルボス（457）
補助剤※11	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（C=10～14）（30）、クレゾール（86）、ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）（407）、ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル（410）

② 推計対象化学物質の使用量、出荷量の把握

家庭用殺虫剤を製造する事業者にアンケート調査を行い、対象化学物質ごとに集計して全国の使用量を把握します。



※10「有効成分」とは衛生害虫を駆除する作用を発揮する成分です。

※11「補助剤」とは有効成分の作用を促進するための成分です。

③ 環境中に排出される量の推計

殺虫剤の使い方から環境中に排出される割合を設定して、環境中に排出される量を推計します。

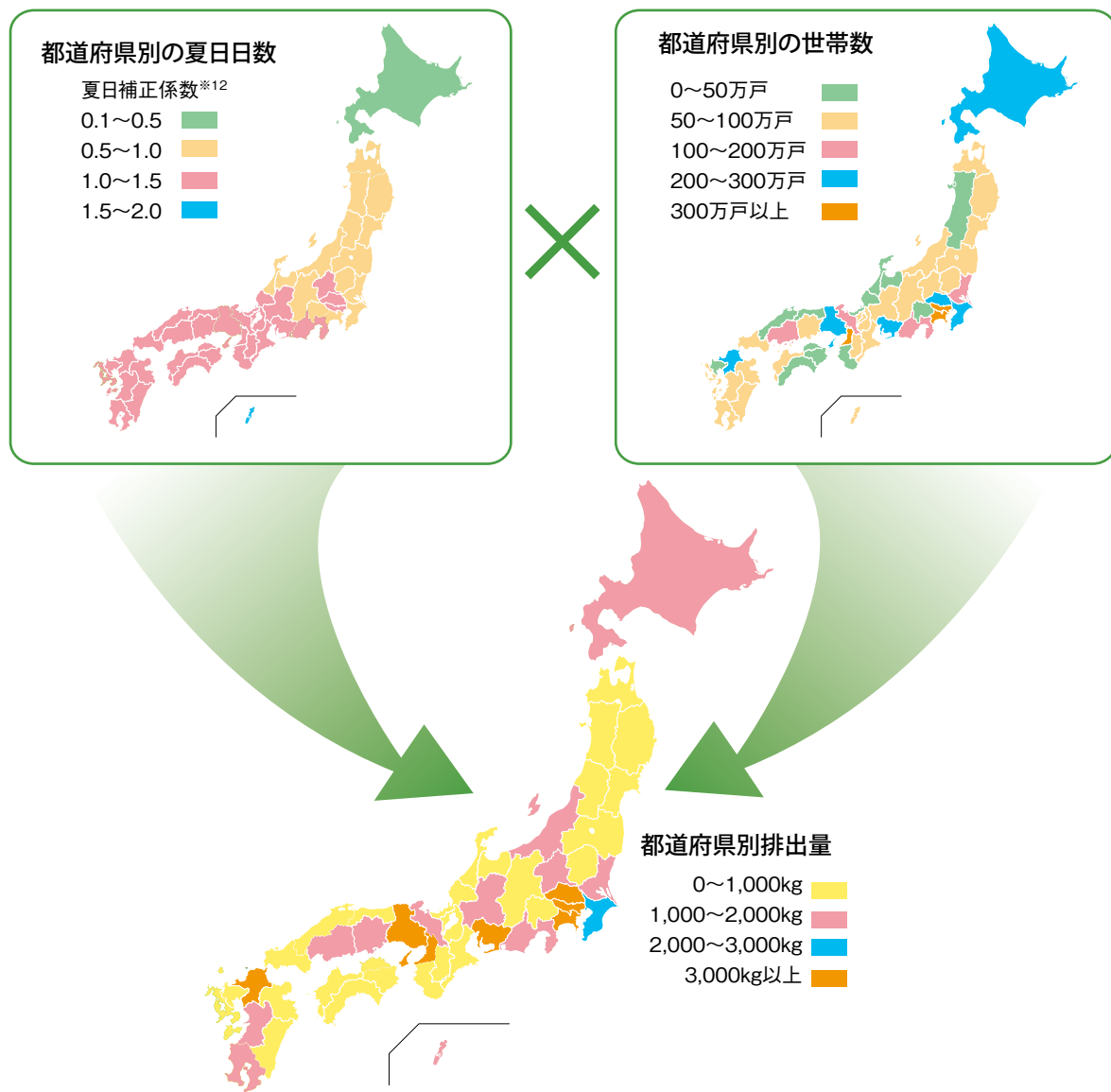


散布して使用する製品
全量が大气に排出されると仮定

害虫に食べさせる製品
環境中に排出されないと仮定

④ 都道府県別排出量の推計

都道府県別の夏日日数(衛生害虫の発生は25℃の気温が目安とされているため)と世帯数で補正して、各都道府県の排出量を推計します。(夏日係数×世帯数)



※ 12 東京都の夏日日数を 1 とした場合の各都道府県の夏日日数の値を夏日補正係数といいます。

III PRTR データ

1 PRTR データの概要	18
(1) PRTR データの構成	18
(2) 基本となる集計表	19
(3) PRTR データでこんなことがわかる	20
(4) PRTR データの取扱い上の留意点	20
2 平成 23 年度 PRTR データの集計結果	22
(1) 平成 23 年度 PRTR データの概要	22
(2) 平成 23 年度 PRTR データをグラフや表で見る	23
① 全国の届出排出量・届出外排出量	23
② 都道府県別に見る	25
③ 排出先別割合	27
④ 大気・水・土壌に多く排出されている物質	28
⑤ 排出量の多い業種	29
⑥ 家庭から排出される物質	31
⑦ 身の回りの気になる物質	32
⑧ 移動量	34
⑨ 東日本大震災の影響	37
3 平成 15 ～ 23 年度 PRTR データの集計結果	38
① 届出事業所数の変遷	38
② 全国の排出量・移動量	39
③ 大気・水・土壌に多く排出されている物質	41
④ 移動量	43
「新規物質の届出排出量・移動量の集計結果」	45
4 ホームページ上で PRTR データを見る	46
環境省「PRTR 集計・公表システム」	46
環境省「PRTR データ地図上表示システム」	50
5 個別事業所の PRTR データを入手する	54
(1) 個別事業所のデータと	
「PRTR けんさくくん」の利用について	54
(2) 環境省「地図上表示システム」の利用について	56
(3) 開示請求	56

(1) PRTRデータの構成

PRTR データは、排出源別に次の 5 種類のデータで構成されています。



届 出

対象となる業種に含まれ、従業員、取扱量が一定規模以上の事業所からの排出量



届出
対象外

対象となる業種に含まれるが、従業員、取扱量が一定規模未満のため、届け出していない事業所からの排出量



非対象
業種

届出の対象となる業種に該当しない事業所からの排出量



家 庭

家庭からの排出量



自動車
など

自動車など移動体からの排出量

このうち  **届 出** は届出データ、 **届出対象外**  **非対象業種**  **家庭**  **自動車など** は国による推計データです。推計の対象となる製品などについては図外に示してあります。  部分以外が国で推計した部分です。

●集計の対象となる排出量の構成

対象業種	非対象業種	家 庭
 届 出 届出対象 従業員21人以上 年間取扱量1トン以上	 届出対象外 年間取扱量 1トン未満 非対象業種 倉庫業 農業、林業、ゴルフ場等 建物サービス業等 建物業等 飲食業等 漁業等 漁網防汚剤 汎用エンジン 水道のトリハロメタン オゾン層破壊物質／ダイオキシン類	 家 庭 農 薬 殺虫剤 接着剤 塗 料 洗浄剤 防虫剤・消臭剤 たばこの煙 化粧品
 届出対象外 従業員 21人未満 下水処理施設 低含有率物質		
 移動体 自動車、二輪車、特殊自動車（建設機械、農業機械、産業機械）、船舶（貨物船・旅客船等、漁船）、鉄道車両、航空機		

注）あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではありません。

(2) 基本となる集計表

PRTR データは、事業者からの届出と国の推計に基づいた化学物質の排出量・移動量を表にして公表されます。結果を分かりやすく示すために、表やグラフなどに加工してありますが、基本となるのは「化学物質の名称」とその「排出量」「排出先」についての単純な数値データです。なお、事業者の届出データには大気、公共用水域など排出先も記入されています。

平成 23 年度の届出データ为例に見てみましょう。下表は、対象化学物質別に、いくつの事業所から届出があったか、それぞれ大気、公共用水域（河川や海など）、事業所敷地内の土壌のどこにどれだけ排出されたか、事業所敷地内にどれだけ埋立処分されたか、廃棄物として事業所の外へ運び出された量はどれくらいか、といった基礎的な情報を集計したものです。

このような数値データをもとにして、全国的に排出量の多い物質は何か、業種別や地域別にどのような特徴があるか、といったさまざまな視点で整理、集計することができます。

届出

この物質について何件の届出があったか

廃棄物として、また下水道に年間何 Kg 移動されたか

対象物質		報告事業所数 (件)			排出件数 (件)				移動件数 (件)			排出量 (kg/年:ダイオキシン類はmg-TEQ/年)					移動量 (kg/年:ダイオキシン類は mg-TEQ/年)			排出・移動 量合計	
物質 番号	物質名	排出	移動	全体	大気	公水	土壌	埋立	合計	廃棄物	下水道	合計	大気	公共 用水域	土 壌	埋立	合計	廃棄物 移動	下水道へ の移動		合計
0001	亜鉛の水溶性化合物	2623	509	3910	93	2577	5	4	2679	459	119	578	18786	586372	9	22106	627273	3280409	14811	3295220	3922493
0002	アクリルアミド	26	41	107	23	9	0	0	32	39	4	43	259	8	0	0	267	8493	10	8502	8769
0003	アクリル酸エチル	84	68	120	83	8	0	0	91	67	7	74	15294	242	0	0	15536	124652	125	124776	140312
0004	アクリル酸及びその水溶性塩	113	111	225	105	17	0	0	122	107	12	119	40362	16090	0	0	56451	461596	9196	470791	527243
0005	アクリル酸2- (ジメチルアミノ) エチル	5	2	12	5	0	0	0	5	2	0	2	1	0	0	0	1	112	0	112	113
0006	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	19	37	78	18	1	0	0	19	37	1	38	295	4	0	0	299	637700	0	637700	637999
0007	アクリル酸ノルマルブチル	116	100	186	111	12	0	0	123	99	9	108	26996	672	0	0	27668	179459	95	179554	207222
0008	アクリル酸メチル	61	44	102	61	8	0	0	69	44	1	45	20065	559	0	0	20623	43111	0	43111	63734
0009	アクリロニトリル	116	68	155	112	17	0	0	129	67	6	73	162311	5484	0	0	167795	156107	47	156154	323949
0010	アクロレイン	4	2	9	4	3	0	0	7	2	0	2	1341	1967	0	0	3308	261	0	261	3569
0011	アジ化ナトリウム	1	5	12	0	1	0	0	1	4	1	5	0	170	0	0	170	15910	6	15916	16086
0012	アセトアルデヒド	51	11	58	46	19	0	0	65	11	1	12	55370	72967	0	0	128337	41389	110	41499	169836
0013	アセトニトリル	210	264	303	203	24	0	0	227	261	32	293	106774	6281	0	0	113055	4196427	54380	4250807	4363862
0014	アセトキシアノヒドリン	2	0	6	2	0	0	0	2	0	0	0	1105	0	0	0	1105	0	0	0	1105
0015	アセナフテン	13	4	21	13	0	0	0	13	4	0	4	18462	0	0	0	18462	7391	0	7391	25853
0016	2,2'-アゾビスイソプロピロニトリル	5	29	86	2	3	0	0	5	29	2	31	1	20	0	0	20	877	1	878	899

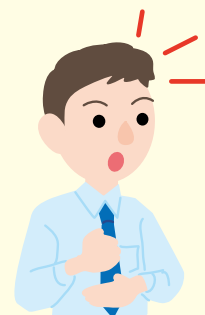
大気・水域・土壌・埋立に年間何 Kg 排出されたか

* 報告事業所数の「全体」は、当該化学物質を取り扱っていると報告があった件数であり、この中には排出量・移動量が 0 という事業者も含まれます。しかし、報告事業所数の「排出」及び「移動」には、排出量・移動量が 0 の場合、報告事業所数には含まれません。このため、「排出」及び「移動」の合計が、「全体」の合計と異なる場合があります。

(3) PRTRデータでこんなことがわかる

物質別や排出先別、地域別などの項目ごとに集計された PRTR データからは、次のようなことが分かります。

- 全国の事業者が大気、公共用水域、事業所内の土壌への排出及び事業所内で埋立処分している対象化学物質とその量
- 全国の事業者が廃棄物として下水道への放出によって事業所の外へ移動している対象化学物質とその量
- 全国の届出の対象とならない事業所や家庭、自動車などから排出される対象化学物質とその量
- 対象化学物質別の排出量・移動量
- 業種別の排出量・移動量
- 都道府県別の排出量・移動量 など



PRTR データは、事業者からの届出と国の推計に基づいた、化学物質別の排出先と排出量の情報です。そのデータを排出量の大きい順番に並べたり、排出先（大気・公共用水域・事業所内土壌・事業所内埋立）別に集計したり、地域別や業種別に区分してみると、その化学物質の排出状況にどのような特徴があるのかを知ることができます。

しかし、データの加工のしかたによっては誤解を招くものもあり、読み手にも注意が必要です。例えば、グラフ化すると分かりやすいという印象を受けますが、つい排出量の大小にだけ関心が向き、量が少なくても有害性が大きい物質などを見落としがちです。排出量の大きさがそのまま環境や人の健康への影響となるわけではありません。また、基になるデータそのものも届出や推計された数値であることから、データが絶対的な値を示しているとは限りません。

(4) PRTRデータの取扱い上の留意点

PRTR データを見たり、活用したりする上で留意すべき点は次のとおりです。

1) 届出排出量・移動量の限界

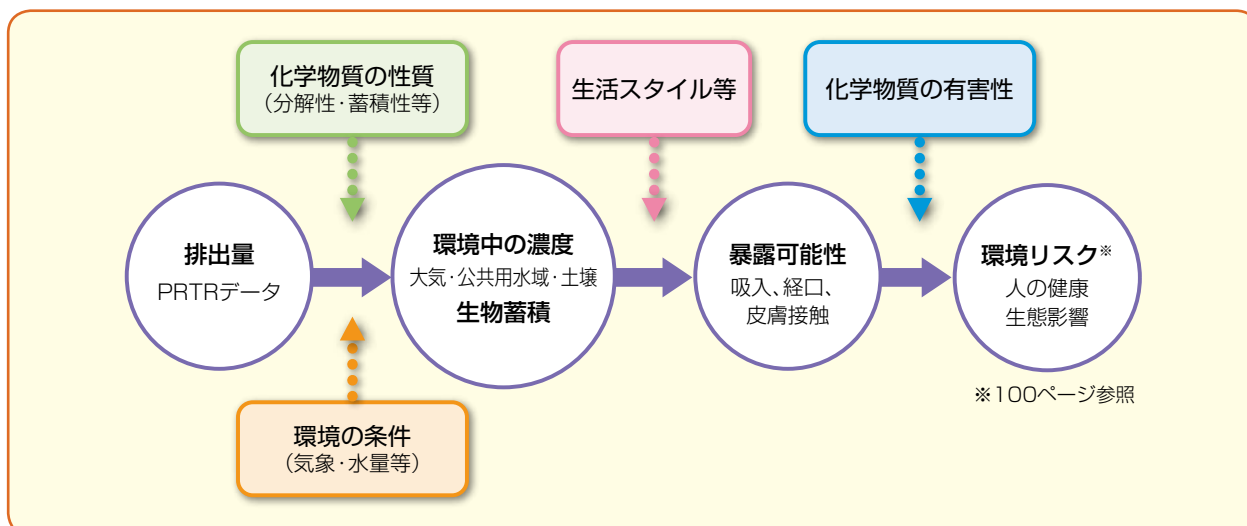
- 一定の要件を満たした事業者が届出を行うため、全国すべての事業者からの排出量等を網羅しているわけではありません。
- 事業者が届け出た排出量等は、必ずしもすべてが実際に測定した値に基づくものではないことから（12ページ参照）、データの精度には限界があります。

2) 届出外排出量の限界

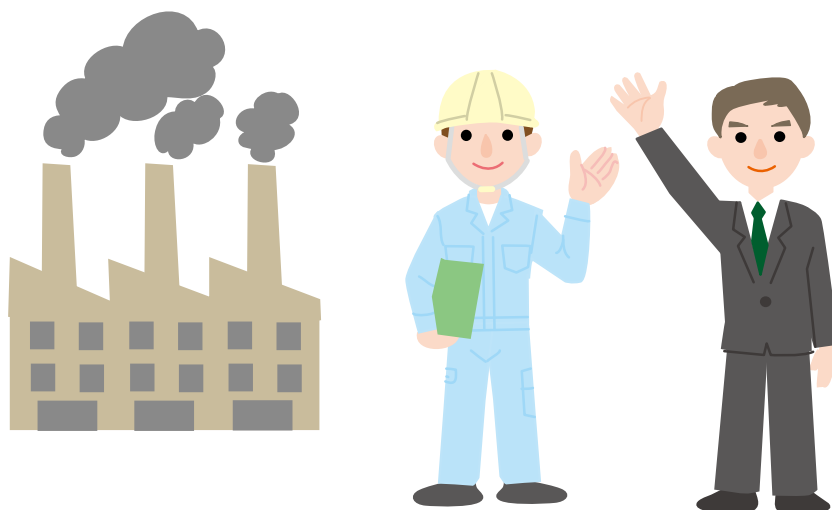
- 届出外排出量については、想定される主要な排出源を対象に国が推計を行っていますが、推計を行った時点で利用可能な信頼できる知見が存在する排出源のみが対象となっており、すべての排出源を網羅したものとはなっていません。
- 届出外排出量については、推計時点で利用可能な信頼できる知見に基づき推計を行っているものの、あくまで推計であり、データの精度には限界があります。また、排出源の種類によっても推計方法が異なるため、精度に開きがあります。

3) 公表データによるリスク評価^{※1}の限界

- 公表される PRTR データはあくまで排出量・移動量であり、環境中の濃度や、人や動植物が実際にさらされる化学物質の量（暴露量）ではありません。また、化学物質が人の健康や動植物に影響を及ぼすおそれ（リスク）の大小を直接表すものでもありません。
- 化学物質による環境や人への影響については、PRTR データに加え、それが環境中にどのように分布しているのか（環境中の濃度）、実際に人や生物にどれくらい取り込まれるのか（暴露可能性）、化学物質の有害性の程度、といったさまざまな要因と併せて分析することが必要です。この過程を模式的に示すと次の図のようになります。



- PRTR 制度で公表される排出量・移動量のみで人の健康や動植物への影響を検討することはできませんが、排出量の多い物質や地域の特特定等、リスク評価あるいはそのための**暴露評価**^{※2}の際の着目点が把握できます。
- なお、ダイオキシン類については、届出量の単位が mg（ミリグラム：1/1000 グラム）と、他の物質と比べて極端に小さいため、図表中でも単位を区別して表しています。また、ダイオキシンにはいくつかの種類があり、それぞれに毒性が異なるため、毒性の大きさを統一した量（TEQ）に変換されて届出がされます。（詳細は 33 ページ参照）



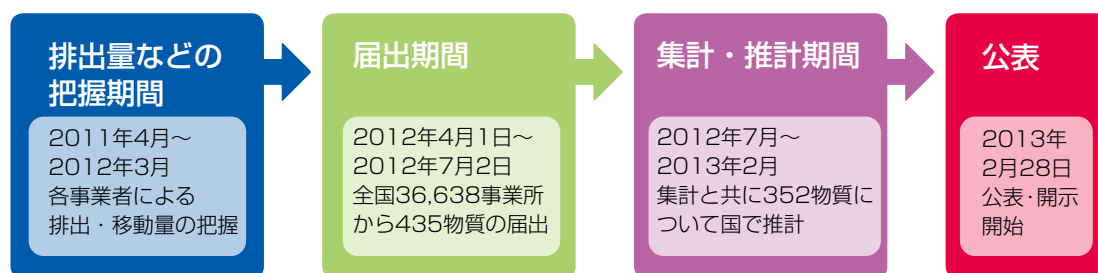
※1 リスク評価とは、人の健康や動植物への影響などを科学的に予測するために、化学物質の有害性と暴露の程度を評価することを行います。

※2 暴露評価とは、人が皮膚や口、肺などを通じて体内に取り込む化学物質の量を推定し、評価することを行います。

(1) 平成23年度PRTRデータの概要

平成 25 年 2 月に公表された PRTR データの結果は、

- ① 全国の事業者から平成24年（2012年）4月1日から7月2日までに届出のあった、平成23年（2011年）4月から翌24年（2012年）3月までの1年間の化学物質の排出量・移動量
- ② 届出の対象にならなかった事業所や家庭、自動車等の移動体などからの国が推計した化学物質の排出量を集計したものです。



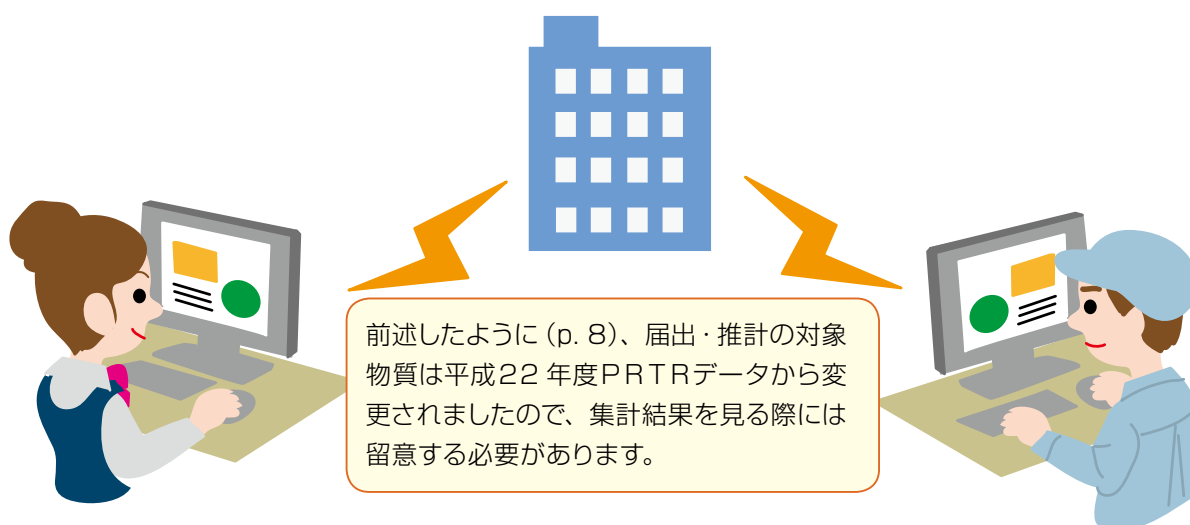
届出のあった物質と事業者

PRTR 制度の届出対象である第一種指定化学物質（462 物質）のうち、事業者から排出量・移動量について届出があった物質は 435 物質でした。

事業者から全国 36,638 事業所の届出があり、1 事業所あたりの平均届出物質数は 6.8 物質でした。

国が推計を行った物質

届出を行った事業者以外からの排出は、届出の対象とならない事業者からの排出や、家庭で使用される防虫剤や塗料、洗剤などの排出、自動車等の移動体から排出される 352 物質を推計しました。



注）ここで紹介する平成 23 年度PRTRデータは、平成 25 年 1 月末時点で把握していたものです。その後、届出値の修正等により、データが変更となる可能性があります。

(2) 平成23年度PRTRデータをグラフや表で見る

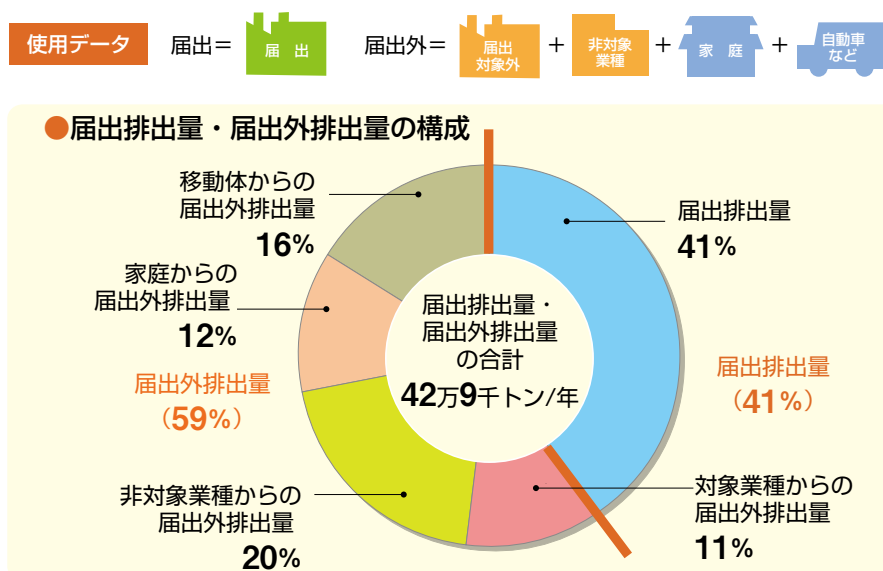
① 全国の届出排出量・届出外排出量

[データの項目]

事業者から届け出られた排出量の435物質と、届出の対象とはならない事業者や家庭、自動車などからの排出量として国が推計した352物質について、それぞれの物質毎に排出量を足し合わせ、ある物質が全国で1年間に環境中に排出された総量を計算します。

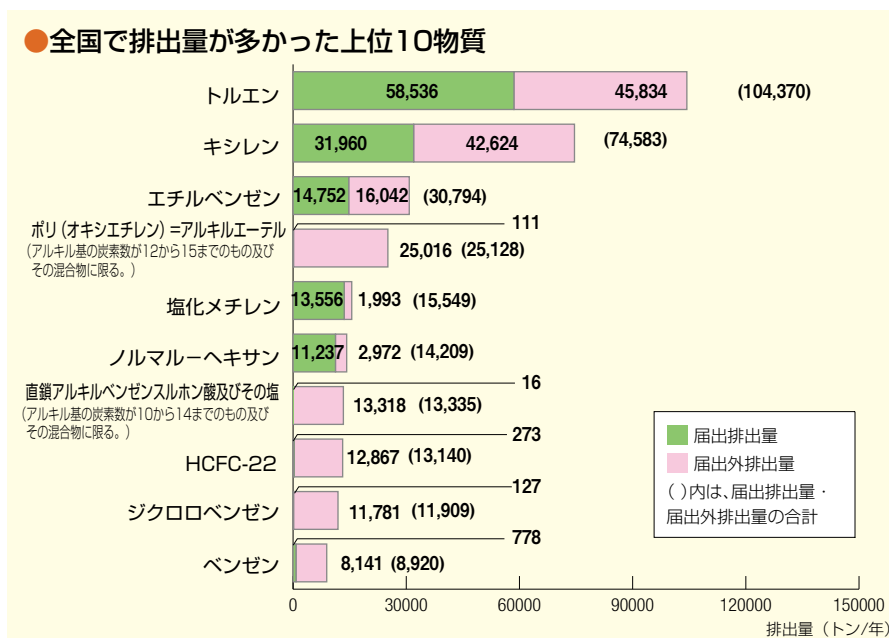
[集計・加工例]

総届出排出量・総届出外排出量の構成をグラフで示してみました。



[集計・加工例]

届出排出量と届出外排出量の総排出量が多い上位10物質をグラフで示してみました。



[データを見る上で留意すること]

排出量の多い物質ほど人の健康や動植物の生息もしくは生育への影響も大きいと考えがちですが、ある化学物質がどの程度の影響を及ぼすおそれがあるかについては、排出量の大小だけでは判断できません。

人の健康や環境への影響については、①化学物質の有害性の程度、②その化学物質が環境中にどのように分布しているのか(環境中の濃度)、③環境中から人や動植物にどれくらい取り込まれるのか(暴露量)などの情報を総合的に検討する必要があります。

[関連情報]

排出量の多かった上位 5 物質の主な用途と有害性^{※3}は次のとおりです。

排出量	物質名	主な用途	長時間（反復）暴露による人の健康や動植物の生息もしくは生育への影響
1 位	トルエン	多種多様な化学物質を合成する原料、油性塗料や印刷インキ、油性接着剤などの溶剤、ガソリンの成分（排ガスに含まれる）	トルエンを長期間にわたって体内に取り込んだ結果、視野狭さく、眼のふるえ、運動障害、記憶障害などの神経系の障害のほか、腎臓、肝臓や血液への障害が報告されています。また、トルエンはシックハウス症候群との関連性が疑われていることから、室内空気濃度の指針値が定められています。また、水道水質管理目標値や水質要監視項目の指針値が定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはない判断されています。
2 位	キシレン	化学物質の合成原料、油性塗料や接着剤、印刷インキ、シンナー、農薬の溶剤、灯油や軽油、ガソリンの成分	高濃度のキシレンは、眼やのどなどに対する刺激性や、中枢神経へ影響を与えることが報告されています。シックハウス症候群との関連が疑われていることから、室内空気濃度の指針値が定められています。また、水質要監視項目の指針値が定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはない判断されています。
3 位	エチルベンゼン	スチレンの原料、油性塗料や接着剤、インキの溶剤、混合キシレンの成分	エチルベンゼンは、シックハウス症候群との関連性が疑われていることから、室内空気濃度の指針値が定められています。現時点では環境中の水生生物へ悪影響を及ぼすことはない判断されています。
4 位	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	台所用洗剤、洗濯用洗剤、工業用洗剤、化粧品のクリームやローションの乳化剤、農薬の補助剤、医薬品の乳化剤や分散剤	人の皮膚に対して刺激性はないか、あってもごく弱い一時的な刺激性がありますが、湿疹患者に対しては皮膚への感作性を示す可能性があります。現時点では、食物や飲み物を通じて口から取り込んだ場合について、人の健康に悪影響を及ぼすことはないと考えられていますが、皮膚からの経路については、情報の収集が必要であるとされています。
5 位	塩化メチレン	洗浄剤（金属部品等の油を除去）、医薬品や農薬製造時の溶剤、エアゾール噴射剤、塗装の剥離剤	飲み水に混ぜてラットに与えた実験では肝毒性が認められており、この結果から、水道水質基準、水質環境基準、地下水環境基準が設定されています。また、高濃度の塩化メチレンを扱う作業環境などにおいて、吐き気、だるさ、めまい、しびれなどの神経系の症状が報告されており、神経系への影響に関する人のデータに基づき大気環境基準が設定されています。工場・事業場の周辺環境で高い濃度を示す可能性があります。一般環境においては呼吸に伴う人の健康への影響は小さいと考えられます。

※3 化学物質一般の有害性については100、101ページをご参照ください。

また、個別の対象物質の有害性については、以下のホームページが参考となります。

「PRTR法指定化学物質データ検索」 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/db.php3>

「対象化学物質情報」 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html

「化学物質ファクトシート」 <http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>

② 都道府県別に見る

〔データの項目〕

下表は、平成23年度データの都道府県別の届出排出量及び届出外排出量の概要です。この表では、対象事業所からの届出数とその排出量、国が推計を行った排出量、届出分と推計分を合わせた排出量の合計、日本全国の排出量に占める各都道府県の割合などが示されています。

● 平成 23 年度の都道府県別届出排出量及び届出外排出量

都道府県	届出数	届出排出量 (kg/年)	届出外排出量 (kg/年)					排出量合計 (kg/年)*	割 合
			対象業種	非対象業種	家 庭	移動体*	合 計*		
北海道	1,997	2,784,487	1,572,453	6,403,765	1,466,613	3,268,088	12,710,918	15,495,405	3.62%
青森県	458	537,871	431,232	2,345,162	1,001,906	987,380	4,765,680	5,303,551	1.24%
岩手県	513	2,843,628	386,094	1,077,619	866,626	1,071,837	3,402,177	6,245,804	1.46%
宮城県	707	1,171,703	655,474	1,003,057	925,273	1,328,782	3,912,586	5,084,289	1.19%
秋田県	503	3,166,580	413,216	881,147	723,812	762,861	2,781,036	5,947,616	1.39%
山形県	507	774,813	463,585	1,056,685	548,449	887,236	2,955,956	3,730,768	0.87%
福島県	936	4,450,111	796,808	1,136,975	1,173,280	1,314,207	4,421,270	8,871,381	2.07%
茨城県	1,151	7,618,107	1,397,327	3,579,108	1,689,613	2,198,556	8,864,604	16,482,711	3.85%
栃木県	741	5,073,994	836,008	1,332,573	1,066,842	1,672,026	4,907,449	9,981,443	2.33%
群馬県	794	4,160,390	938,312	3,387,557	1,285,148	1,593,991	7,205,009	11,365,399	2.65%
埼玉県	1,593	8,459,235	2,629,496	2,065,484	2,667,641	2,949,512	10,312,133	18,771,367	4.38%
千葉県	1,327	6,828,791	1,395,716	3,913,366	2,676,606	2,859,383	10,845,070	17,673,861	4.12%
東京都	1,223	2,129,055	4,076,401	8,149,938	2,172,783	3,512,278	17,911,399	20,040,454	4.68%
神奈川県	1,463	7,463,558	2,270,839	3,561,558	1,839,157	2,900,178	10,571,732	18,035,290	4.21%
新潟県	1,045	3,164,767	984,075	1,321,832	1,315,380	1,555,025	5,176,312	8,341,080	1.95%
富山県	519	2,267,981	472,789	1,471,070	478,391	682,602	3,104,853	5,372,834	1.25%
石川県	476	2,147,196	535,005	1,496,947	569,466	719,991	3,321,409	5,468,605	1.28%
福井県	372	2,121,186	432,647	1,140,689	394,994	646,917	2,615,248	4,736,434	1.11%
山梨県	345	1,531,955	427,604	488,534	489,196	850,183	2,255,517	3,787,472	0.88%
長野県	1,239	1,922,742	870,043	883,609	931,410	1,863,763	4,548,825	6,471,567	1.51%
岐阜県	891	6,628,012	1,010,247	748,250	1,036,463	1,520,870	4,315,831	10,943,843	2.55%
静岡県	1,619	9,273,644	1,780,290	1,732,662	2,156,378	2,243,786	7,913,116	17,186,760	4.01%
愛知県	2,118	12,494,205	3,376,511	3,736,458	3,343,425	3,199,637	13,656,032	26,150,236	6.10%
三重県	828	5,733,550	725,135	957,953	1,074,669	1,583,776	4,341,533	10,075,082	2.35%
滋賀県	627	3,971,854	463,728	392,038	492,969	1,098,428	2,447,163	6,419,017	1.50%
京都府	599	2,205,504	1,011,210	681,083	779,307	1,345,335	3,816,935	6,022,439	1.41%
大阪府	1,670	4,664,001	3,779,439	3,128,872	2,268,499	2,673,302	11,850,112	16,514,113	3.85%
兵庫県	1,588	8,415,806	1,863,625	1,918,222	1,553,364	2,266,443	7,601,653	16,017,460	3.74%
奈良県	313	656,253	453,883	382,568	636,369	935,073	2,407,894	3,064,147	0.72%
和歌山県	297	980,927	388,995	1,272,107	926,859	758,851	3,346,812	4,327,739	1.01%
鳥取県	264	535,001	173,881	500,143	361,665	546,920	1,582,609	2,117,609	0.49%
島根県	268	1,898,949	257,030	516,666	550,089	632,456	1,956,242	3,855,191	0.90%
岡山県	828	4,996,881	642,595	1,042,354	1,109,710	1,271,700	4,066,359	9,063,240	2.11%
広島県	923	10,285,564	1,067,352	1,785,411	1,400,857	1,705,537	5,959,157	16,244,720	3.79%
山口県	580	4,262,562	463,524	2,680,872	793,738	1,045,899	4,984,033	9,246,595	2.16%
徳島県	305	449,308	423,498	939,047	705,308	573,023	2,640,876	3,090,184	0.72%
香川県	410	4,453,227	320,890	570,652	676,318	720,100	2,287,960	6,741,188	1.57%
愛媛県	533	5,057,711	527,646	1,362,136	983,031	974,122	3,846,935	8,904,646	2.08%
高知県	197	463,928	253,396	1,029,595	571,300	547,339	2,401,630	2,865,558	0.67%
福岡県	1,205	6,062,555	1,411,492	2,867,500	1,976,520	2,130,825	8,386,337	14,448,892	3.37%
佐賀県	331	1,905,123	265,873	908,967	545,482	759,605	2,479,927	4,385,050	1.02%
長崎県	352	2,830,891	628,686	1,693,148	879,454	965,701	4,166,990	6,997,881	1.63%
熊本県	567	2,265,767	593,279	2,186,382	957,178	1,249,476	4,986,315	7,252,083	1.69%
大分県	393	1,442,103	370,102	860,993	851,747	946,083	3,028,926	4,471,028	1.04%
宮崎県	348	463,994	377,985	2,195,666	701,687	850,855	4,126,193	4,590,186	1.07%
鹿児島県	452	485,720	490,881	3,146,147	1,115,339	1,101,860	5,854,227	6,339,948	1.48%
沖縄県	223	341,927	467,665	747,046	754,428	746,192	2,715,331	3,057,258	0.71%
合 計**	36,638	173,843,114	45,573,962	86,679,615	53,484,738	68,967,263	254,705,578	428,548,692	100%
割合 (%)		40.57%	10.63%	20.23%	12.48%	16.09%	59.43%	100%	

*公表されるPRTRデータのうち、届出事業所が排出した量の合計は、各事業所から届け出られたデータ(ダイオキシン類を除き小数点第1位まで)の合計について小数点第1位で四捨五入し、整数で表示したものです。このため公表される集計表の排出量などの各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合があります。

*移動体については、都道府県に配分できないものがあるため都道府県の合計と合計欄の数値が異なります。

[データの項目]

全国の届出排出量と届出外排出量の合計を都道府県別に集計しました。

[集計・加工例]

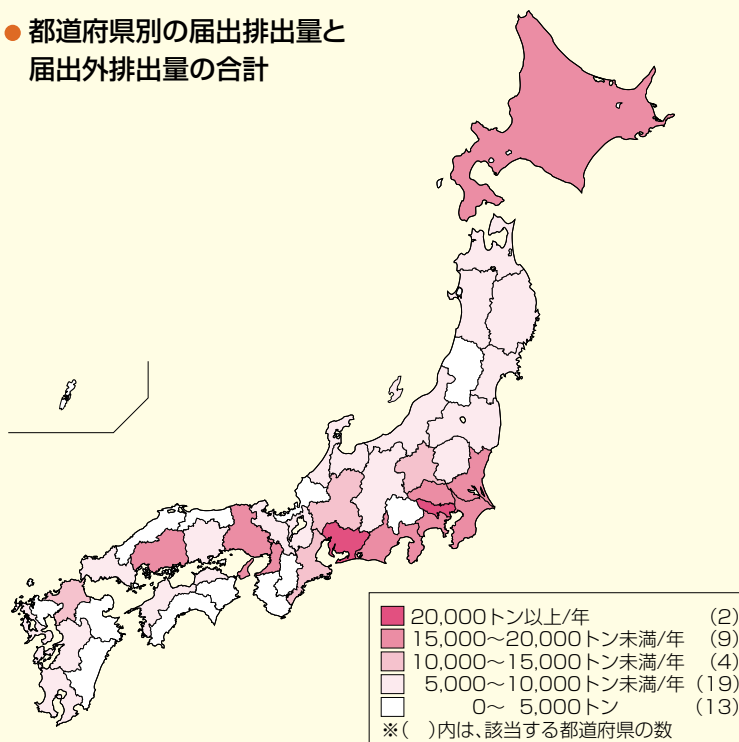
排出量の合計をそれぞれ5段階に色分けし、日本地図上に示してみました。

届出排出量と届出外排出量の合計は42万9千トンで、このうち届出排出量は17万4千トン、届出外排出量は25万5千トンとなっています。届出外排出量の内訳は、届出対象外が4万6千トン、非対象業種が8万7千トン、家庭が5万3千トン、自動車などの移動体が6万9千トンです。

使用データ



● 都道府県別の届出排出量と届出外排出量の合計



[データの項目]

全国で環境への排出量が3番目に多いエチルベンゼンを取り上げ、都道府県別の排出量を集計しました。

[集計・加工例]

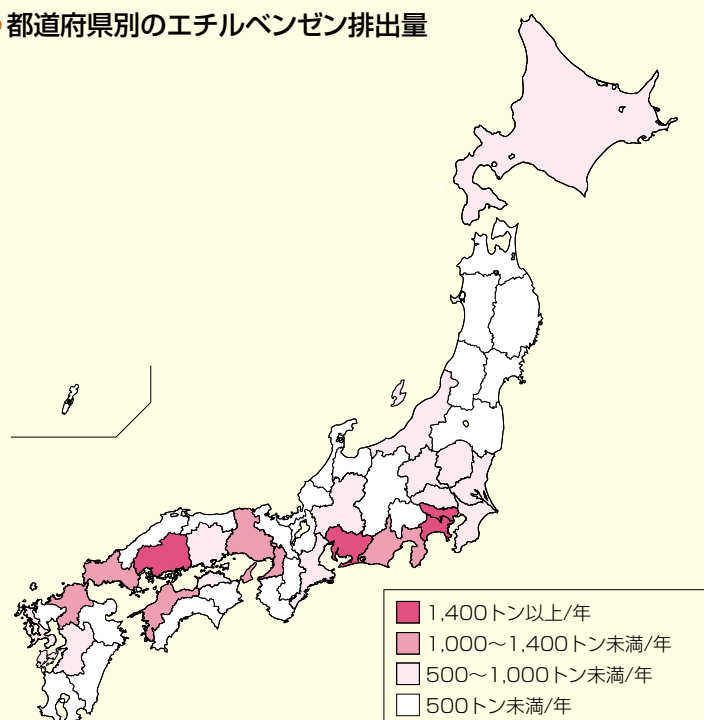
排出量の合計をそれぞれ4段階に色分けし、日本地図上に示してみました。

エチルベンゼンの排出量が多い都道府県は、東京都、愛知県、神奈川県、広島県などでした。エチルベンゼンは、プラスチックや発泡スチロールの原料となるスチレンモノマーの原料です。また、油性塗料や接着剤、インキなどの溶剤として広く使用されている混合キシレンの中にも含まれます。対象事業所の主な排出源は、輸送用機械器具製造業や化学工業などです。また、届出の対象とならない事業所や、家庭、自動車などからも多く排出されています。

使用データ



● 都道府県別のエチルベンゼン排出量



③ 排出先別割合

[データの項目]

事業者は、大気、公共用水域（河川、海など）、事業所敷地内の土壌、事業所敷地内の埋立処分のどこに化学物質を排出したかについても届け出ます。

ここでは、全国の事業所から報告された合計17万4千トンの化学物質の排出量を、大気、公共用水域、事業所内土壌、事業所内埋立処分の4つの排出先に分けて集計しました。

[集計・加工例]

排出先別の排出量の割合をみると、大気への排出が約91%で大部分を占めていることが分かります。

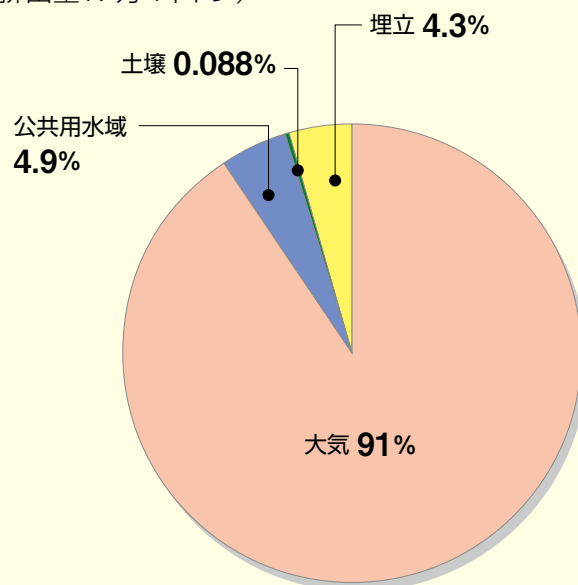
● 排出先別届出排出量

排出先	大気	公共用水域	土壌	埋立	合計
排出量（トン／年）	157,661	8,559	154	7,470	173,843

使用データ

届出

● 排出先別割合（総排出量17万4千トン）



[データを見る上で留意すること]

大気や水域、土壌に排出された化学物質のなかには、呼吸や飲食、皮膚接触などを通して人の身体に取り込まれ、健康に有害な影響を及ぼすおそれのあるものもあります。このため、どんな物質がどこへ排出されているかは重要な情報です。

土壌への排出と埋立の違い

「土壌」への排出は、漏洩や地下浸透などによって環境中へ排出した量を指します。

「埋立」は、対象事業者の事業所から対象物質を含む廃棄物が発生する場合に、事業者が同一の事業所内の埋立地へ埋め立てた量を指します。なお、産業廃棄物処理業者に廃棄物処分に委ねた場合は、「当該事業所の外への移動量」となります。

④ 大気・水・土壌に多く排出されている物質

[データの項目]

全国の事業所から報告された化学物質の物質名と排出量を、排出先別に集計しました。

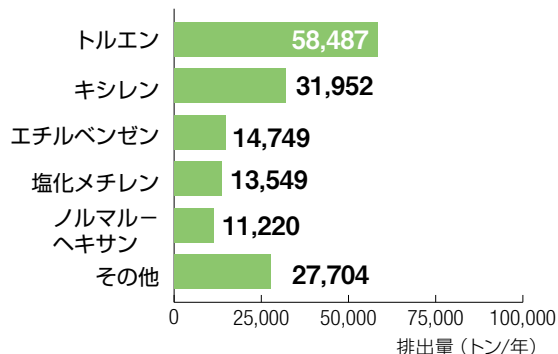
[集計・加工例]

排出先別に排出量の多い上位5物質を棒グラフで示してみます。なお、グラフ毎に横軸の単位が異なることに留意しましょう。

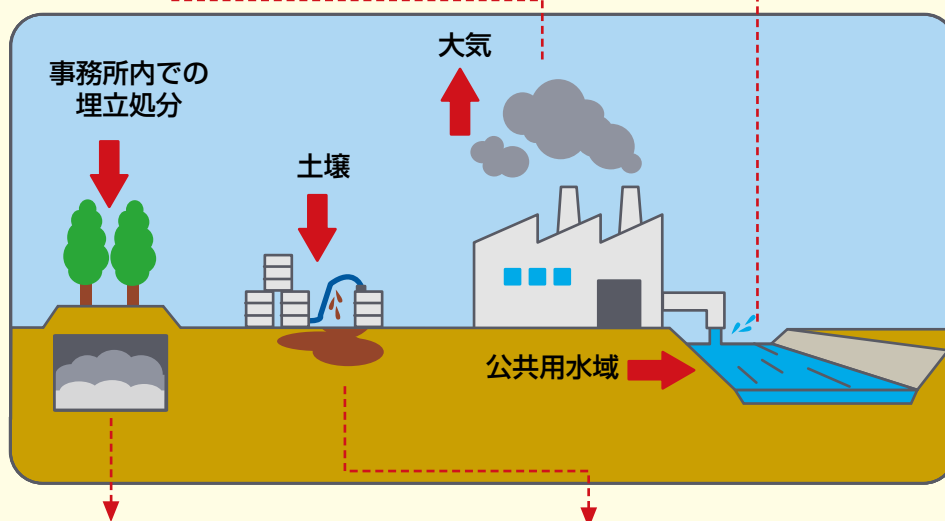
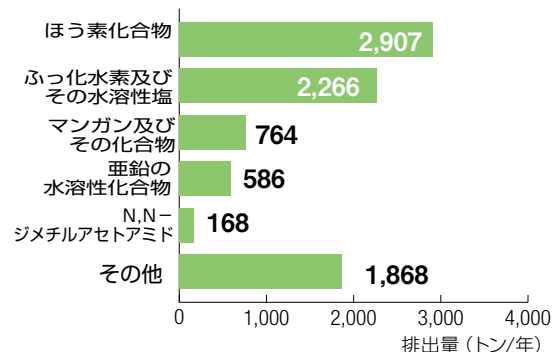
使用データ

届出

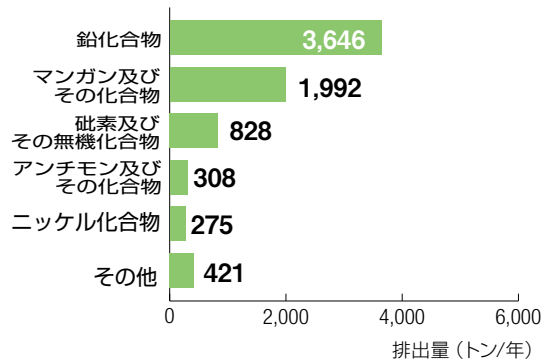
●大気への排出量 157,661トン／年



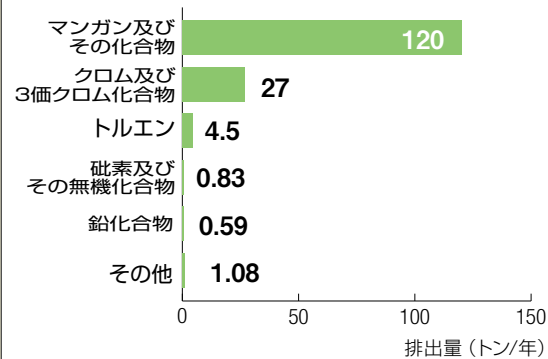
●公共用水域への排出量 8,559トン／年



●事業所内での埋立処分 7,470トン／年



●事業所内の土壌への排出 154トン／年



⑤ 排出量の多い業種

[データの項目]

事業者からの届出には、その事業者が属する業種（例えば、化学工業、プラスチック製品製造業など）が記入してあります。ここでは、届出データのうち同じ業種に属する事業者の排出量を合計し、業種別の総排出量を算出しました。

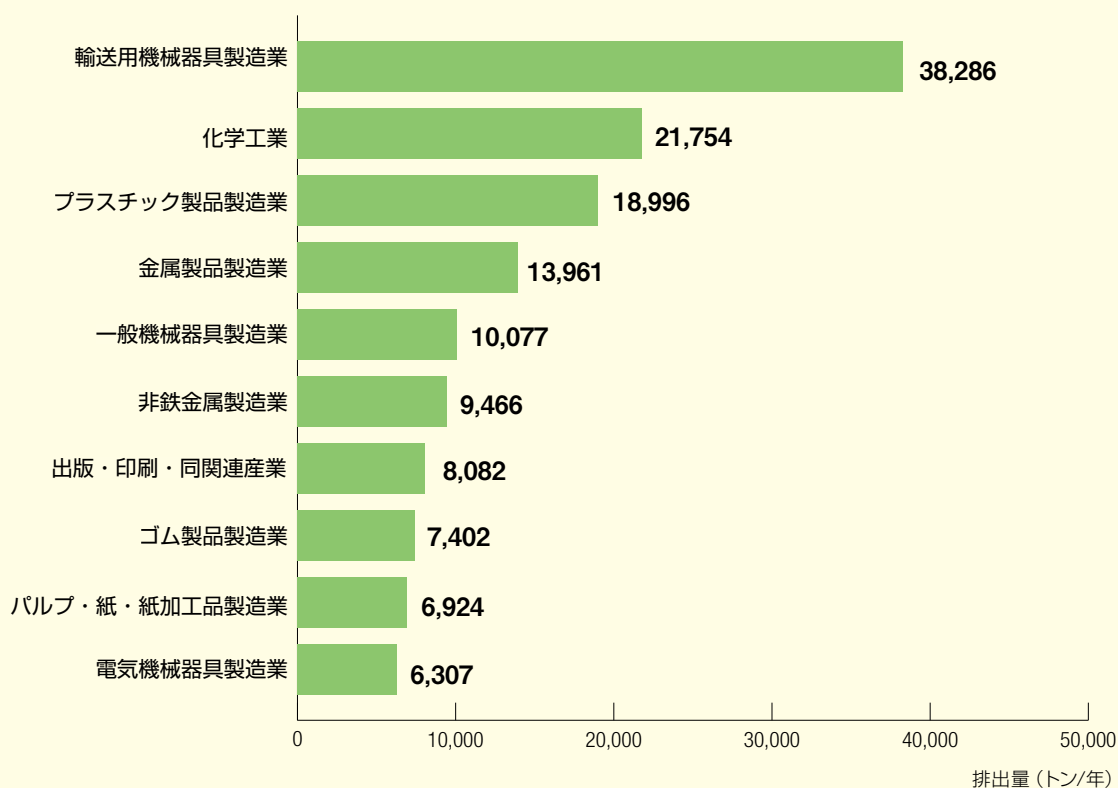
[集計・加工例]

棒グラフにして総排出量の多い順番に10業種を示してみました。

使用データ



● 排出量の多い上位10業種



※各業種の詳しい解説は、PRTR排出量等算出マニュアル第4.1版「4-1-2 対象業種の概要」
http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/sansyutsu/3_4_1.pdf をご参照ください。

[データを見る上で留意すること]

このデータは、異なる物質の排出量を単純に足し合わせたもので、その業種から排出される化学物質が環境にどのような影響を与えているのかを具体的に示す情報ではありません。ある業種がどの化学物質を優先的に削減した方がよいかといったことを知るためには、物質ごとや大気、水、土壌などの媒体ごとに見る必要があります。同じように「排出量の多い上位10事業所」といった集計も、物質ごとに詳細に見ていくことが必要です。

[データの項目]

次に、同じ業種に属する事業所の排出量を物質ごとに集計し、業種によって排出される物質の種類や量にどのような違いがあるのかを見てみましょう。

業種別に集計することで、ある物質の削減に優先的に取り組む必要があるのはどの業種かといったことを判断する手がかりを得ることができます。

[集計・加工例]

主な業種として化学系、金属系、機械系に分けて、それぞれ排出量の多い物質順に円グラフに示してみました。円グラフの大きさは排出量の大小を表しています。

使用データ



化学系製造業

- 化学工業
- 石油製品・石炭製品製造業
- プラスチック製品製造業
- ゴム製品製造業

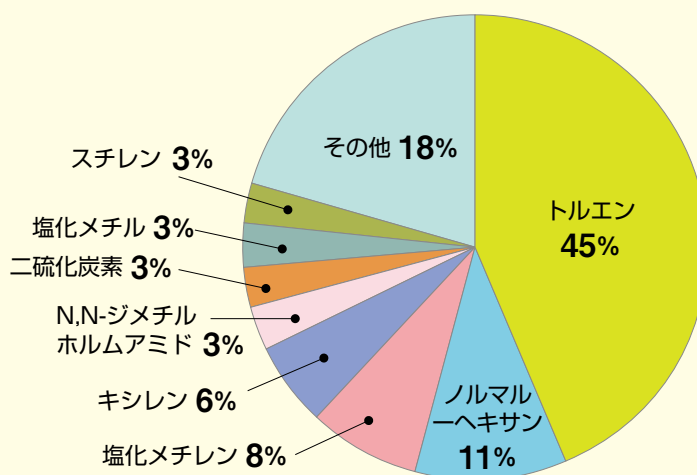
金属系製造業

- 鉄鋼業
- 非鉄金属製造業
- 金属製品製造業

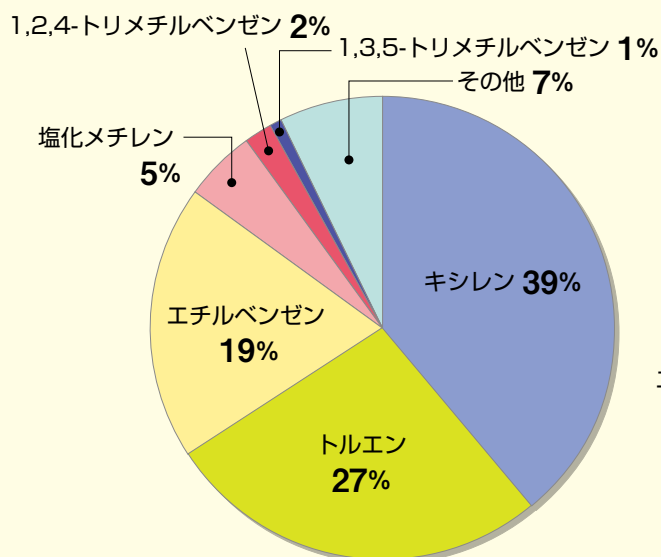
機械系製造業

- 一般機械器具製造業
- 電気機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 精密機械器具製造業

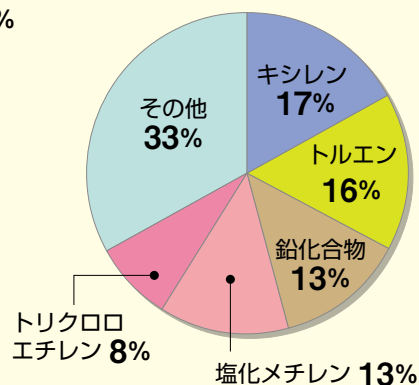
化学系製造業 排出量合計：4万9千トン／年



機械系製造業 排出量合計：5万6千トン／年



金属系製造業 排出量合計：2万7千トン／年



⑥ 家庭から排出される物質

[データの項目]

事業所からの報告とは別に、国では届出対象事業所以外からの排出量を推計しています。ここでは、家庭から排出される物質の排出量を集計してみます。

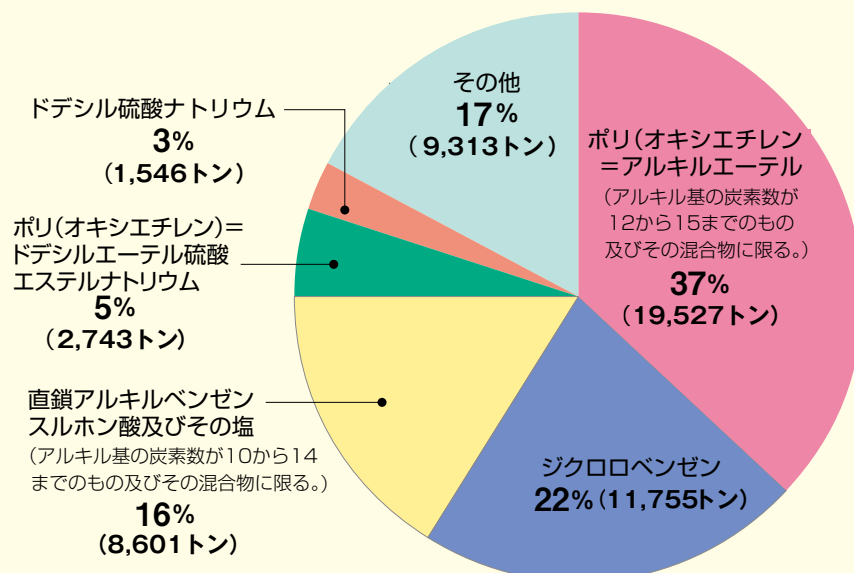
[集計・加工例]

国が推計したデータのうち、家庭から排出される上位5物質の割合をグラフで示してみました。

使用データ



●家庭から排出される物質の割合 排出量合計：5万3千トン／年



排出量の多い上位5物質の主な用途は次のとおりです。

ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテルは、家庭の台所用洗剤や洗濯用洗剤などに使われています。また、化粧品のクリームやローションなどにも使用されています。

ジクロロベンゼンは、家庭で使用する衣類の防虫剤やトイレなどの防臭剤が主な排出源となっています。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は、一般にはLASといわれており、そのほとんどが家庭の洗濯用洗剤として使われています。

ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウムは、シャンプーやライトデューティー洗剤の基材として使われています。

ドデシル硫酸ナトリウムは、家庭用の洗浄剤などとして使われています。

⑦ 身の回りの気になる物質

発がん性があると評価されている物質や自動車などから排出されている物質など、身の回りの気になる化学物質の排出量を見てみましょう。

a) 発がん性があると評価されている物質

[データの項目]

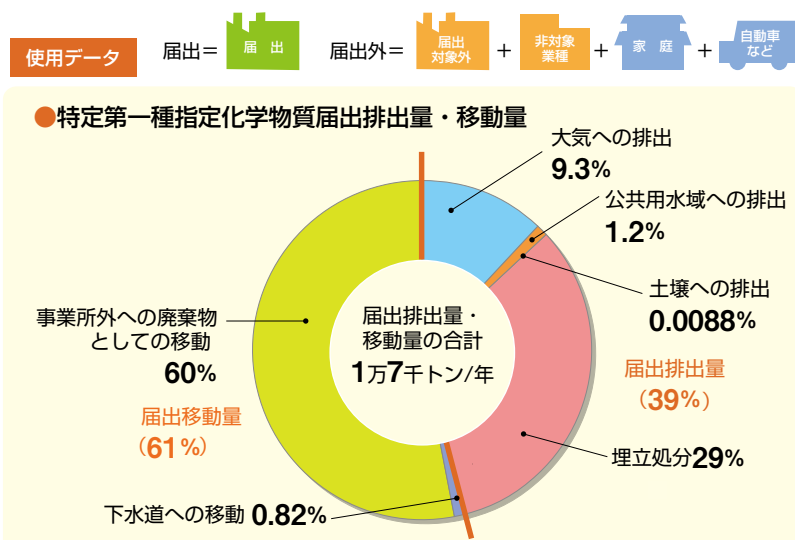
平成23年度PRTRデータの中で、発がん性があると評価されている物質は15物質あります。

特定第一種指定化学物質^{※4}

- | | | |
|----------------|---------------|------------------|
| ● 石綿 | ● ダイオキシン類 | ● 2-ブロモブロパン |
| ● エチレンオキシド | ● 鉛化合物 | ● ベリリウム及びその化合物 |
| ● カドミウム及びその化合物 | ● ニッケル化合物 | ● ベンジリジジジ=トリクロリド |
| ● 6価クロム化合物 | ● 砒素及びその無機化合物 | ● ベンゼン |
| ● 塩化ビニル | ● 1,3-ブタジエン | ● ホルムアルデヒド |

[集計・加工例]

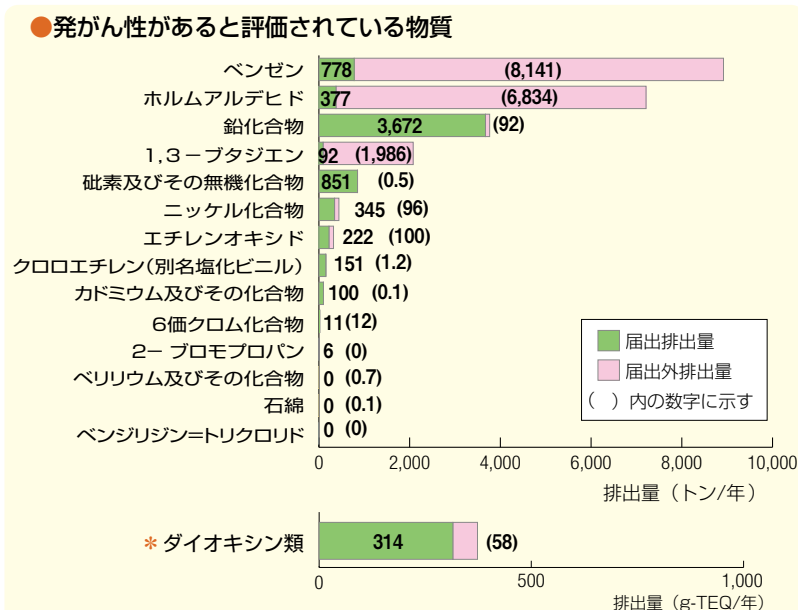
特定第一種指定化学物質の届出排出量と届出外排出量の総量を集計し、排出量の多い順番にグラフで示してみました。



[集計・加工例]

特定第一種指定化学物質の排出量を集計し、排出量の多い順番にグラフで示してみました。なお、ダイオキシン類は他の物質と排出量の単位が異なるため、グラフを別にしました。

排出量が最も多かった物質はベンゼンでした。ベンゼンのほとんどが主に自動車やオートバイなどの排気ガスに含まれて排出されています。



※4 特定第一種指定化学物質については、8ページをご参照ください。

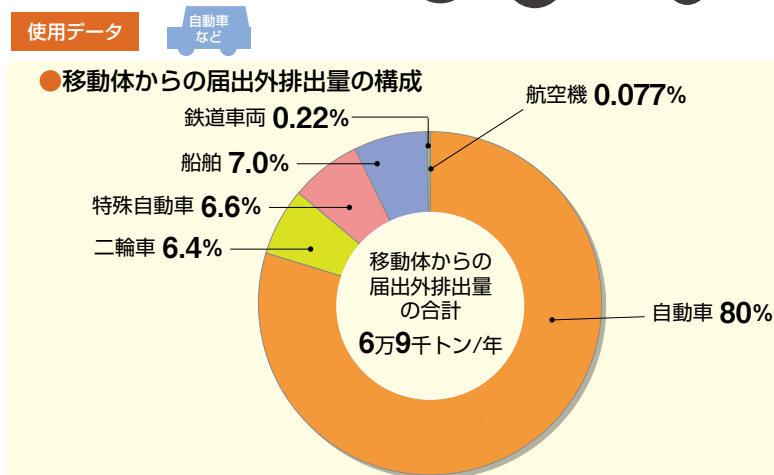
b) 自動車などから排出される物質

[データの項目]

移動体からの排出量の構成と、そのうち自動車などから排出される物質にはどのようなものがあるのか、見てみましょう。

[集計・加工例]

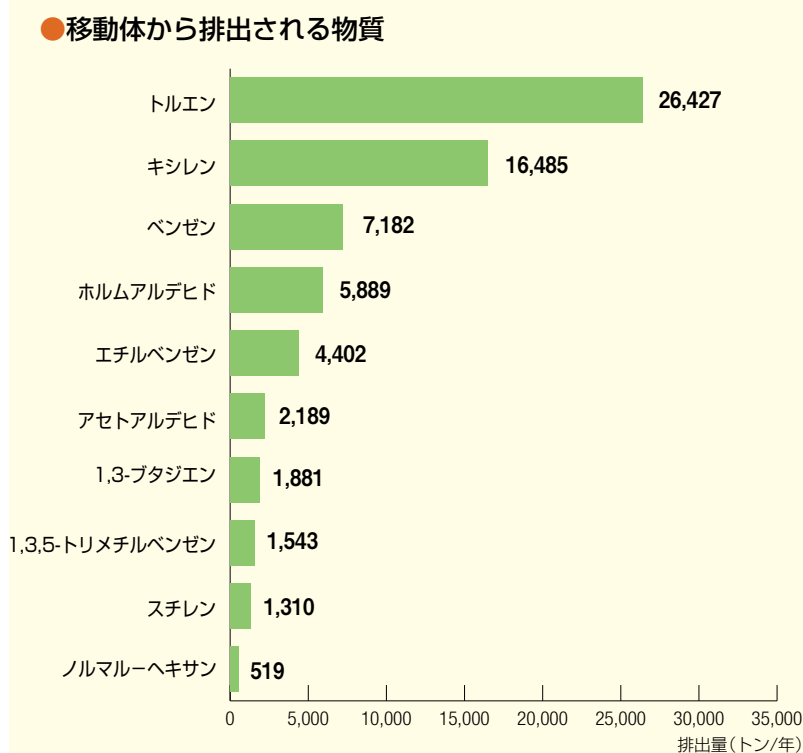
移動体からの排出量に占める、各移動体の種類別の割合をグラフで示してみました。



[集計・加工例]

国による推計データから、自動車などの移動体のデータを排出量の多い順に上位10物質をグラフで示してみました。

移動体から多く排出される物質は、事業所からの排出量の多いトルエンやキシレンでした。また、シックハウス症候群の原因物質の一つといわれるホルムアルデヒドは、ディーゼル車からの排出が多いとされています。



*ダイオキシン類全体の毒性の強さを表す毒性等量 (TEQ)

ダイオキシン類は、PCDD (ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)、PCDF (ポリ塩化ジベンゾフラン) にコプラナーPCBを加えた総称です。また、それぞれの異性体^{※5}ごとに毒性の強さが異なっており、PCDDのうち2と3と7と8の位置に塩素の付いたもの (2,3,7,8-TCDD) がダイオキシン類の仲間の中で最も毒性が強いことが知られています。そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するためには、合計した影響を考える必要があります。

そこで、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数が用いられています。多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、この毒性等価係数 (TEF: Toxic Equivalency Factor) を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値 (通常、毒性等量 (TEQ: Toxic Equivalent) という単位で表現) が用いられています。

※5 異性体とは、分子式は同じで異なった物理的・化学的性質を持つ化合物をさします。これは分子内における原子の配列方法が異なるために起こります。

⑧ 移動量

[データの項目]

事業所は、大気や公共用水域、土壌などへの排出量とは別に、「移動量」も届け出ることとされています。

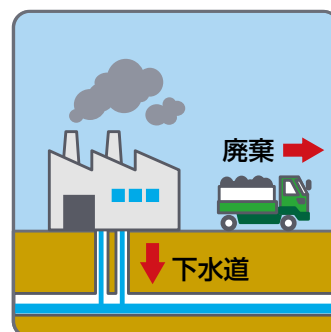
移動量には、

- a) 対象事業者の事業所から発生した対象化学物質を含む廃棄物を、廃棄物処理業者に処分を委託して、当該事業所の外へ移動した量
- b) 事業所内での工程からの排水や排水処理施設・装置からの排出などを、**下水道^{*6}**に放出した量

の2つが該当します。

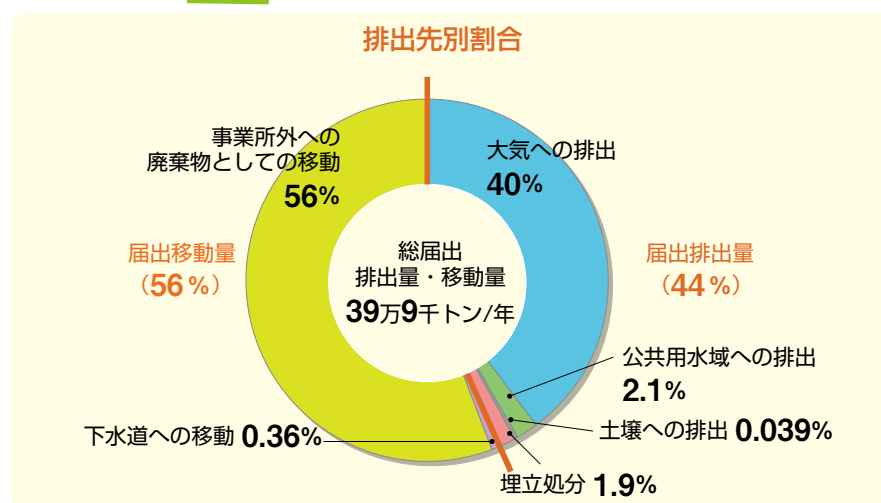
[集計・加工例]

総届出排出量・移動量に占める、廃棄物としての移動と下水道への移動の割合をグラフで示してみました。



使用データ

届出



届出移動量の合計は、約22万5千トンで、総届出排出量・移動量の合計の56%を占めています。うち、ほとんどが事業所外への廃棄物としての移動（約22万4千トン）となっており、下水道への移動は約1千400トンです。

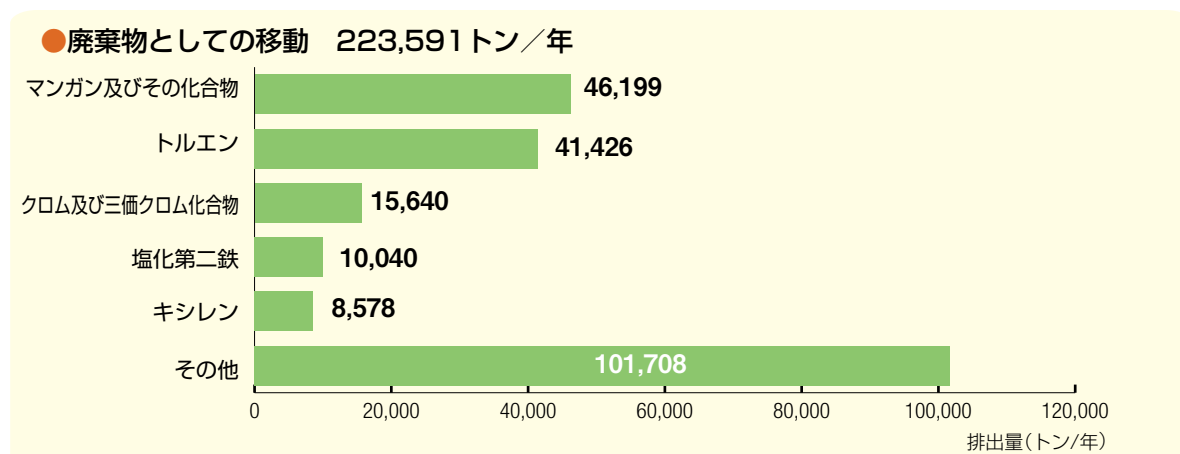
a) 廃棄物としての移動

[データの項目]

事業所では、様々な種類の廃棄物が発生します。平成22年度のデータから、移動量に加えて廃棄物の種類や処理方法も届け出ることとされました。

[集計・加工例]

廃棄物として移動される量の上位5物質をグラフで示してみました。



※ 6 下水道とは、下水道法で、「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設など」と定められており、家庭や工場などで汚れた水を、下水管渠を通じて処理場に集め、浄化して自然に返す施設です。

[集計・加工例]

廃棄物としての移動量が多いマンガン及びその化合物とトルエンについて、廃棄物の種類や処理方法ごとに届出件数の割合をグラフで示してみました。化学物質の移動量の割合ではありませんので留意しましょう。また、1事業所で廃棄物の種類や処理方法を複数届け出ている場合も含まれます。

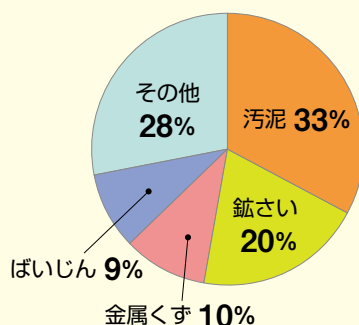
廃棄物の主な種類と処理方法を表に整理しました。廃棄物に有価物は含まれていません。

種 類	内 容	処理方法	内 容
廃油	鉱油性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	焼却・溶融	(焼却) 有機性廃棄物を燃焼分解し廃棄物の安定化、減容化を行うこと、(溶融) 物質を溶融流動する温度以上に加熱することによって、有機物を熱分解・燃焼させ、無機物を溶融スラグ化、被溶融物に含まれる有害物を溶融スラグあるいは溶融金属中に固溶化させること
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	油水分離	含油廃水の処理として、廃水中の油の大部分を除去すること
鉱さい	事業活動に伴って生じた高炉、平炉、転炉等の残さい等	最終処分	廃棄物を最終的に自然環境に還元すること。埋立処分及び海洋投入処分がある。
金属くず	事業活動に伴って生じた鉄鋼または非鉄金属の研磨くず及び切削くず等	脱水・乾燥	(脱水) 一般に濃縮汚泥から水分を除去する操作、(乾燥) 水分の多い廃棄物すなわち汚泥等から水分を気化蒸発させること
廃プラ	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	破碎・圧縮	廃棄物の処理・処分を容易にするために寸法、容積を減少させることであり、圧縮力、衝撃力、せん断力、あるいはこれらを複合して利用すること

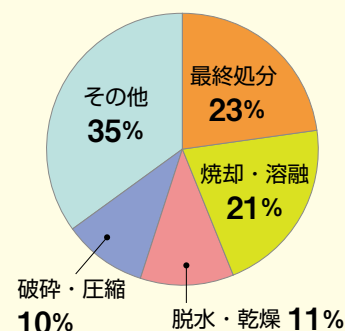
●マンガン及びその化合物の 廃棄物の種類と処理方法

マンガン及びその化合物は、汚泥や鉱さい、金属くずとして廃棄物処理業者に引き渡す事業者が多く、最終処分場に埋め立てられるか焼却・溶融処理される割合が高くなっています。

●廃棄物の種類の届出件数割合
(のべ971件)



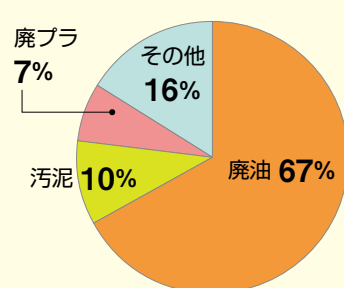
●廃棄物の処理方法の届出割合
(のべ1018件)



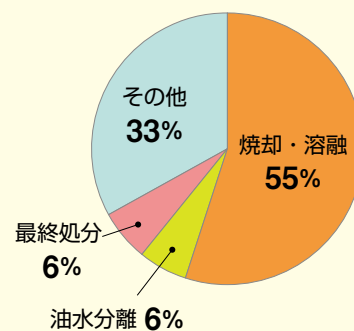
●トルエンの廃棄物の種類と 処理方法

トルエンは、廃油として廃棄物処理業者に引き渡す事業者が多く、焼却処分される割合が高くなっています。

●廃棄物の種類の届出件数割合
(のべ3697件)



●廃棄物の処理方法の届出割合
(のべ3739件)

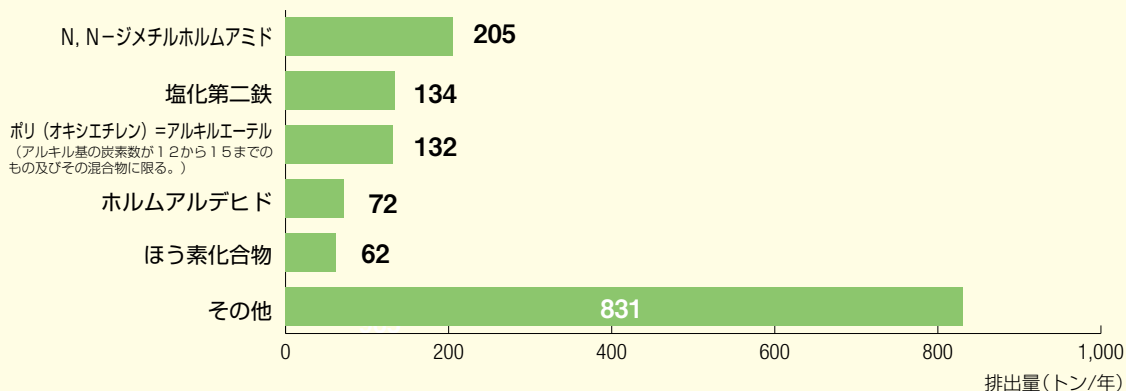


b) 下水道への移動

[集計・加工例]

下水道へ移動される量の上位5物質をグラフで示してみました。

●下水道への移動 1,436トン／年



「PRTR けんさくん」で調べてみよう！

平成 22 年度のデータから、下水道への移動量に加えて移動先の下水道終末処理施設の名称も調べることができるになりました。例えば、「PRTR けんさくん」※⁷を使うと、自分が住んでいる地域の下水道終末処理施設に、どの事業所からどのような化学物質が移動しているかがわかります。

- ①「検索・抽出条件の設定」画面で、「事業所所在地」と「移動先の下水道終末処理施設の名称」※⁸を入力して、絞り込み検索をクリックします。

- ②指定した下水道終末処理施設に移動している事業者のリストが表示されます。「排出量集計」ボタンをクリックすると、排出先別、業種別、第一種指定化学物質別に集計表が表示されます。

※⁷ 「PRTR けんさくん」の詳しい使い方については、55 ページをご覧ください。

※⁸ 下水道終末処理施設の名称リストは

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/gesui_name.html をご参照ください。

⑨ 東日本大震災の影響

平成 23 年度の届出の状況としては、「特定被災区域」(全 222 市町村)[※]における届出事業所のうち、化管法施行令改正の前後で継続して届出対象物質として指定された物質(以下、「継続物質」という。)を届け出た事業所は 4,719 事業所で、震災前の平成 21 年度の 5,043 事業所より 6.4%減少しました。また、同区域から届出のあった継続物質の排出・移動量は約 43,030 トン(排出量 20,954 トン、移動量 22,076 トン)で、平成 21 年度の排出・移動量約 47,191 トン(排出量 23,629 トン、移動量 23,562 トン)より 8.8%減少しました。

また、排出・移動量把握対象年度末(平成 24 年 3 月 31 日時点)に福島第一原子力発電所の周辺地域において、「警戒区域」、「計画的避難区域」又は「特定避難勧奨地点」に指定されていた市町村は全 12 市町村であり、これらの市町村からの継続物質の平成 23 年度届出事業所数は 73 事業所で、震災前の平成 21 年度の 127 事業所より 43%減少しました。また、同 12 市町村からの継続物質の排出・移動量は約 366 トン(排出量 211 トン、移動量 155 トン)で、平成 21 年度の排出・移動量約 1,497 トン(排出量 349 トン、移動量 1,149 トン)より 76%減少し、その多くが移動量の減少によるものでした。

※ 特定被災区域については、「市民ガイドブッケー平成 22 年度集計結果から一」では平成 23 年度の届出時点で指定されていた 214 市町村を対象としましたが、「市民ガイドブッケー平成 23 年度集計結果から一」では、「「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」について」の改正を受けて平成 24 年度の届出時点で指定されていた 222 市町村を対象としました。

PRTR データの集計結果は毎年公表されるため、ある物質の排出量など自分の関心のある項目に注目し、何年にもわたって継続的にデータを見ることは、増減の傾向を知り、削減の取組の成果が上がっているかどうかを確認するのに有効です。

ここでは、届出事業所数、全国の排出量、届出排出量・移動量上位 3 物質、排出先別上位 3 物質について、現行の届出要件の事業者による把握が開始された、平成 15 年度から平成 23 年度までの変化をグラフで示しました。平成 20 年 11 月の政令の改正で、平成 22 年度から対象化学物質が 354 物質から 462 物質に変更されたため、対象化学物質を 3 つに分類して平成 15 年度から平成 23 年度までの変化を見てみましょう。

継続物質	政令改正前後で継続して対象物質である 276 物質
新規物質	政令改正で新たに追加された 186 物質
削除物質	政令改正で削除された 85 物質



① 届出事業所数の変遷

平成 23 年度に事業者から届出のあった全国の事業所の総数は 36,638 事業所でした。届出事業所数は前年度より 850 事業所減っています。全国の届出状況は次のとおりです。

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
届出事業所数	41,114	40,446	41,027	41,346	41,220	39,906	38,503	37,488	36,638
届出物質種類数	334	334	330	327	326	326	326	436	435

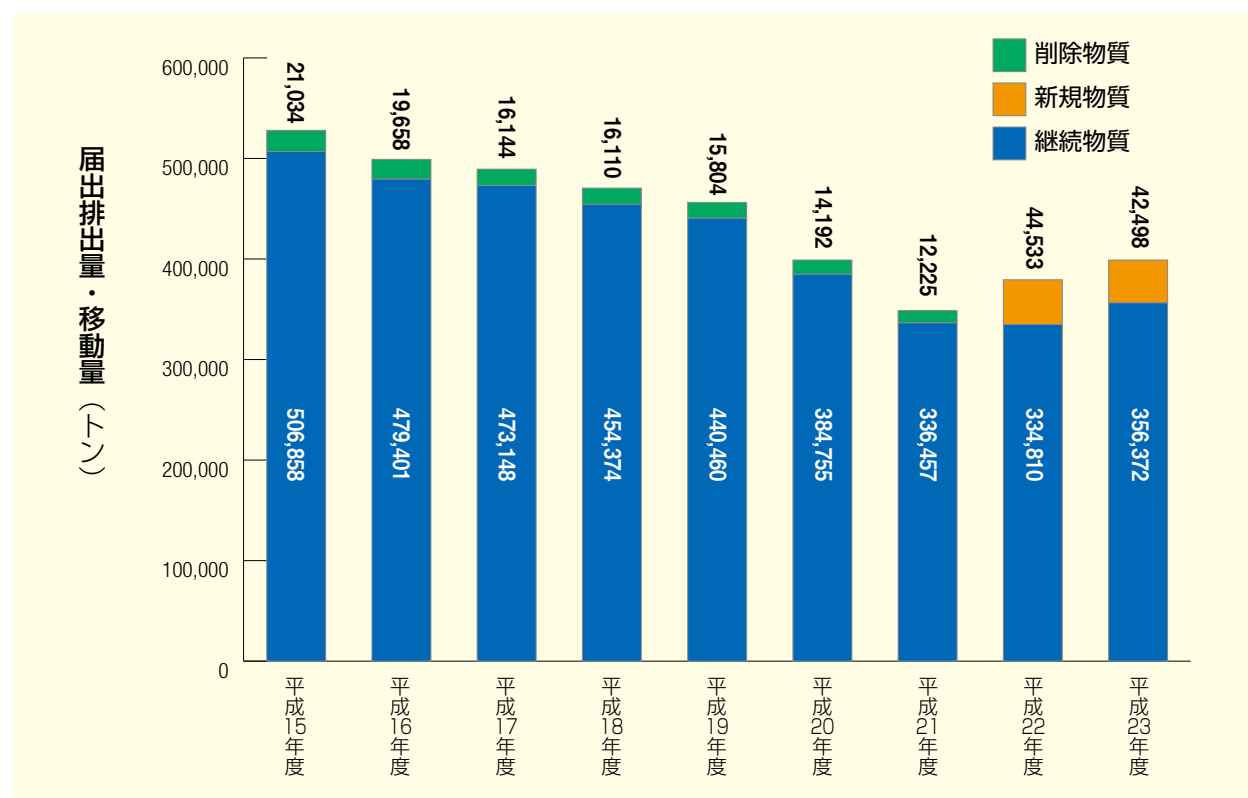
② 全国の排出量・移動量

[データの項目]

平成 15 ～ 23 年度の届出排出量と届出移動量を見てみましょう。

[集計・加工例]

平成 15 ～ 23 年度の届出排出量と届出移動量を足した総量を、継続物質、新規物質、削除物質に色分けして棒グラフで示してみました。内訳は、表に示しています。



排 出 先		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
排出量 (トン/年)	大気	249,240 (251,915)	232,325 (234,562)	225,377 (227,405)	216,694 (218,624)	209,747 (211,559)	179,038 (180,725)	154,508 (155,915)	147,533 (164,233)	141,688 (157,661)
	公共用水域	11,489 (12,647)	10,186 (11,243)	9,841 (10,749)	9,443 (10,131)	9,316 (9,943)	8,911 (9,513)	7,997 (8,522)	8,264 (8,708)	8,106 (8,559)
	土壌	7 (250)	4 (252)	4 (234)	27 (166)	110 (344)	153 (381)	128 (463)	106 (116)	154 (154)
	埋立	27,290 (27,290)	24,511 (24,511)	22,175 (22,175)	17,906 (17,906)	14,201 (14,201)	9,854 (9,854)	11,125 (11,125)	8,034 (8,043)	7,452 (7,470)
	合 計	288,027 (292,102)	267,026 (270,568)	257,396 (260,564)	244,060 (246,826)	233,374 (236,047)	197,956 (200,472)	173,758 (176,025)	163,937 (181,100)	157,400 (173,843)
移動量 (トン/年)	廃棄物	216,146 (232,691)	209,914 (225,644)	213,575 (226,199)	208,449 (221,492)	205,647 (218,473)	185,601 (197,036)	161,531 (171,256)	169,677 (196,551)	197,905 (223,591)
	下水道	2,686 (3,100)	2,460 (2,847)	2,176 (2,529)	1,866 (2,166)	1,438 (1,744)	1,198 (1,439)	1,167 (1,400)	1,196 (1,691)	1,067 (1,436)
	合 計	218,832 (235,791)	212,375 (228,491)	215,752 (228,728)	210,314 (223,658)	207,085 (220,216)	186,799 (198,474)	162,698 (172,656)	170,873 (198,243)	198,973 (225,027)
	排出量・移動量合計 (トン/年)	506,858 (527,893)	479,401 (499,059)	473,148 (489,292)	454,374 (470,484)	440,460 (456,264)	384,755 (398,947)	336,457 (348,682)	334,810 (379,343)	356,372 (398,870)

※ () 外の数値は、継続物質の届出排出量・移動量、() 内の数値は、総届出排出量・移動量 (トン/年)

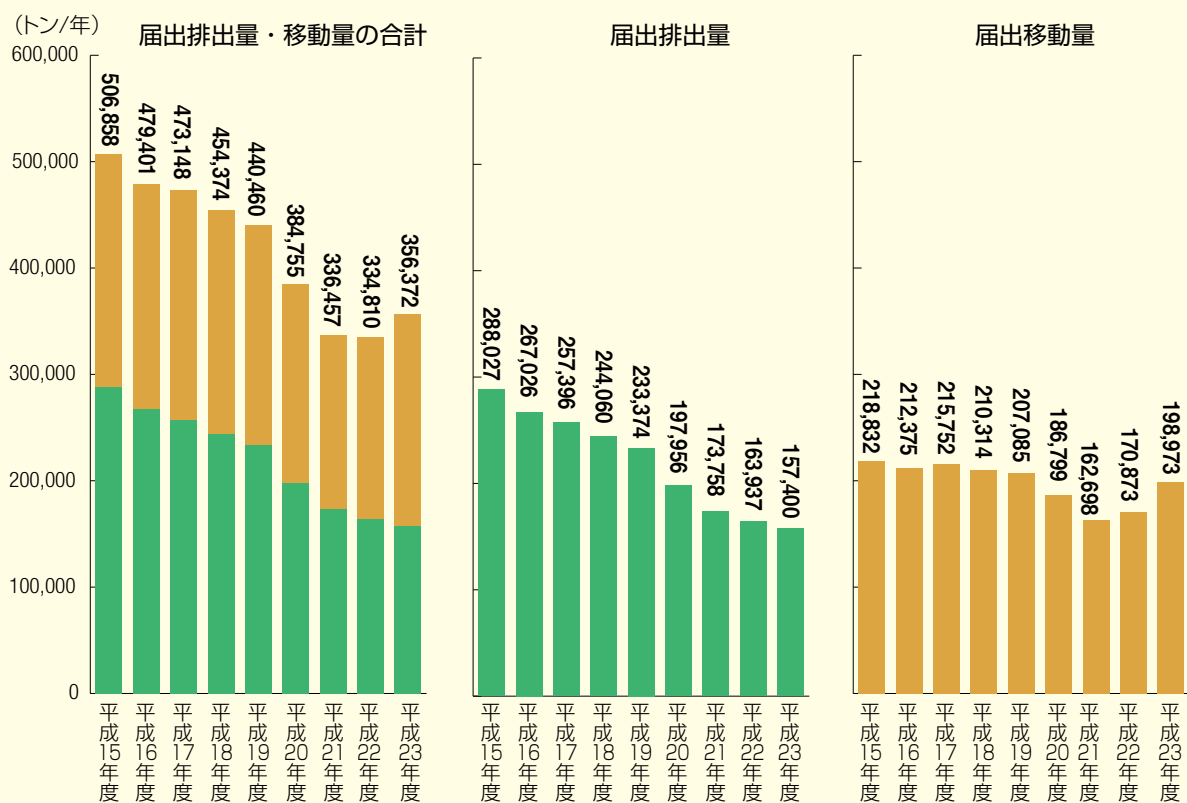
[集計・加工例]

継続物質に注目して平成15～23年度の届出排出量と届出移動量を棒グラフで示してみました。内訳は、表に示しています。

使用データ

届 出

●継続物質の平成15～23年度までの届出排出量・移動量



平成23年度に事業者から届出のあった届出排出量・移動量の総計は、約39万9千トンでした。うち、継続物質の届出排出量・移動量の総計は約35万6千トンで、前年度より増加しています。

特徴的な傾向を見てみると、平成23年度に事業者から届出のあった継続物質の届出排出量のうち、特に大気への排出量は、平成15年度と比較して約43%減少しています。その理由の一つとして、PRTR制度により事業者、市民、行政の協力のもと、自主的な取組が行われたことが考えられます。

このように、PRTR制度は、化学物質による環境リスクを削減することに効果を上げていることが分かります。

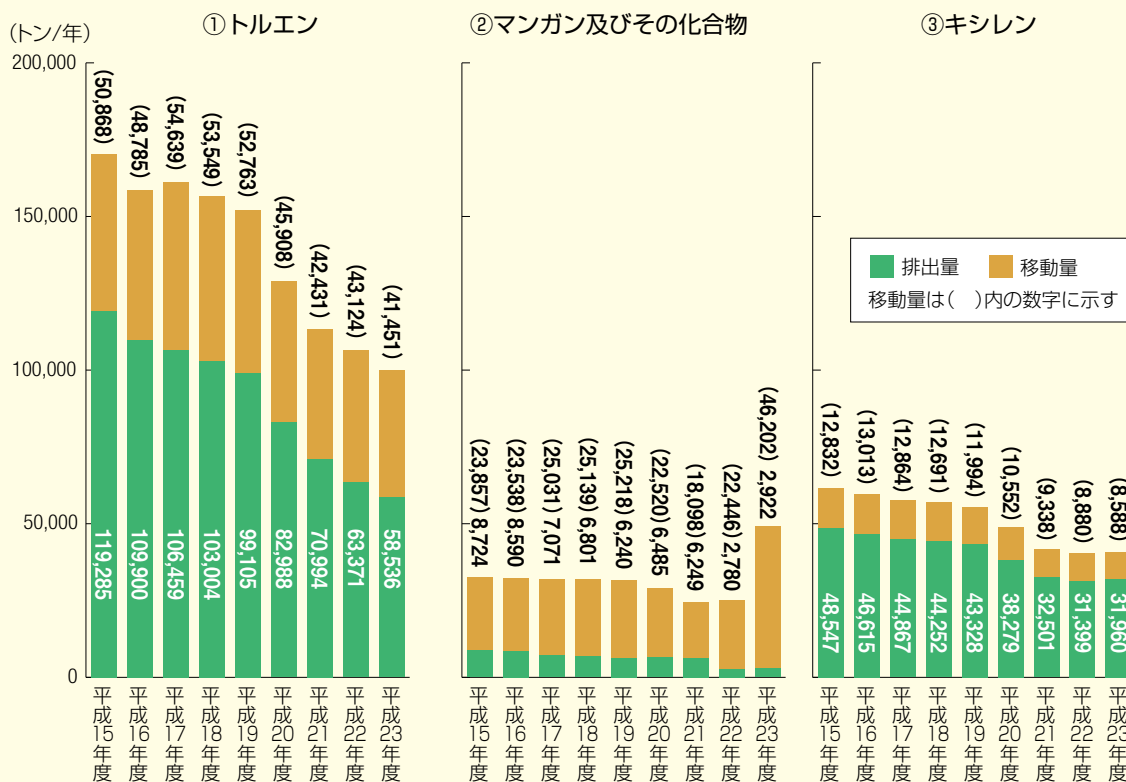
[集計・加工例]

継続物質の中で、平成23年度の届出排出量と届出移動量を足した合計が多かった上位3物質を過去8年分のデータとあわせて棒グラフで示してみました。

使用データ

届出

●継続物質の平成15～23年度までの届出排出量・移動量上位3物質



届出排出量・移動量の総量は、減少傾向にあります。マンガン及びその化合物については平成23年度は鉄鋼業からの届出移動量が増加したため、平成22年度からキシレンとマンガン及びその化合物の順位が入れ替わりました。排出量が多かったトルエンやキシレンは、製造業全般で主に油性塗料や接着剤などの溶剤として使われています。これらの2物質は、揮発性が高い液体という点が共通しています。マンガン及びその化合物は、主に鉄鋼業や非鉄金属製造業、化学工業などから排出されており、そのほとんどが廃棄物として事業所から移動されたり、埋立処分されたりしています。

③ 大気・水・土壌に多く排出されている物質

[データの項目]

継続物質について、平成15～23年度の排出先別（大気、公共用水域、事業所敷地内の土壌、事業所敷地内の埋立処分）の届出排出量を見てみましょう。

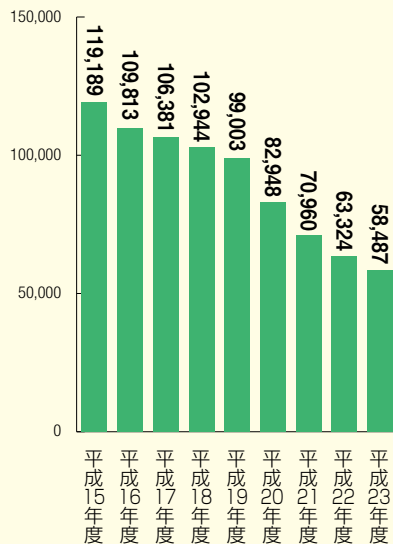
[集計・加工例]

平成23年度の排出先別に排出量の多い上位3物質を過去8年分のデータとあわせて棒グラフで示してみます。なお、グラフ毎に縦軸の単位が異なることに留意しましょう。

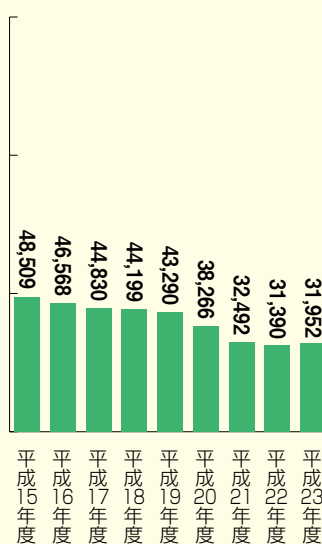
●継続物質の大气への届出排出量上位3物質

(トン/年)

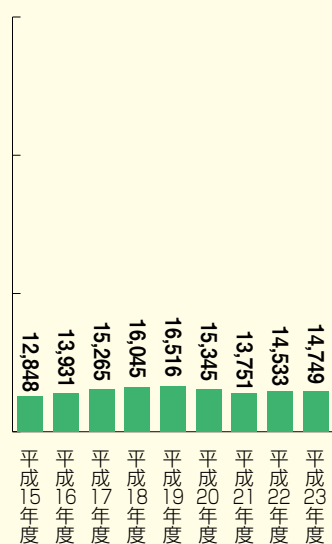
①トルエン



②キシレン



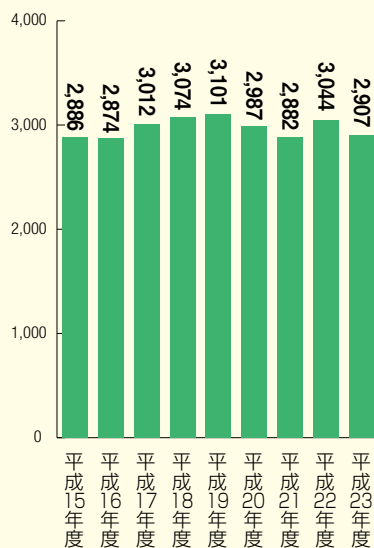
③エチルベンゼン



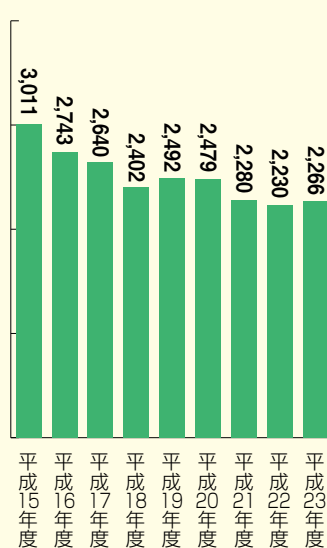
●継続物質の公共用水域への届出排出量上位3物質

(トン/年)

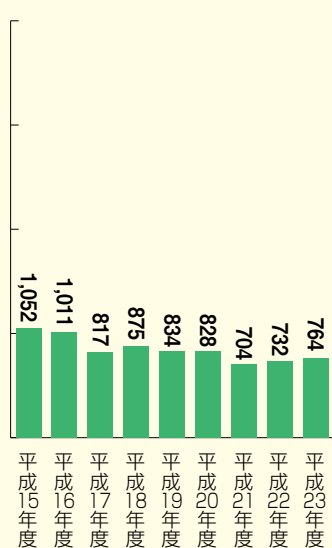
①ほう素及びその化合物



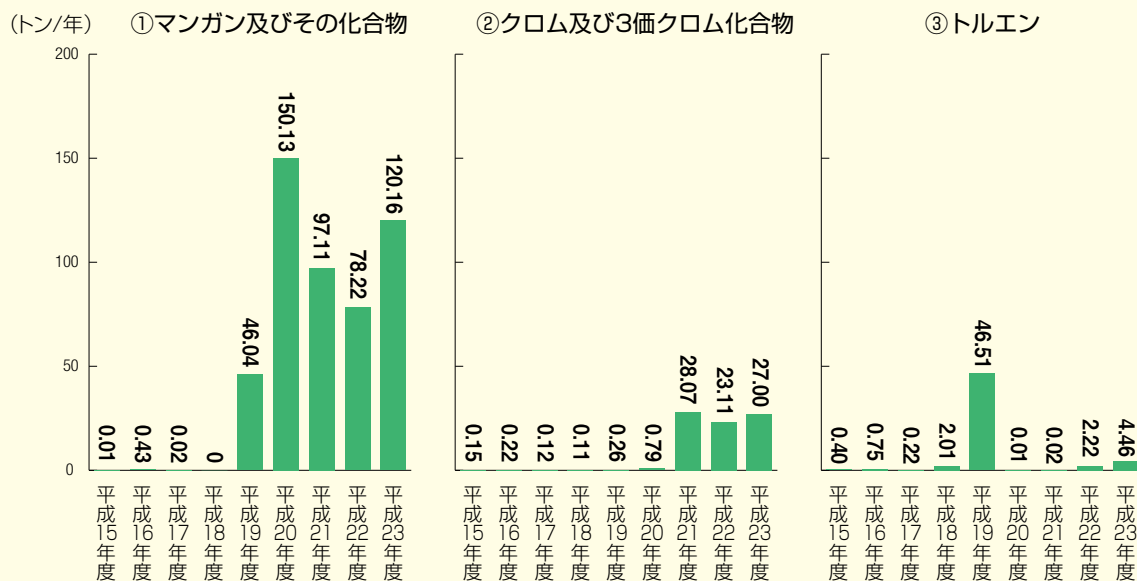
②ふっ化水素及びその水溶性塩



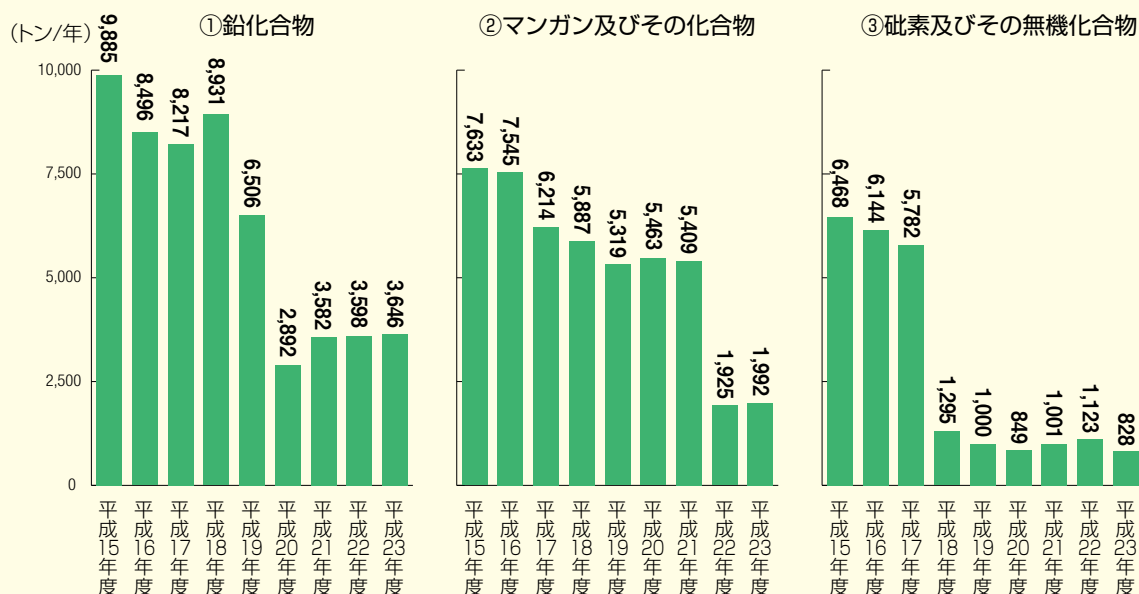
③マンガン及びその化合物



●継続物質の事業所内の土壌への届出排出量上位3物質



●継続物質の事業所内の埋立処分の届出排出量上位3物質



④ 移動量

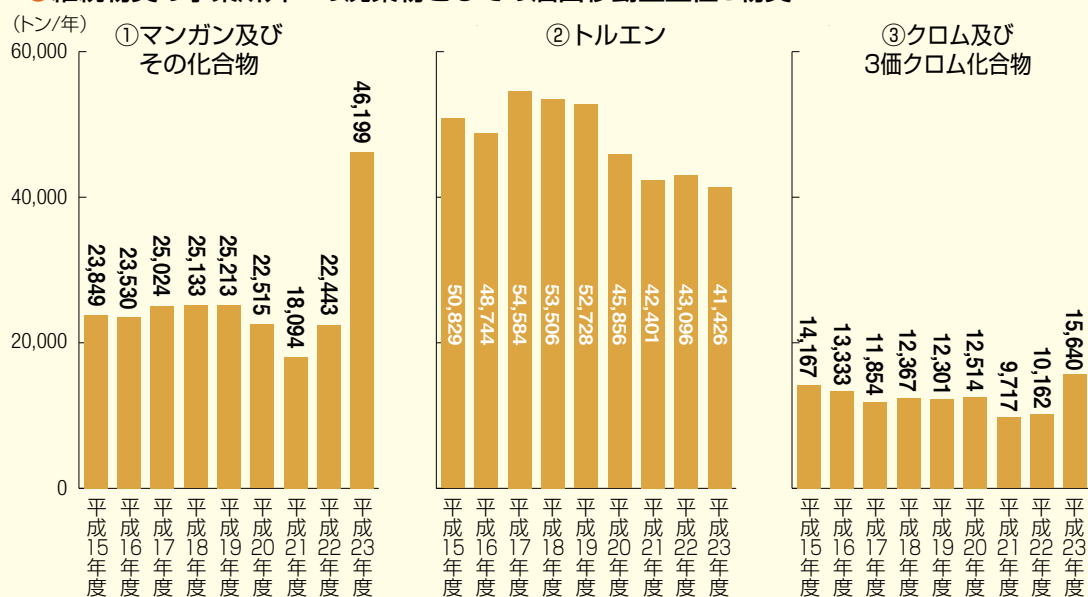
[データの項目]

平成15～23年度の廃棄物に含まれて移動される物質と下水道へ移動される物質にはどのようなものがあるのか見てみましょう。

[集計・加工例]

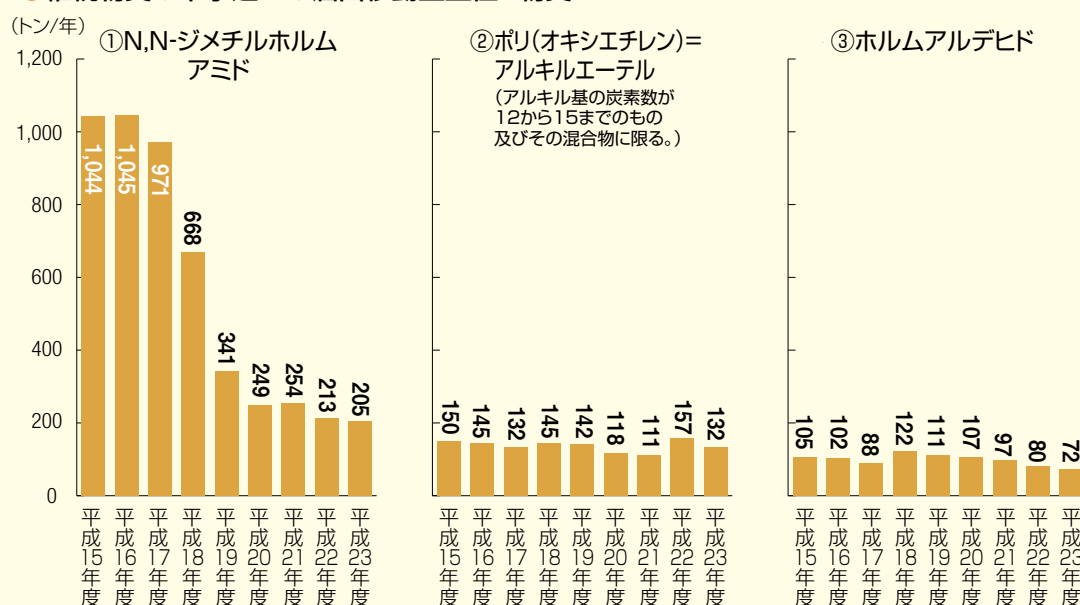
継続物質について、平成23年度の廃棄物としての移動量と下水道への移動量のそれぞれ上位3物質を過去8年分のデータとあわせて棒グラフで示してみました。なお、グラフ毎に縦軸の単位が異なることに留意しましょう。

●継続物質の事業所外への廃棄物としての届出移動量上位3物質



廃棄物としての届出移動量上位3物質の構成は、平成22年度と同じです。しかし、マンガン及びその化合物については平成23年度は鉄鋼業からの届出移動量が増加したため、トルエンとマンガン及びその化合物の順位が入れ替わりました。移動量が最も多いマンガンは、合金の原料や鉄鋼製品を製造するときの添加剤などとして使用されています。また、マンガンの化合物としては、乾電池や酸化剤に使われる二酸化マンガンを飲料水の処理などに使われる過マンガン酸カリウムなどがあります。3番目のクロム及び3価クロム化合物は、合金の成分として特殊鋼や非鉄金属などに使用されています。

●継続物質の下水道への届出移動量上位3物質

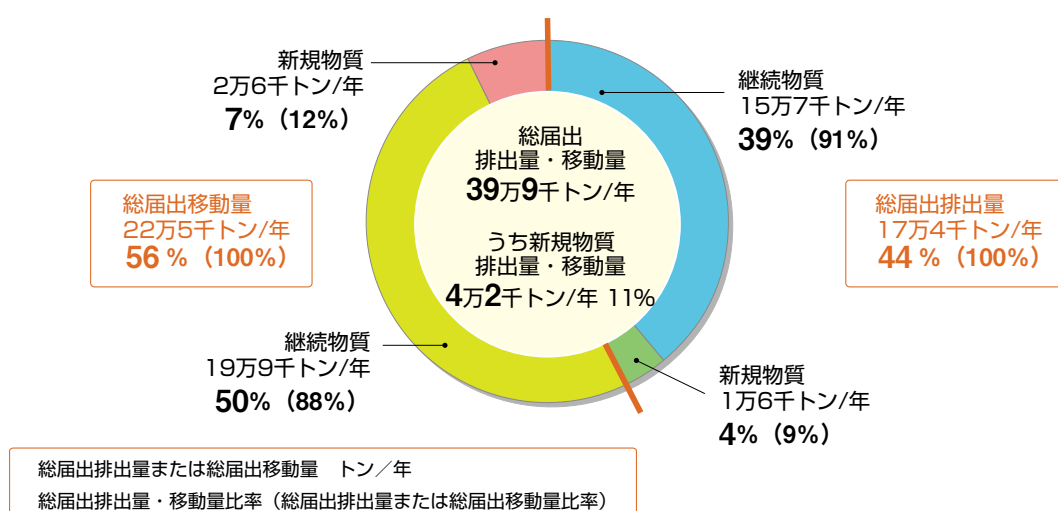


下水道への届出移動量上位3物質のうち、移動量が最も多いN,N-ジメチルホルムアミドは、合成繊維や合成皮革、医薬品、農薬、特殊インキなどを作るときに溶剤として使用されています。また、2番目に多いポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)は、界面活性剤として使用されています。

新規物質の届出排出量・移動量の集計結果

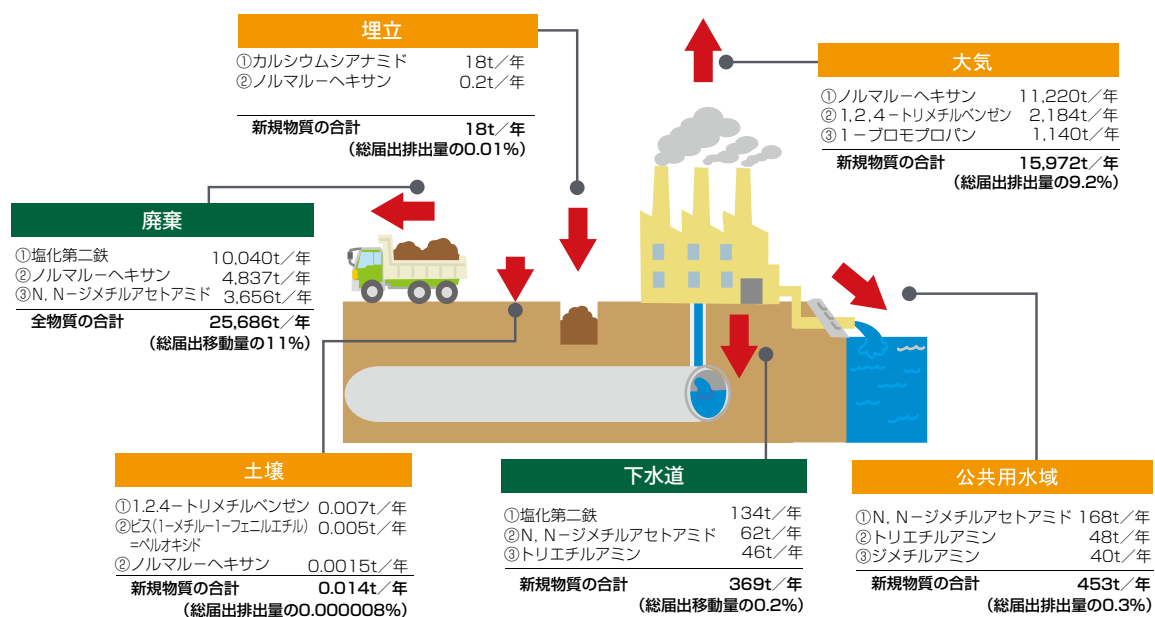
新規物質186物質のうち届出があった168物質に係る集計結果を示します。
全国の事業者から届出のあった新規物質の総排出量・移動量は4万2千トン（総排出量・移動量比率11%）で、その内訳は総排出量1万6千トン（同4%）、総移動量2万6千トン（同7%）でした。

●総届出排出量・移動量の構成（新規対象化学物質）



●新規物質の種類と排出量・移動量

（事業所からの届出分のみ）



環境省のホームページからPRTRデータやその集計結果を入手することができます。

環境省「PRTR集計・公表システム」

環境省のPRTR集計・公表システムでは、集計結果の閲覧や検索、集計データのファイルをダウンロードすることができます。この「PRTR集計・公表システム (PRTRインフォメーション広場内)」を利用するには、2通りの方法があります。

[1] 検索エンジン (Yahoo!、Googleなど) から検索する

検索欄に「PRTR」と入力し、検索結果一覧の中から

PRTRインフォメーション広場>集計結果・データを クリックしてください。

PRTRインフォメーション広場トップページ

HP http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk_0.html



集計結果・データを見る

HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html>



[2] 環境省のホームページから探す

環境省のトップページから次に示す手順に沿って進んでください。

HP <http://www.env.go.jp/>

①「保健・化学物質対策」の「化学物質 (PRTR等)」をクリックします。



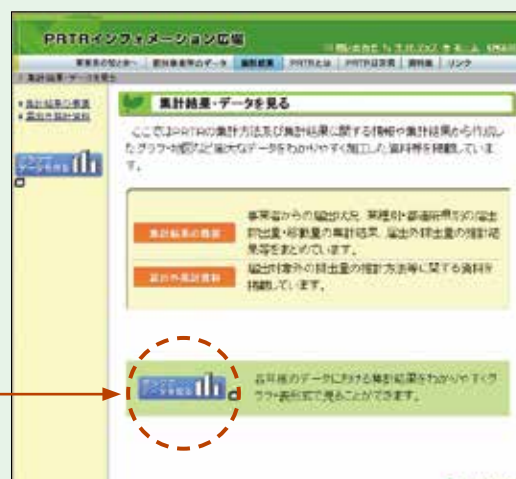
2 「化学物質対策」の中の「環境リスクの低減」をクリックします。



3 「PRTR:化管法ホームページ(PRTRインフォメーション広場)」の「集計結果・データを見る」をクリックします。



4 「集計結果・データを見る」のページが表示されます。「グラフでデータを見る」をクリックします。



「グラフでデータを見る」のページが表示されます。ここで「集計・公表システム」を利用できます。



HP <http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrinfo/index.html>

では、関心のある物質や業種について、
都道府県比較のグラフ・地図を見てみましょう。

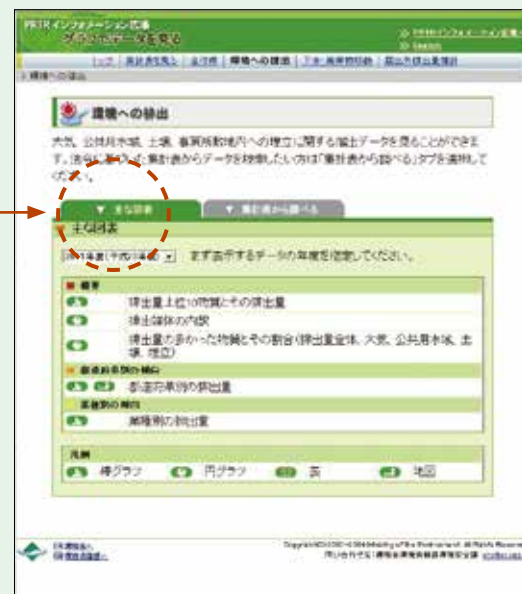
1 目次画面

「全体像」「環境への排出」
「下水や廃棄物としての移動」
「届出外推計結果」から、
見たいグラフを選びます。
ここでは例として、「環境への排出」
を選択します。



2 「主な図表」の画面になります。

📊 や 🗺️ 等のアイコン
をクリックすると、さまざまな
グラフが表示されます。



(出力例)
排出量上位 10 物質とその排出量

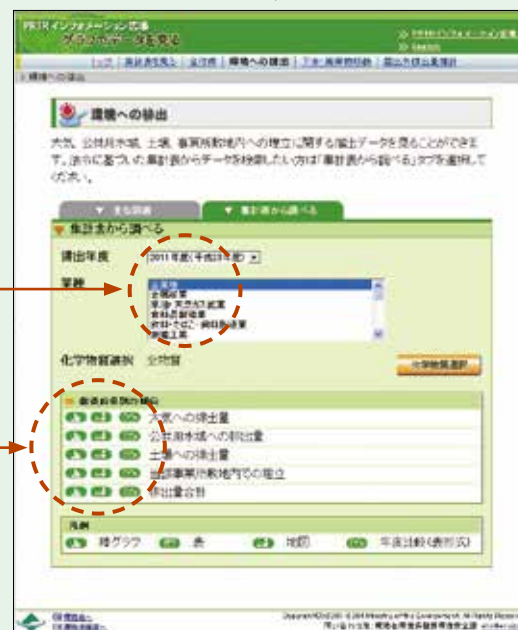


3 「集計表から調べる」をクリックすると、法令に基づいた集計表からデータを検索することができます。



4 1. 排出年度
2. 業種
3. 化学物質
について、それぞれ希望するものが選べます。

5 最後に、
●大気への排出量
●公共用水域への排出量
●土壌への排出量
●当該事業所敷地内での埋立
●排出量合計
の5項目から見たい項目を選択し、   をクリックしましょう。



以下のように、さまざまなグラフや地図を表示させることができます。



グラフでは、排出量の大きさが実数で示されているため、排出量の大小関係が分かります。



都道府県地図では、排出量の大きさが色でランク分けされているため、自分の住む都道府県が全国でどの位の位置にあるのが分かります。



年度比較表では、排出量の増減が分かります。

環境省「PRTRデータ地図上表示システム」

「PRTRデータ地図上表示システム」で個別事業所を地図から探したり、個別事業所のデータをグラフや図で見たりできます。

この「PRTRデータ地図上表示システム」を利用するには

PRTRインフォメーション広場>個別事業所のデータ をクリックして次に示す手順で進んでください。

HP <http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/>

1 目次画面

「地域から選ぶ」「事業所を検索する」から、検索したい方法を選びます。
「地域から選ぶ」を選択した場合を、2-1～2-4に示します。
「事業所を検索する」を選択した場合を、3-1～3-2に示します。



2-1 1の画面で「地域から選ぶ」を選択すると、検索条件と日本地図が表示されます。

- 1.化学物質
- 2.排出年度
- 3.地方
- 4.都道府県
- 5.市区町村
- 6.郵便番号

について、それぞれ希望するものを選び、「検索」をクリックします。
また、地図上で県名をクリックして選ぶこともできます。
ここでは例として、東京都を選択して検索します。



2-2 「都道府県ごとの地図画面」

になります。

地図上で見たい事業所の●をクリックすると、地図が拡大されます。もう1度●をクリックすると、その事業所の排出先別の排出量・移動量を示す図が表示されます(5の画面)。

**2-3 2-2の地図を拡大・縮小して、見たい事業所を探すことができます。**

見たい事業所を探すことができます。

**2-4 地図の周囲にある▲をクリックすると、地図を移動させて見たい事業所を探すことができます。**

見たい事業所を探すことができます。



3-1 1の画面で「事業所を検索する」を選択すると、検索条件が表示されます。

1. 排出年度
 2. 都道府県
 3. 市区町村
 4. 郵便番号
 5. 事業所名
 6. 物質
 7. 排出・移動先
 8. 排出条件
 9. 業種
 10. 埋立処分を行う場所
 11. 排出先の河川、湖沼、海域等の名称
 12. 移動先の下水道終末処理施設の名称
 13. 廃棄物の処理方法
 14. 廃棄物の種類
- について、それぞれ希望するものを選び、「検索」をクリックします。

No.	事業所名	所在地	業種	全排出量・移動量
1	...	...	...	...
2	...	...	...	...
3	...	...	...	...
4	...	...	...	...
5	...	...	...	...
6	...	...	...	...
7	...	...	...	...
8	...	...	...	...
9	...	...	...	...
10	...	...	...	...
11	...	...	...	...
12	...	...	...	...
13	...	...	...	...
14	...	...	...	...
15	...	...	...	...

3-2 「事業所名」「所在地」「業種」「全排出量・移動量」の一覧が表示されます。

見たい事業所の「所在地」を選択すると事業所周辺の地図が表示されます(4の画面)。「事業所名」をクリックすると、その事業所の排出先別の排出・移動量を示す図が表示されます(5の画面)。



4 事業所周辺の地図です。事業所の●をクリックすると、排出先別に排出・移動量を示す図が表示されます。

5 「絵で排出・移動量」の画面
 です。
 最後に、
 ●グラフで排出・移動量
 ●事業所情報
 ●詳細排出・移動量
 ●表で経年変化
 ●グラフで経年変化
 の5項目から見たい項目をクリックしましょう。



以下のように、さまざまなグラフや表を表示させることができます。



「グラフで排出・移動量」では、物質別・排出先別に、排出・移動量の大小関係が分かります。

「事業所情報」では、事業者名、事業所名、事業所の所在地や従業員数など、事業所に関連する情報が分かります。

「詳細排出・移動量」では、物質別・排出先別に、排出・移動量を数値でみることができます。

「表で経年変化」では、物質別・排出先別に、排出・移動量の平成13年度からの経年変化が分かります。



「グラフで経年変化」では、物質別に、排出・移動量の平成13年度からの経年変化が分かります。

化学物質の環境中への排出状況に関する理解をより深めるため、個別事業所のPRTRデータを環境省のホームページ上で容易に入手することができます。

また、これまでのように所定の手続きを経て、当該データについて国へ開示請求を行うことも可能です（56ページをご参照ください。）。

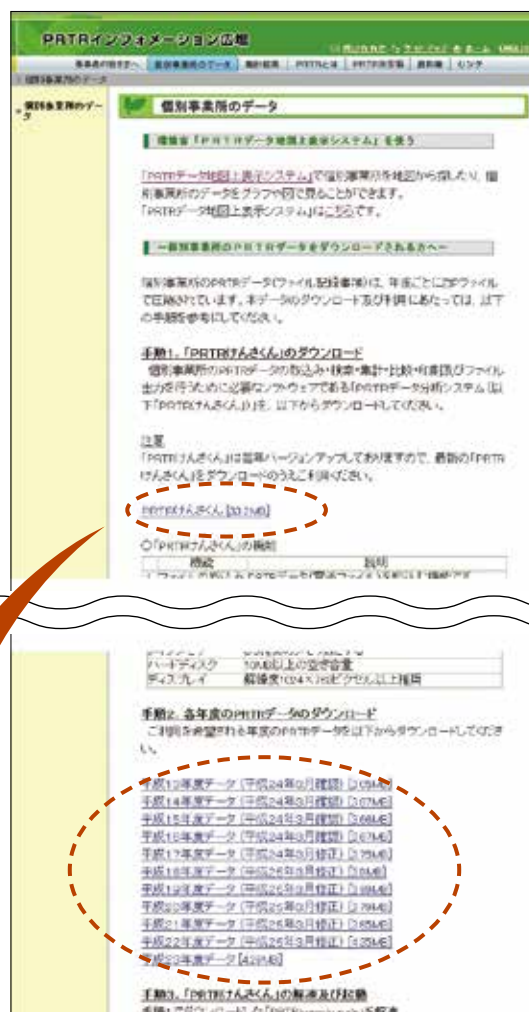
(1) 個別事業所のデータと「PRTRけんさくん」の利用について

個別事業所のPRTRデータは、環境省のホームページ上にある「PRTRインフォメーション広場＞個別事業所のデータ」よりダウンロードできます。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>

ここで得られるデータは、年度ごとに「本紙ファイル（本紙.txt）」「別紙ファイル（別紙.txt）」「他業種ファイル（他業種.txt）」の3種類に分かれています。データを利用する際はこれらのファイルを1つに統合する作業が必要ですが、ソフトウェア「PRTRけんさくん」を利用するとこの作業を行なうことができ、PRTRデータの再集計や分析が容易にできます。

「PRTRけんさくん」は、個別事業所のPRTRデータと同じ画面上から入手できます。



PRTR
けんさくんの
機能

機 能	説 明
1. ファイルの取込み	PRTR データ（電子ファイル）を取込む機能
2. データの検索・抽出	データ一覧画面に表示されるデータについて検索・抽出する機能
3. データの集計	データを全国・都道府県・市区町村毎に集計し、一覧表示またはグラフ表示する機能
4. データの比較	違う年度のデータを比較する機能
5. データの印刷	データを印刷する機能
6. ファイルの出力	取込んだファイルをデータベースソフトや表計算ソフトで扱いやすいファイルに変換して出力する機能

個別の事業所からの化学物質の排出・移動量について 「PRTRけんさくくん」で調べてみよう

PRTRけんさくくんを使うと、例えば自分が住んでいる地域の事業所ごとのPRTRデータを簡単に調べることができます。

『PRTRけんさくくんの使い方』ガイド

「PRTRけんさくくん」と「PRTRデータ」をダウンロードし、「PRTRけんさくくん」を使えるような状態にしてください。
(詳細な方法については、<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>を参照してください。)

- 1 ダウンロード後、prtrdas.exeをダブルクリックして「PRTRけんさくくん」を立ち上げます (prtrdas.exe [PRTRけんさくくん] は、「PRTR kensakun」→「PRTRDAS」→「PRTR Data Analyze System」の中にあります。)
- 2 ホームページよりダウンロードしておいた調べたい年度の「PRTRデータ」を、以下の手順で「PRTRけんさくくん」に取り込みます。
[ファイル取込] → 「ファイルの取込み」画面 → [参照] → 「ファイルを開く」画面 → 調べたい年度の「本紙.txt」「別紙.txt」「他業種.txt」の3つのファイルを同時に選択 → [開く] → [取込み開始] → 「ファイルの取込み処理を実行中」が表示され、「PRTRけんさくくん」にPRTRデータが取り込まれます。

自分が住んでいる市区町村における個別事業所のPRTRデータ

- 1 「PRTRけんさくくん」のメイン画面 → 2 [検索・抽出] →
- 3 文字列・数値で検索 → 事業所所在地 → 4 [リストから入力] →
- 5 都道府県を選択 → 6 市区町村を選択 → 7 [OK] → 8 [新規検索]
- 9 調べたい市区町村の 個別事業所データ が表示されます。

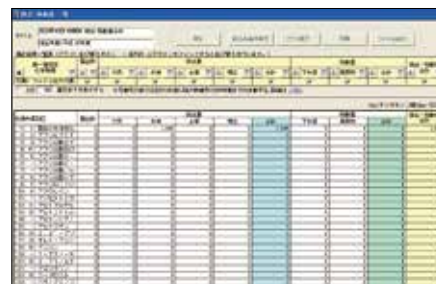
※ツールバーの「表示」から「物質ごと一覧」を選択すると、個別事業所の物質ごとの排出量・移動量を表示することができます。



さらに調べてみましょう

自分が住んでいる市区町村における化学物質別の排出・移動量

- 1 「PRTRけんさくくん」のメイン画面 → 2 [排出量集計] →
- 3 集計する範囲 → 市区町村別に集計 にチェック → 4 [選択] →
- 5 都道府県を選択 → 6 市区町村を選択 → 7 [OK] → 8 集計する項目 → 第一種指定化学物質 にチェック → 9 [選択] → 10 [全てチェック] →
- 11 [OK] → 12 [集計開始] → 13 自分が住んでいる市区町村における化学物質の排出・移動量の一覧が表示されます。



「排出・移動量の順番を並べ替える場合

- 1 排出・移動量一覧の表示画面 → 2 大気への排出量が多い順に並べる
- 3

排出量					
△	大気	▼	△	水域	▽
△	土壌	▽	△	埋立	▽
					合計

クリックすると、▽が黒く(▼)なり、排出量が降順に変わります。

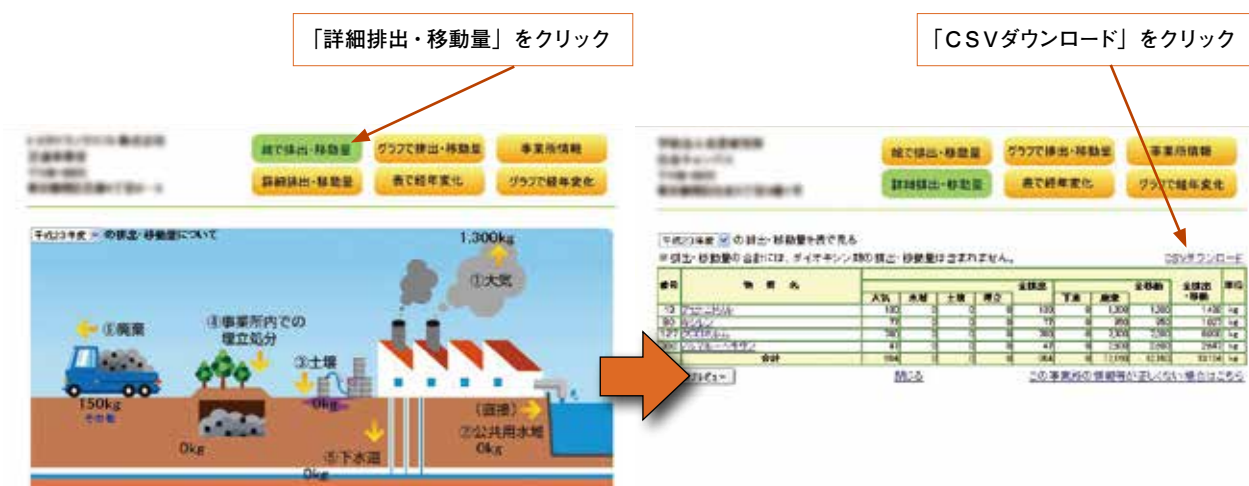


(2) 環境省「PRTRデータ地図上表示システム」の利用について

環境省「PRTRデータ地図上表示システム」で個別事業所のPRTRデータやその経年変化を見ることができます。

また、それらのデータを**CSV方式**^{※9}のファイルでダウンロードできます。

「PRTRデータ地図上表示システム」の機能や利用方法は50～53ページをご覧ください。



(3) 開示請求

1) 開示されるデータ

事業者から届けられた個別事業所ごとの情報は、開示請求をすることによっても、個人情報等を除く次の情報を入手することができます。

- ① 事業者、事業所に関する情報（名称、所在地等）
- ② 事業所における第一種指定化学物質の排出量・移動量に関する情報
 - 第一種指定化学物質の名称
 - 大気への排出量、公共用水域への排出量、事業所における土壌への排出量、事業所における埋立処分量及び排出先の名称
 - 下水道への移動量
 - 事業所外への移動量

開示されるデータは、電子媒体（光ディスク（CD-R）又はフレキシブルディスク（FD））による交付、用紙による交付のうち、いずれかの方法を選択することができます。

電子媒体により交付される事業所データの電子ファイルは、CSV方式^{※9}で提供され、データベースソフトや表計算ソフトの多くで読み書きができ、開示請求者が独自に表を作成したり、集計・分析等を行うことが可能です。

また、電子ファイルにはPRTRデータ分析システム「PRTRけんさくん」が納められており、集計・分析等が簡単に行えます。「PRTRけんさくん」の利用については、54ページをご参照ください。

国による集計結果の公表日以降であれば、誰でも個別の事業所が届け出た排出量等のデータについて、国に対して開示請求をすることができます。請求先は、環境省、経済産業省及び事業者の営業活動を管轄する省庁です。

※9 CSV方式とは、項目の間をカンマで区切ったテキスト形式のファイルのことです。

2) 開示請求の窓口

環境省及び経済産業省の窓口では、全国すべての事業者からの届出について開示請求を受け付けるほか、開示にあたっての事前照会（開示を希望する事業所等を特定するための事前の手続き）や開示手続全般の問い合わせにも対応しています。

それ以外の事業所管省庁（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省）では、その省庁が所管している事業者からの届出分について、開示請求を受け付けています。

各省庁に設置されているPRTR開示窓口は、以下のとおりです。

省庁名	問い合わせ部署	住所／電話／E-mail	対象となる業種
財 務 省	理財局総務課たばこ塩事業室	〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話:03-3581-4111(内線2259) FAX:03-5251-2239	たばこ塩製造業など
文部科学省	研究開発局環境エネルギー課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 電話:03-5253-4111(内線4535) FAX:03-6734-4162	高等教育機関など
厚生労働省	医薬食品局審査管理課 化学物質安全対策室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(内線2423) FAX:03-3593-8913	医薬品製造業など
農林水産省	消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(内線4500) FAX:03-3501-3774	農薬製造業など
経済産業省	製造産業局化学物質管理課 化学物質リスク評価室	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話:03-3501-1511(内線3691~3695) FAX:03-3580-6347	全業種
国土交通省	総合政策局環境政策課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話:03-5253-8111(内線24332) FAX:03-5253-1550	下水道、自動車 整備業など
環 境 省	環境保健部環境安全課	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-3581-3351(内線6358) FAX:03-3580-3596 Eメール:ehs@env.go.jp	全業種
防 衛 省	大臣官房文書課環境対策室	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話:03-3268-3111(内線20903) FAX:03-5229-2134	駐屯地など



3) 請求の方法

開示請求には、開示請求者の氏名及び住所、開示請求しようとする事業所の名称及び所在地、その他の開示を希望する事業所を特定できる事項が必要です。

また、特定の事業所に限定せず、ある年度に届出のあったすべての事業所のデータを請求することもできます。その場合は、必要な事項を「ファイル記録事項開示請求書」（99ページ参照）

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html>に記入し、

① 開示窓口に直接提出する、② 郵送により提出する、③ インターネットを利用し提出するという、3つの方法のうちいずれかを選択します。

提出方法(国民)	開示方法(環境省)
①開示窓口に直接提出する	CD-R等の開示媒体をお渡しします。
②郵送により提出する	CD-R等の開示媒体を郵送しますので、切手を貼付した返信用封筒(A4以下でCD-RやFDが入る大きさのもの)が必要となります。切手代は、CD-R1枚の場合、140円(定形外封筒)です。
③インターネットを利用し提出する (環境省ホームページの「各種の窓口・案内」 (電子申請・届出窓口)から行う。)	

4) 開示請求の手数料

開示請求には、所定の手数料が必要です。手数料は、開示を受ける媒体及びデータの量(容量)によって決まります。手数料は、開示請求書に収入印紙を貼付して納付します。なお、インターネットにより開示請求する場合には、電子納付します。

内 容	開示媒体	数料算出方法
事業所を 検索して開示	用紙(A4)	紙1枚につき20円
	フレキシブルディスク(FD)	FD1枚につき80円+0.5MB(メガバイト)までごとに260円
	光ディスク(CD-R)	CD-R1枚につき200円+0.5MBまでごとに260円
年度の全データ を開示	光ディスク(CD-R)	CD-R1枚につき200円+200MBまでごとに900円

平成23年度の全国・全事業所のデータのみを1枚のCD-Rに収録したものは「1,100円」、過年度修正版と平成23年度の各々の全国・全事業所のデータを併せて1枚のCD-Rに収録したものは「2,000円」となります。

開示請求に関する詳しい情報は、環境省のホームページ「PRTRインフォメーション広場」の「開示を請求される方へ」をご参照ください。

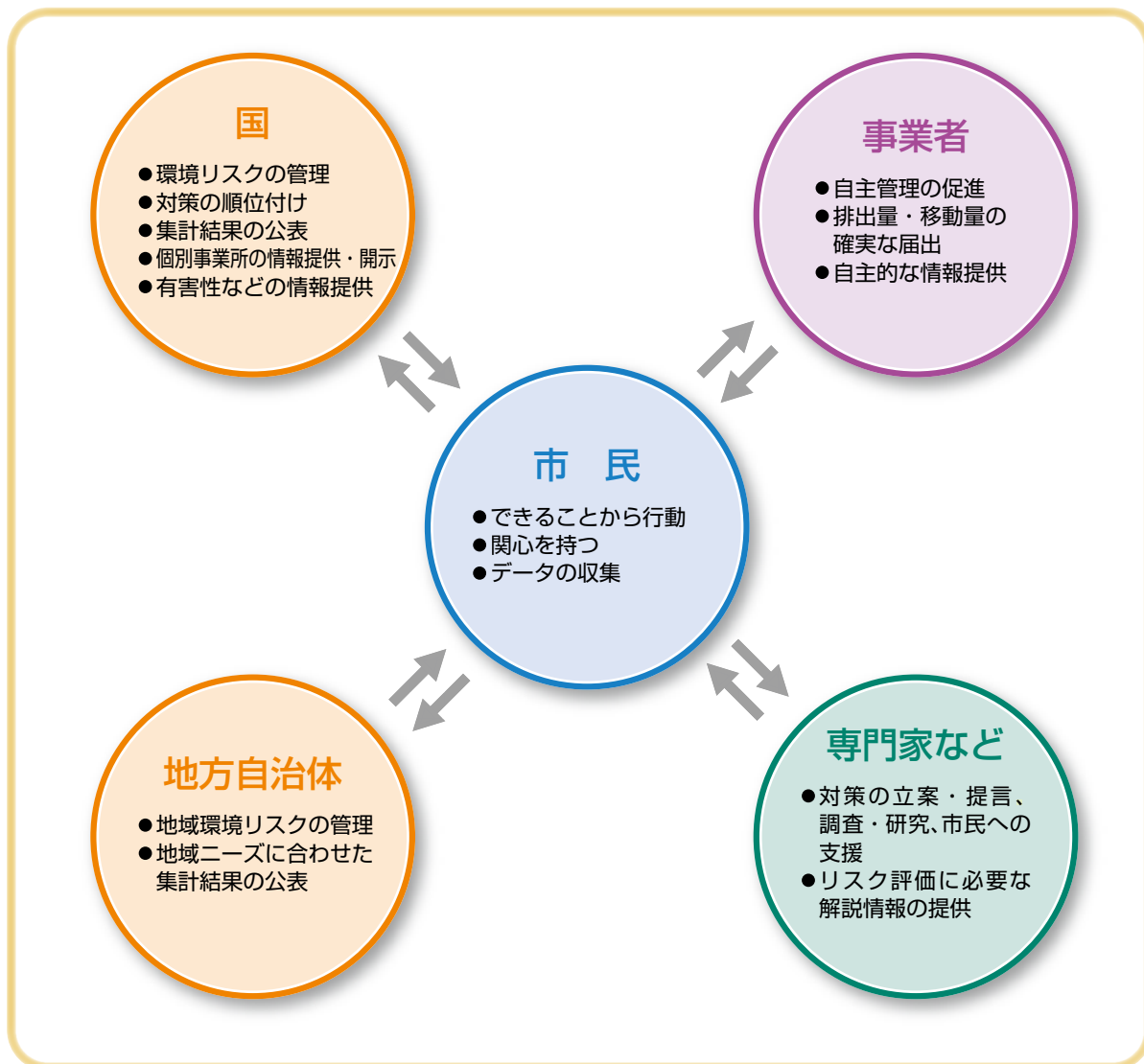
HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html>

IV 化学物質による 環境リスク低減のために

1 市民・事業者・行政のそれぞれの役割	62
2 リスクコミュニケーション	63
(1) リスクコミュニケーションとは	63
(2) 近隣の工場とリスクコミュニケーションしたいときは	64
コラム 1 : リスクコミュニケーションを支援するしくみ 「化学物質に関する冊子」	65
コラム 2 : リスクコミュニケーションを支援するしくみ 「化学物質アドバイザー」	66
コラム 3 : リスクコミュニケーションを支援するしくみ 「GHS」	67
3 PRTR データの活用例	68
(1) NGO・NPO の取組	68
(2) 地方自治体の取組	69
(3) 企業の取組	71

PRTR 制度は、個々の物質を規制するのではなく、化学物質の排出に関する情報を公表することにより、地域全体で化学物質による環境リスクを減らしていくことを目指した仕組みです。この制度では、国や地方自治体などの行政と事業者、そして市民や専門家などが、それぞれの役割を果たしていかなければ、公表された情報は活かされません。PRTR 制度におけるそれぞれの役割を下図に示します。

●PRTR制度におけるそれぞれの役割

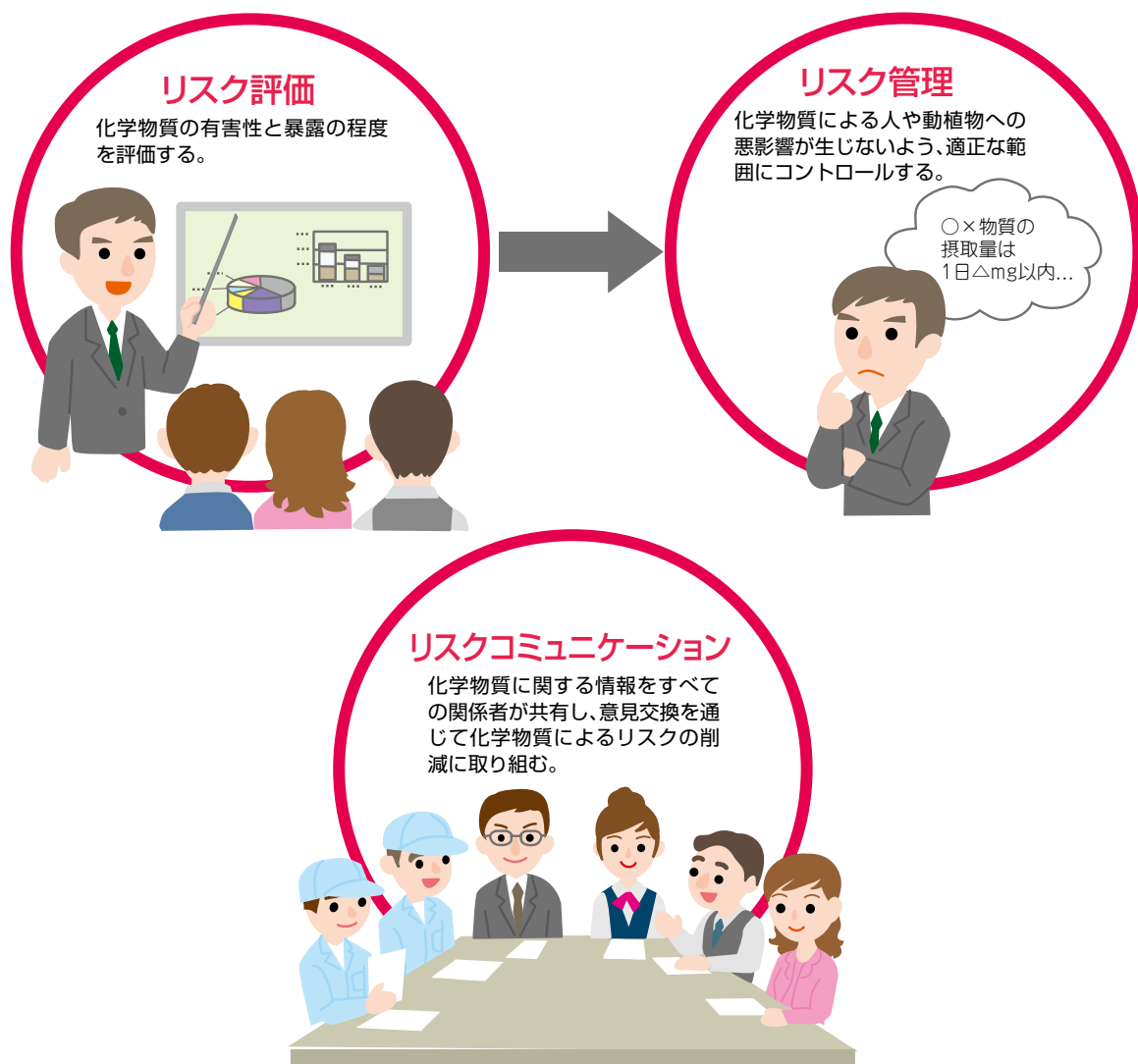


市民は、まず身の回りの化学物質に少しでも関心を持ち、公表されたデータを見ることが期待されます。PRTR 制度で情報が公表されるようになって、私たちが関心を持ってそれを見なければ制度を活かすことができません。毎年一人でも多くの市民が PRTR データに目を通し、それをきっかけに自らの暮らしを見直したり、事業者や行政とコミュニケーションを図ったりすることが、社会全体で化学物質による環境リスクを減らしていく取組につながります。

PRTR 制度による「化学物質に関する情報」を市民、事業者、行政が共有し対話することにより、化学物質による環境リスクを減らしていくことが期待されています。一人一人が生活を見直し、少しでも化学物質の使用や排出を削減するように心がけることと併せて、地域全体で化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるためには、市民、事業者、行政の間でコミュニケーションを図ることが欠かせません。

(1) リスクコミュニケーションとは

化学物質による人や動植物への影響を把握するには、科学的な知見が必要です。影響の度合いがわかったら、次は化学物質の量が人や動植物に悪影響を及ぼすレベルにならないよう、適切に管理することが必要になります。より合理的にリスクを管理し削減するためには、市民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通を図ることが必要です。これを「リスクコミュニケーション」と呼んでいます。市民や事業者、行政がそれぞれ自分たちの都合だけを主張しては、化学物質による環境リスクを削減する取組がなかなか進みません。そこで、お互いの考えていることを理解しあい、力を合わせて取組を進めようとするものです。



(2) 近隣の工場とリスクコミュニケーションしたいときは

「近所のあの工場からどのような化学物質が出ているか、以前から不安だった」という方は、リスクコミュニケーションしたいと思われるかもしれません。また、日頃不安がなくてもリスクコミュニケーションを実施することは重要です。なぜなら、化学物質に対するイメージや考え方は人それぞれだからです。

このような状態で、万が一、工場で事故が発生してその影響が住民にも及ぶようなことがあった場合、感情的な対立が先行して、建設的な話し合いや有効な対策の推進が困難であったり遅れたりすることになりかねません。日頃から住民、事業者、行政が情報を交換し、信頼関係を築いておくことが必要です。

では、どのようにリスクコミュニケーションを始めればよいのでしょうか。

1) 住民からアクションを起こす

まずは事業者が化学物質についてどのような取組をしているかを知ることから始めるとよいでしょう。事業者には必ず問い合わせ窓口がありますので、そこに「PRTR届出状況について説明してほしい」「環境報告書に掲載されている情報について解説してほしい」などと要請すれば対応してもらえることが多いでしょう。個人レベルでも良いのですが、お互いに関心のあるグループ単位で要請した方が、事業者としても対応しやすいでしょう。

また、市役所等の環境担当部署に「リスクコミュニケーションしたいので仲介してほしい」と依頼すれば対応してくれる場合もあります。さらに、事業者と話し合う前に、個別事業所のデータを入手したり、他の事業所と排出量を比較したりして予習しておくくと効果的です。

最初から難しい議論をしようとせず、まずは「分からないことを聞く」、「自分たちが何を考えているか知らせる」、また「事業者の取組を知る」ことから始めましょう。

2) 事業者からアクションを起こす

事業者は、地域清掃への協力、お祭り等のイベントへの協賛など、地域社会との関わりを持っていることもあります。おそらくは総務部門が担当していることと思いますので、環境安全部署の方はすでに地域住民との信頼関係がある部署のチャネルを通じてコミュニケーションを始めれば、テーマを化学物質に移しても、比較的すんなりとコミュニケーションが進められると思われます。

また、市役所等に相談すれば、町内会長など地域住民の核となる方を紹介してくれる場合もあります。

3) 行政からアクションを起こす

行政は、市民と事業者が協力して、自主的にリスクコミュニケーションが推進されるよう支援することが求められます。事業者や市民に「リスクコミュニケーションの考え方」「実践方法」「得られるメリット」などを説明しリスクコミュニケーションを促すとともに、事業者や市民から「リスクコミュニケーションしたい」という手が上がったら、積極的に協力しましょう。



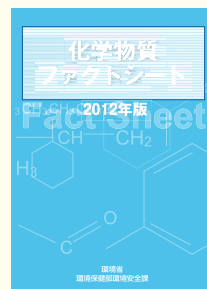
「化学物質に関する冊子」

化学物質ファクトシート

環境省では、第一種指定化学物質について、個々の情報をわかりやすく整理し、簡素にまとめた「化学物質ファクトシート」を作成しています。ファクトシートは毎年発表される PRTR 集計結果やモニタリング結果に併せて改訂されています。

ファクトシートには、以下のような項目について、専門家以外の方にもわかりやすく整理されています。

- ① 物質名、別名、PRTR 政令番号、CAS 番号、構造式
- ② 用途（その化学物質がどのように使用されているか）
- ③ 排出・移動（環境中への排出量・移動量、主な排出源、主な排出先など）
- ④ 環境中での動き（環境中に排出された後の化学物質の動き、当該物質が主に存在する媒体など）
- ⑤ 健康影響（人の健康への有害性についての記載、または PRTR 対象化学物質に選ばれる理由となった毒性等について）
- ⑥ 基本的な情報の一覧表（性状、生産量、排出・移動量、PRTR 対象選定理由、環境データ、適用法令等）
- ⑦ 引用・参考文献及び用途に関する参考文献のリスト



化学物質ファクトシートは、環境省のホームページ上で見るすることができます。冊子の入手方法についても紹介していますので、ぜひご参照ください。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>

かんたん化学物質ガイド



環境省では、家庭や自動車等の身近なところから排出される化学物質について、市民が自らの生活と関連付けて考え、化学物質の正しい利用や廃棄など、市民一人一人ができる環境リスクの低減のための取組について考えるきっかけとなるよう、子どもにも親しみやすい小冊子「かんたん化学物質ガイド」を作成し、配布しています。

かんたん化学物質ガイドシリーズは、①生活編（総論編）、②乗り物編、③洗剤編、④殺虫剤編、⑤塗料・接着剤編が発行されています。

かんたん化学物質ガイドは、環境省のホームページ上で見るすることができます。冊子の入手方法についても紹介していますので、ぜひご参照ください。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html>

「化学物質アドバイザー」



化学物質やその環境リスクに関する話は、とかく専門的になりがちで、一般の市民には理解できないことも多々あります。また、事業者の中にも「化学物質は使っているが、詳しい知識が必ずしもあるわけではなく、うまく説明できない」場合もあります。そのような状態でコミュニケーションをしても、相手の説明が理解できなかったり、場合によっては「難しい言葉ばかりを並べ立てられて言いくるめられてしまった」というようなマイナスイメージを持ってしまうことがあります。

そこで、環境省では化学に関する知識が少ない市民や化学物質の専門家でない事業者を知識の面から支援する仕組みとして「化学物質アドバイザー」制度を設けています。

化学物質アドバイザーの活躍場面はリスクコミュニケーションの場だけではなくありません。この他に「身の回りの化学物質について」、「界面活性剤（洗剤）について」など皆さんの生活に密接に関わっている化学物質をより理解していただけるようお手伝いをしています。もちろん、行政や事業者の内部研修会や行政が主催する各種説明会にも講師として参加し、幅広く活躍しています。



化学物質アドバイザーに関するお問い合わせ先は下記 URL で確認して下さい。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>

「GHS」(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) とは、化学品の危険有害性(ハザード)ごとの各国の分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一したルールとして提供するというものです。

GHS で分類・表示される危険有害性としては、爆発性や引火性、急性毒性、発がん性、水生環境有害性などがあり、それぞれに危険有害性の程度に応じたシンボルマーク(絵表示)と、「危険」または「警告」という注意喚起のための表示(注意喚起語)などが決められています。さらに、ラベルには、「飲み込むと生命に危険」といった危険有害性情報、応急処置や廃棄方法といった注意書きが付けられます。

GHS は、世界的に統一された分類・表示により、化学品の危険有害性を分かりやすくすることを目的とした仕組みであり、この制度の導入により、化学品による事故などを減らすことが期待されます。また、化学品を購入する時に、人の健康や環境に配慮した製品を選択することができるようになります。

具体的には、化学品の製造業者や輸入業者などが、GHS で決められた基準に従って化学品を分類し、表示を行っていくこととなります。販売業者や消費者などは、この分類表示により、身の回りにある化学品の危険有害性をより正しく知ることができるようになります。

また、それらの表示に従って化学品を正しく取り扱うことで、誤った取り扱いによって引き起こされる事故などを防ぎ、人の健康及び環境の保護がより進むことが期待されます。



HP <http://www.env.go.jp/chemi/ghs/>

(1) NGO・NPOの取組

●特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク (略称：Tウォッチ)

HP <http://toxwatch.net/>

PRTR データを市民が有効活用できるように、わかりやすく情報提供する市民のネットワークです(2002年任意団体として発足、2004年10月NPO法人として認可)。PRTR 情報を活用して、有害化学物質削減に取り組んでおり、ホームページ上のPRTR 検索データベースでは、さまざまな検索方法でPRTR 届出情報の閲覧や比較をすることができます。

例) 個別の工場や会社を
名称・業種・住所で検索 など



●エコケミストリー研究会

HP <http://www.ecochemi.jp>

1990年に「化学物質と環境との調和」という目標を掲げて設立され、幅広い立場の人が化学物質に関する最新情報を共有し、意見交換できる場を提供しています。ホームページ上のPRTR 情報には、リスクの高い地域や物質が分かる「市区町村別の毒性重み付け排出量」とその順位や原因物質、自主管理の目標となる「環境管理参考濃度」、対象化学物質の「用途や毒性・物性」などが分かりやすく掲載されています。



この他にもさまざまな団体が活動が行われています。

(2) 地方自治体の取組

都道府県や政令指定都市等において、PRTRデータを活用した化学物質に関する取組やリスクコミュニケーションを推進するための取組が行われていることがあります。ここではそうした取組の事例として、1) 愛知県と名古屋市における化学物質セミナーの開催の取組と、2) 福島県が中高校生を対象に実施した化学物質リスクコミュニケーションの事例発表・交流会の取組を紹介します。

1) 愛知県と名古屋市における化学物質セミナーの開催

愛知県と名古屋市は、共同して県民及び事業者を対象とした化学物質に関するセミナーを定期的を開催しています。

① 県民向けの化学物質セミナー

県民の化学物質に対する理解と関心を深めることを目的として開催されました（平成24年11月）。

まず、市職員から、化学物質の便利な性質や有害性、化学物質対策に係る取組について説明がありました。

次に、学識経験者から、化学物質の健康影響と衛生基準設定の考え方について講演がありました。

最後に、事業者から、化学物質を安全に使用するための取組や日家庭用品の安全性評価について紹介されました。



② 事業者向けの化学物質適正管理セミナー

化学物質を取扱う事業者を対象に、化学物質の適正な管理を一層推進することを目的として開催されました（平成24年11月）。

まず、県職員から、県内における化学物質の排出量等の現状及び化学物質対策に係る取組について説明がありました。

次に、（独）製品評価技術基盤機構の職員から、化管法制定の背景から改正内容、PRTR制度、SDS制度について説明がありました。また、PRTRデータの活用による化学物質管理方法についても紹介されました。

最後に、県内事業者から、化学物質管理の状況や排出量の削減事例、労働者の保護、CSR活動の取組状況などについて紹介されました。



2) 福島県が中高校生を対象に実施した化学物質リスクコミュニケーションの事例発表・交流会の取組

①取組の目的

福島県では、事業者のみならず、広く県民に化学物質に関するリスクコミュニケーションについて周知・啓発を進めるため、主に中高校生を対象としたリスクコミュニケーションの事例発表・交流会を開催しています。これは中高校生に『リスクコミュニケーション』や『化学物質の環境リスク』、『事業者の環境への取組』に対する理解を深めてもらい、将来社会に出てから地域の安全・安心に向けて積極的に取り組んでもらうことを目的としたものです。

②事例発表・交流会の開催状況

昨年度は県内の2つの学校で事例発表・交流会を開催しました。

一方の学校では、まず化学物質アドバイザーから「化学物質とどのように付き合うか」をテーマとした講演がありました。化学物質に関するクイズや簡易測定器による環境中の化学物質の測定実験を交え、中高校生にも理解しやすいよう工夫された内容でした。また、県内事業者からリスクコミュニケーションの事例説明があり、企業の環境への取組み、地域貢献活動等が紹介されました。

もう一方の学校では、化学を専攻する高校生を対象として、県内事業者から環境問題、リスクコミュニケーションの取組事例、企業の社会的責任、企業と地域の関わり方等の説明がありました。



③取組の成果

事例発表・交流会後のアンケートでは、「化学物質は工場などから排出されるだけでなく、私達の日常生活から排出されているということがわかった。使い過ぎないようにしたり、環境に配慮した製品を選ぶようにしたい。」
「企業が取り組む化学物質管理や地域貢献活動等を知り安心感が増した。」等の感想がありました。



④今後の展開

福島県では、高校の専門科やカリキュラムに応じたわかりやすく、ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）の視点も取り入れた内容となるよう工夫しつつ、今後も事例発表・交流会を実施する予定です。

事業所にとっても、こうしたリスクコミュニケーションを通じて、自らの“環境配慮や地域貢献”の取組をPRすることで、地域との信頼関係の醸成や地域の優秀な人材の確保につながることが期待されます。

(3) 企業の取組

地域全体の環境リスクを減らすために事業所、市民、行政が共に話し合い、行動していくことが求められています。ここでは、事業所におけるリスクコミュニケーションの取組事例をみてみましょう。この事例は、平成25年2月に宮城県にある自動車会社の事業所で行われたものです。

① 実施のきっかけ

この事例は、今後の企業の存続には地域社会とのコミュニケーションが必要であると考えていた事業所に対し、宮城県がモデル事業としてリスクコミュニケーションの実施を働きかけたことがきっかけとなり実現したものです。実施に先立って、関係者間で事前打合せが行われ、説明資料、工場見学コースの決定、当日のスケジュールの確定および役割分担の明確化などの準備が進められました。

また、事前に住民へのアンケート調査を実施し、住民の化学物質に対するイメージや事業所が取り扱っている化学物質への関心などを予め把握しました。さらに、リスクコミュニケーションの目的についても文書で住民にお知らせしました。

② 実施の様子

このリスクコミュニケーションには、住民代表者12名、行政(県、村)8名、事業所8名、化学物質アドバイザー1名、ファシリテーター1名、傍聴者40名の合計70名が参加し、事業所の会議室で開催されました。当日のプログラムは、まず、化学物質アドバイザーから化学物質に関する講演が行われました。その後、工場見学を経て、事業所から工場環境への取組について説明がありました。最後に参加した方、全員での意見交換が行われました。

③ 住民との意見交換内容、参加者の感想

住民からは事業者に対して、

- 事業者が排出する大気汚染物質と、他から飛来する大気汚染物質と区別して検証できるのか？
- 油などが漏洩した場合の対応方法は？事業所の外に出ることがないようにしてほしい。
- 事業所で取り扱っている化学物質の量は？
- 排出される蒸気が外気温に与える影響は？
- 目に見えない、臭いがない化学物質は事業所から排出されているのか？
- 水質検査の箇所を増やしてほしい。
- 地下水の監視はどのように行っているのか？

などの質問や意見がありました。

リスクコミュニケーションを実施した後のアンケートでは、「普段接しているものに化学物質が含まれていることが分かり、とても身近なものであると感じた。」「事業者が実施している化学物質管理の説明をうけ、安心することができた。」「今後もリスクコミュニケーションに参加したい。」との回答が多く寄せられました。



リスクコミュニケーションの事例は、環境省ホームページで公開されています。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/jisseki/jirei.html>

V もっと知りたい時には

1 法律に関すること	74
(1) 化学物質排出把握管理促進法の概要	74
(2) 化管法の見直しについて	75
コラム 4 : 情報提供を受け付ける窓口「PRTR 目安箱」	77
(3) 第一種指定化学物質リスト	78
(4) 商品に表示されている第一種指定化学物質の名称	94
(5) ファイル記録事項開示請求書	99
2 PRTR に関連する用語の解説	100
環境リスク 排出量 移動量 取扱量 化学物質管理指針 有害性 発がん性 変異原性 感作性 生態毒性 オゾン層破壊物質 CAS 番号 レスポンシブル・ケア 環境マネジメントシステム 環境報告書 SDS 指定化学物質等取扱事業者	
3 関連サイトアドレス集	104
4 各自治体の PRTR 担当窓口	106
5 索引	111

(1) 化学物質排出把握管理促進法の概要

化管法の正式名称は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」で、1999 年（平成 11 年）7 月 13 日に公布されました。その目的や対象となる化学物質、事業者、データの届出や集計、公表について次のようなことを定めています。

1) 法律の目的

●化管法の目的（第 1 条）

化管法は、有害なおそれのある様々な化学物質の環境への排出量等を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としています。

2) 法律の概要

●化管法の対象化学物質（第 2 条）

対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するもので、環境中にどれくらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の 2 つに区分しています。このうち PRTR 制度の対象となるのは、「第一種指定化学物質」です。

対象化学物質の選定は、有害性についての国際的な評価や生産量などを踏まえ、専門家の意見を聴いて決定しています。

●化管法の対象事業者（第 2 条）

業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量等で一定の条件に合致する事業者は、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出を義務付けています。

●事業者による化学物質の管理の改善の促進（第 4 条）

事業者には、国が定める技術的な指針（化学物質管理指針）に留意しつつ、化学物質の管理を改善・強化します。また、その環境への排出や管理の状況などについて関係者によく理解してもらえるよう努めることが求められています。

●情報の流れ（第 5 条、第 8 ～第 11 条）

事業者による届出は都道府県を経由して国に集められ、集計されたのち、その他の排出源（家庭、農地、自動車など）からの排出量と併せて公表します。国は届出データを都道府県に提供しますので、都道府県は地域のニーズに応じてデータを集計し公表することができます。国は、国民からの請求に基づき、個別事業所データを開示します。

●国による調査の実施（第 12 条）

国は、PRTR の集計結果などを踏まえて、環境モニタリング調査や、人の健康や生態系への影響についての調査を行います。

●安全データシート（SDS）の交付の義務付け（第 14 条）

事業者が指定化学物質やそれを含む製品を他の事業者に譲渡・提供する際に、その相手方に対して安全データシート（SDS）を交付することにより、その成分や性質、取扱い方法などに関する情報を提供することを義務付けています。

●国および地方公共団体による支援措置（第 17 条）

化管法では、さらに国や地方公共団体が次のような支援措置に努めるよう定めています。

1. 化学物質の有害性などの科学的知見の充実
2. 化学物質の有害性などのデータベースの整備と利用の促進
3. 事業者に対する技術的な助言
4. 化学物質の排出や管理の状況などについての国民理解の増進
5. 3. や 4. のための人材育成

(2) 化管法の見直しについて

これまで化管法や PRTR 制度は、以下のような経緯をたどってきました。

- 1999 年 7 月 化管法 公布
- 2000 年 3 月 化管法 施行
- 2001 年 4 月 PRTR 制度がスタート
- 2002 年 4 月 事業者による排出量・移動量の届出開始
- 2003 年 3 月 国が届出結果を公表開始

化管法は附則第三条により、施行後 7 年（2007 年 3 月）を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされていました。これを受け、中央環境審議会と産業構造審議会は 2007 年 2 月から合同で審議会を開催し、化管法の施行状況に対する評価や課題の抽出を行うとともに、国際的な整合性に配慮しつつ、今後の方向性について検討を行い、2007 年 8 月に中間とりまとめとして公表しました。

化管法見直し合同会合中間とりまとめ（概要）

PRTR 制度に関する課題と方向性

方向性 1

施行後の社会動向等を踏まえた仕組みの効率化

- 対象物質の見直し
 - GHS との整合化に留意し、化学物質の有害性情報やリスク評価の結果等を活用
- 一部の非対象業種の対象化妥当性の検討
 - 建設業、医療業等の現行非対象業種の対象化の実行可能性について検討
- 届出事項の追加
 - 廃棄物処理方法及び放流先の下水道名を届出事項に追加
- 排出量の把握手法や推計手法の改善
 - 算出マニュアルの継続的改善を実施
- 未届出事業者に対する対応
 - 悪質な未届出事業者に対しては、厳正に対処

方向性 2

PRTR データの多面的利用の促進

- 個別情報の開示請求方式を国による公表方式に変更
- 地図情報等の活用による、わかりやすい情報の提供
 - 地方公共団体は、地域特性のニーズに対応した取組
 - 事業者は、環境リスク評価やリスクコミュニケーションに活用

化管法の役割と施行状況

- 事業者は、化学物質自主管理指針に基づき、管理計画を作成する等して自主管理を促進
- PRTR 制度は、過去 5 ケ年度分の届出実績を有し、対象化学物質による環境負荷を低減させる点で一定の効果あり
- MSDS^{*}制度も事業者間の情報伝達の手法としてほぼ定着
- 現行の役割を維持することが適当

MSDS^{*}制度に関する課題と方向性

1. 事業者は記載内容の充実に努めるとともに、自主管理に MSDS^{*}をより一層活用
2. GHS との整合に向けた対応の検討

化学物質の自主管理に関する課題と方向性

1. 自ら事業所周辺の環境リスク評価を行い、リスク懸念の大きい物質から優先的に管理を強化
2. 高懸念物質等については排出削減等の自主管理をより一層強化
3. 国は、そのためのガイダンスの普及やモデル等の使い勝手の向上等により支援
4. 国は、例えば業種ごとの自主管理の取組状況に関する発表の場を設定する等、国民が産業界の取組を把握できるよう検討

※当時の名称。現在の名称は「SDS」に統一されています。

詳細は環境省ホームページをご参照ください。

HP <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8709>

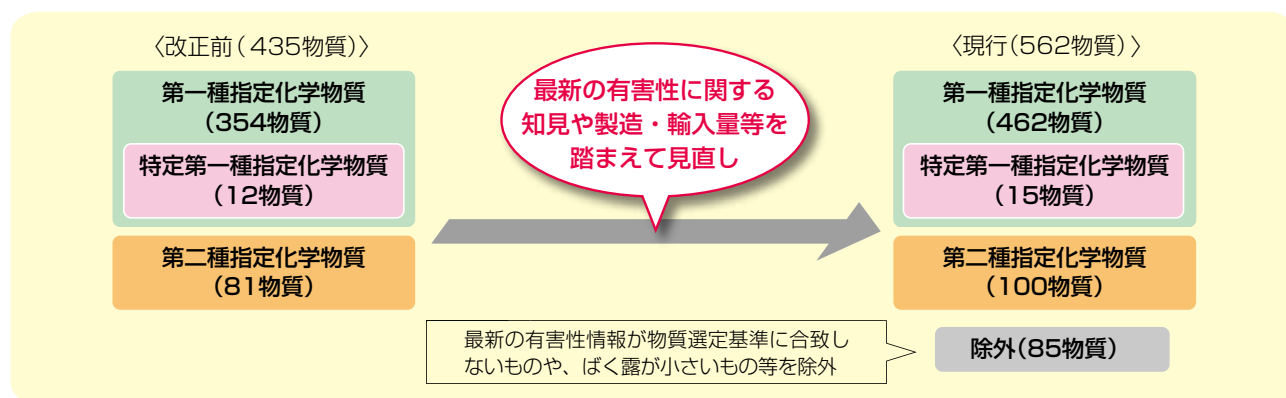
化管法政省令の改正の概要

平成 20 年 11 月、化管法施行令の一部が改正されました。この改正に伴い、平成 22 年度から対象事業者は改正後の第一種指定化学物質（78 ～ 93 ページ参照）の排出量・移動量を把握し、平成 23 年度から届出を始めました。また、平成 22 年 4 月、化管法施行規則の一部が改正され、平成 23 年度以降は、改正後の様式第 1 で届出が行われています。

改正内容

① 第一種指定化学物質の変更

- PRTR 制度及び SDS 制度の対象となる「第一種指定化学物質」について、354 物質から 462 物質に変更
- 第一種指定化学物質のうち、PRTR 制度の届出のすそ切り要件がより厳しく設定されている「特定第一種指定化学物質」について、現行 12 物質から 15 物質に変更
- SDS 制度の対象となる「第二種指定化学物質」について、現行 81 物質から 100 物質に変更



② 業種の追加

- 届出を行う義務を負う事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）となり得る対象業種に「医療業」が追加
- 改正後の PRTR 制度の対象となり得る業種

1 金属鉱業	7 下水道業	13 燃料小売業	19 計量証明業
2 原油及び天然ガス鉱業	8 鉄道業	14 洗濯業	20 一般廃棄物処理業
3 製造業	9 倉庫業	15 写真業	21 産業廃棄物処理業
4 電気業	10 石油卸売業	16 自動車整備業	22 医療業
5 ガス業	11 鉄スクラップ卸売業	17 機械修理業	23 高等教育機関
6 熱供給業	12 自動車卸売業	18 商品検査業	24 自然科学研究所

③ 届出事項の追加

- 届出書様式第 1 による届出事項として、「移動先の下水道処理施設の名称」、「廃棄物の処理方法」、「廃棄物の種類」が追加

「PRTR 目安箱」

化管法に基づく PRTR 制度では、対象事業者は事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量・移動量を、事業者が自ら把握して主務大臣に届け出ることが義務付けられています。また、届出を行わず、又は虚偽の届出をした者には、過料が適用されることが同法に規定されています。

化管法は、PRTR 制度及び SDS 制度の適切な実施等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。PRTR データは、第一種指定化学物質の排出の状況に関する理解を深める上の基本となる情報であり、その適切な届出が強く求められているところです。

このような状況から、PRTR データの届出に関し、PRTR データの信頼性や届出等にかかる問題について、広く国民の皆様から情報提供を受け付ける窓口として「PRTR 目安箱」が設置されています。

詳しくは環境省のホームページ「PRTR インフォメーション広場」PRTR 目安箱」をご参照ください。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/meyasubako/index.html>

PRTRインフォメーション広場

事業者の皆さまへ | 関係事業者のデータ | 統計結果 | PRTRとは | **PRTR目安箱** | 資料集 | リンク

PRTR目安箱

PRTR目安箱

通知

平成13年1月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づくPRTR制度が導入され、第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を、事業者が自ら把握して主務大臣に届け出ることが義務付けられています。また、届出を行わず、又は虚偽の届出をした者には、過料が適用される旨同法に規定されています。

化管法は、PRTR制度及びMSDS制度の適切な実施等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としております。PRTRデータは、第一種指定化学物質の排出の状況に関する理解を深める上の基本となる情報であり、その適切な届出が強く求められているところです。

このため、PRTRデータの届出に関し、PRTRデータの信頼性や届出等にかかる問題について、広く国民の皆様から情報提供を受け付ける窓口として「PRTR目安箱」を設けることといたしました。上記のような情報がある場合、下記のとおりPRTR目安箱へ情報提供いただきますようお願いいたします。

なお、PRTRに関する一般的なお問い合わせについては、「[問合せ先](#)」に御連絡ください。

情報提供の方法

【記入項目】
いずれかの様式に下記の必要事項を御記入の上、郵送、FAXまたはE-Mailにより御提供ください。

PDF 47KB Word 61KB 一太郎 26KB

[1] 情報提供者の情報
氏名
職業

(3) 第一種指定化学物質リスト

- 名称など、正式なものは環境省ホームページの対象化学物質の情報をご参照ください。
-  で塗られているものは、特定第一種指定化学物質です。
特定第一種指定化学物質については、8 ページをご参照ください。
- 用途の合成樹脂原料、合成原料等の後の（ ）内には、当該指定化学物質を使用して生成された合成樹脂等の用途や樹脂名等を示しています。
- 平成 22 年度までの届出対象物質リストは、環境省ホームページの改正施行令と現行施行令における対象物質の対照表をご参照ください。

HP http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
1	—	亜鉛の水溶性化合物	金属表面処理、乾電池、殺菌剤
2	79-06-1	アクリルアミド	合成樹脂原料(凝集剤、土壌改良剤、接着剤、紙力増強剤)、加工剤(繊維改質)
3	140-88-5	アクリル酸エチル	合成樹脂原料(アクリル繊維、塗料、接着剤、アクリルゴム、合成皮革)
4	—	アクリル酸及びその水溶性塩	合成樹脂原料(高吸水性樹脂、増粘剤、凝集剤)、加工剤(繊維改質)
5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	合成樹脂原料(凝集剤、エマルジョン改質剤、繊維処理剤、粘着剤、接着剤)
6	818-61-1	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	合成樹脂原料(アクリル樹脂)、合成原料(接着剤、乳化剤、合成樹脂改質剤)
7	141-32-2	アクリル酸ノルマルブチル	合成樹脂原料(アクリル樹脂)、合成原料(接着剤、乳化剤、合成樹脂改質剤)
8	96-33-3	アクリル酸メチル	合成樹脂原料(アクリル繊維、塗料、接着剤、アクリルゴム、合成皮革)
9	107-13-1	アクリロニトリル	合成樹脂原料(アクリル系合成繊維、合成ゴム、ABS樹脂、AS樹脂)
10	107-02-8	アクロレイン	合成原料(医薬品、アリルアルコール、グリセリン、架橋剤)、合成樹脂原料(アクリルフォーム)
11	26628-22-8	アジ化ナトリウム	試薬(SCN、S ₂ O ₃ 等の検出用)、防腐剤、起爆剤(自動車用エアバッグ、航空機の緊急脱出用シュート)
12	75-07-0	アセトアルデヒド	合成原料(酢酸、過酢酸、無水酢酸、酢酸エチル)、農薬(防かび剤)、香料、還元剤、防腐剤
13	75-05-8	アセトニトリル	合成原料(ビタミンB ₁ 、サルファ剤、香料、染料) 溶剤、電池の電解液
14	75-86-5	アセトンシアノヒドリン	合成原料(メタクリル酸、メタクリル酸エステル)
15	83-32-9	アセナフテン	合成原料(染料、農薬)
16	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	重合開始剤、加工剤(ゴム、合成樹脂の発泡剤)
17	90-04-0	オルト-アニシジン	合成原料(各種染料)
18	62-53-3	アニリン	合成原料(染料、媒染料、ゴム薬品、火薬、ハイドロキノン、医薬品、ウレタン樹脂原料)
19	82-45-1	1-アミノ-9,10-アントラキノ	合成原料(染料)
20	141-43-5	2-アミノエタノール	添加剤(洗剤、界面活性剤、化粧品、潤滑油)、溶剤、洗浄剤(半導体用)、繊維柔軟剤
21	1698-60-8	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン(別名クロリダゾン)	農薬(除草剤)
22	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-(トリフルオロメチル)スルフィニルピラゾール(別名フィプロニル)	農薬(殺虫剤、殺虫殺菌剤)
23	123-30-8	パラ-アミノフェノール	合成原料(医薬品、染料)、老化防止剤(ゴム用)、染料、写真現像薬

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
24	591-27-5	メタ-アミノフェノール	合成原料(染料、医薬品、農薬、アラミド繊維原料)、染毛剤
25	21087-64-9	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン(別名メトリブジン)	農薬(除草剤)
26	107-11-9	3-アミノ-1-プロペン	合成原料(農薬)、高分子化合物の改良剤、触媒、染料固着剤
27	41394-05-2	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン(別名メタミロン)	農薬(除草剤)
28	107-18-6	アリルアルコール	合成原料(エポキシロクロリン、香料、難燃剤、医薬品、ジアリールフタレート樹脂)
29	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	合成原料(染料、エポキシ樹脂)、加工剤(繊維)、安定剤(樹脂、農薬)
30	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	界面活性剤
31	-	アンチモン及びその化合物	樹脂難燃助剤、顔料、蓄電池、半導体、ガラス材料
32	120-12-7	アントラセン	合成原料(染料、カーボンブラック)
33	1332-21-4	石綿	断熱材、建材原料(補強剤)、摩擦材
34	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	合成樹脂原料(ポリウレタン)、接着剤、加工剤(表面処理剤)
35	78-84-2	イソブチルアルデヒド	合成原料(ネオペンチルグリコール、有機合成)
36	78-79-5	イソブレン	合成樹脂原料(ポリイソブレン(イソブレンゴム、ブチルゴム))
37	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	合成樹脂原料(エポキシ樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリスルホン)、安定剤(塩化ビニル用)、酸化防止剤
38	4162-45-2	2,2'-[イソプロピリデンビス[(2,6-ジブromo-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール	難燃剤
39	22224-92-6	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-0-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)	農薬(殺虫剤)
40	149877-41-8	イソプロピル=2-(4-メトキシフェニル-3-イル)ヒドロラジホルマート(別名ビフェナゼート)	農薬(殺虫剤)
41	66332-96-5	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)	農薬(殺菌剤)
42	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン	加硫促進剤
43	13516-27-3	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)	農薬(殺菌剤)
44	-	インジウム及びその化合物	銀ロウ、銀合金接点、ハンダ、低融点合金、液晶セル電極用、歯科用合金、防食アルミニウム
45	75-08-1	エタンチオール	腐臭剤(LPG用)、合成原料(農薬、医薬品、ゴム薬品)
46	76578-14-8	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名ギザロホップエチル)	農薬(除草剤)
47	36335-67-8	0-エチル=0-(6-ニトロ-メタトリル)=セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)	農薬(除草剤)
48	2104-64-5	0-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名EPN)	農薬(殺虫剤)
49	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ベンディメタリン)	農薬(除草剤)
50	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)	農薬(除草剤)
51	149-57-5	2-エチルヘキサノ酸	ペンキのドライヤー、合成原料(グリース)、安定剤(塩化ビニル樹脂用)
52	83130-01-2	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)	農薬(殺虫剤)
53	100-41-4	エチルベンゼン	合成原料(スチレン)、溶剤
54	98886-44-3	0-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキシ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)	農薬(殺虫剤)

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
55	151-56-4	エチレンイミン	合成原料(タウリン、ポリエチレンイミン、農薬)
56	75-21-8	エチレンオキシド	合成原料(エチレングリコール、エタノールアミン、1,4-ジ オキサン、界面活性剤)、殺菌剤
57	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	溶媒(各種樹脂用、印刷インキ)、医薬品抽出剤
58	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	溶媒(各種樹脂用、印刷インキ、ポリサルファイトゴム製造 用)、電解コンデンサー、ガンソリン添加剤
59	107-15-3	エチレンジアミン	加工剤(繊維防しわ剤、紙の湿潤強化剤)、界面活性剤、キ レート剤、合成樹脂原料(エポキシ樹脂硬化剤)
60	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	加工剤(染色助剤、繊維処理助剤、金属表面処理剤)、安定 剤(塩化ビニル樹脂用)、重合開始剤(合成ゴム)、食品添 加剤、化粧品添加剤
61	12427-38-2	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名 マンネフ)	農薬(殺菌剤)
62	8018-01-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンと N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合 物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)	農薬(殺菌剤)
63	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド(別名 ジクアトジプロミド又はジクワット)	農薬(除草剤)
64	80844-07-1	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フ エノキシベンジルエーテル(別 名エトフェンブロックス)	農薬(殺虫剤)
65	106-89-8	エピクロロヒドリン	合成樹脂原料(エポキシ樹脂)、合成原料(グリセリン、界 面活性剤、イオン交換樹脂、医薬品)、加工剤(繊維処理)、 可塑剤、農薬(殺虫・殺菌剤)
66	106-88-7	1,2-エポキシブタン	安定剤(塩素系溶剤用)、合成原料(溶剤、医薬品、農薬、界 面活性剤)
67	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	安定剤(樹脂、農薬)、加工剤(繊維改質)、エポキシ樹脂アル キド樹脂の反応性希釈剤
68	75-56-9	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	合成原料(プロピレングリコール、プロピレンカーボネー ト、ウレタン樹脂、界面活性剤、医薬品、農薬)
69	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	安定剤(合成樹脂、農薬)、加工剤(繊維改質)、エポキシ樹 脂・アルキド樹脂の反応性希釈剤
70	155569-91-8	エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB1a安息香 酸塩及びエマメクチンB1b 安息香酸塩の混合物)	農薬(殺虫剤)
71	7705-08-0	塩化第二鉄	金属板腐食液、汚水浄化沈殿剤、写真製版、触媒
72	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が10から13まで のもの及びそ の混合物に限る。)	難燃剤、可塑剤(ビニル樹脂用)、潤滑油(極圧潤滑油)
73	111-87-5	1-オクタノール	溶剤(香料、化粧品、有機合成反応)、合成原料(可塑剤、安 定剤、界面活性剤、合成樹脂)
74	1806-26-4	パラ-オクチルフェノール	合成原料(界面活性剤)、合成樹脂原料(フェノール樹脂)
75	-	カドミウム及びその化合物	顔料、電池、合金
76	105-60-2	イプシロン-カプロラクタム	合成樹脂原料(衣料用繊維、タイヤコード、各種成型加工 部品、食品包装用フィルム)
77	156-62-7	カルシウムシアナミド	肥料、合成原料(メラミン、チオ尿素など)
78	105-67-9	2,4-キシレノール	殺虫剤、抗酸化剤、合成原料(医薬品、顔料)、合成樹脂原 料
79	576-26-1	2,6-キシレノール	合成樹脂原料(エンジニアリングプラスチック)、合成原料 (防 かび剤、抗酸化剤)
80	1330-20-7	キシレン	合成原料(テレフタル酸、染料、有機顔料、香料、可塑剤、 医薬品)、ガンソリン・灯油成分、溶剤(塗料、農薬)
81	91-22-5	キノリン	農薬、医薬、界面活性剤、防錆剤(清缶剤用)
82	-	銀及びその水溶性化合物	写真材料、電池、電気接点、銀ロウ
83	98-82-8	クメン	合成原料(フェノール、アセトン、酸化剤)、ガンソリン添加剤
84	107-22-2	グリオキサール	加工剤(繊維処理、土壌硬化、紙仕上げ)、合成原料(香料、 医薬品)
85	111-30-8	グルタルアルデヒド	架橋剤、試薬、殺ウイルス剤
86	1319-77-3	クレゾール	合成樹脂原料(半導体封止材料、ワニス)、合成原料(染 料、農薬、可塑剤)、消毒剤

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
87	—	クロム及び3価クロム化合物	ステンレス鋼、メッキ、スーパーアロイ(超硬合金)、顔料、皮なめし剤
88	—	6価クロム化合物	メッキ、顔料、触媒、金属表面処理剤
89	95-51-2 106-47-8 108-42-9	クロロアニリン	合成原料(医薬・農薬中間体)、架橋剤(樹脂用)
90	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)	農薬(除草剤)
91	21725-46-2	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)	農薬(除草剤)
92	129558-76-5	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリロキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド(別名トルフェンピラド)	農薬(殺虫剤)
93	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)	農薬(除草剤)
94	75-01-4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	合成樹脂原料(ポリ塩化ビニル樹脂、塩化ビニル-酢酸ビニル共重合樹脂、塩化ビニル-塩化ビニリデン共重合樹脂)
95	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ,アルファ,アルファトリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラトルイジン(別名フルアジナム)	農薬(殺菌剤)
96	119446-68-3	1-[[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル]メチル]-1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)	農薬(殺虫剤)
97	611-19-8	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	合成原料(染料・顔料、医薬・農薬中間体)
98	79-11-8	クロロ酢酸	合成原料(マロン酸、アミノ酸、香料、医薬品、除草剤、可塑剤)
99	105-39-5	クロロ酢酸エチル	合成原料(医薬、香料、農薬、接着剤、界面活性剤)
100	51218-49-6	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチクロール)	農薬(除草剤)
101	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)	農薬(除草剤)
102	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	合成原料(染料)
103	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b)	フルオロカーボン(冷媒、発泡剤、噴射剤)
104	75-45-6	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	フルオロカーボン(冷媒、発泡剤、噴射剤)
105	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)	フルオロカーボン(冷媒)
106	—	クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133)	フルオロカーボン(冷媒、合成原料)
107	75-72-9	クロロトリフルオロメタン(別名CFC-13)	フルオロカーボン(冷媒、エッチング剤、合成原料)
108	7085-19-0 93-65-2	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリロキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ)	農薬(除草剤)
109	95-49-8	オルトクロロトルエン	合成原料(染料、農薬、医薬品)
110	106-43-4	パラクロロトルエン	合成原料(染料、農薬、医薬品)
111	121-87-9	2-クロロ-4-ニトロアニリン	合成原料(染料、顔料中間体)
112	88-73-3	2-クロロニトロベンゼン	合成原料(染料)
113	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	農薬(除草剤)
114	133220-30-1	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1,3-ジオン(別名インダノファン)	農薬(除草剤)
115	158237-07-1	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド(別名フェントラザミド)	農薬(除草剤)

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
116	78587-05-0	(4RS,5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド(別名ヘキシチアソクス)	農薬(殺虫剤)
117	107534-96-3	(RS)-1-パラクロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名 テブコナゾール)	農薬(殺菌剤)
118	88671-89-0	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル(別名マイクロプタニル)	農薬(殺菌剤)
119	114369-43-6	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル(別名フェンブコナゾール)	農薬(殺菌剤)
120	95-57-8	オルトクロロフェノール	合成原料(染料、農薬)
121	106-48-9	パラクロロフェノール	合成原料(染料、殺菌剤、化粧品)
122	598-78-7	2-クロロプロピオン酸	合成原料、合成樹脂原料、農薬(殺菌剤)
123	107-05-1	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)	合成原料(アリル誘導体化合物、香料、農薬、医薬品)
124	99485-76-4	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア(別名クミロン)	農薬(除草剤)
125	108-90-7	クロロベンゼン	合成原料(染料、香料、医薬品、農薬)
126	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115)	フルオロカーボン(冷媒)
127	67-66-3	クロロホルム	合成原料(代替フロン、フッ素樹脂)、医薬品(麻酔剤、消毒剤、血液防腐剤)、溶剤(ゴム・メチルセルロース用)
128	74-87-3	クロロメタン(別名塩化メチル)	合成原料(シリコン樹脂、ブチルゴム)、溶剤(医薬品製造用、農薬製造用)、発泡剤(発泡ポリスチレン用)
129	59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェノール	合成原料(染料・香料中間体)
130	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)	農薬(除草剤)
131	563-47-3	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	合成原料、合成樹脂原料、農薬、試薬、合成樹脂添加剤
132	-	コバルト及びその化合物	特殊鋼、磁性材料、触媒
133	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	溶剤(塗料、インキ)
134	108-05-4	酢酸ビニル	合成樹脂原料(ポリ酢酸ビニル、酢酸ビニル共重合樹脂、ポリビニルアルコール)
135	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	溶剤(塗料、接着剤)
136	90-02-8	サリチルアルデヒド	試薬(Cu,Ni等の検出用)
137	420-04-2	シアナミド	合成原料、肥料、医薬品
138	139920-32-4	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド(別名ジクロシメット)	農薬(殺菌剤)
139	66841-25-6	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラブromoエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメリン)	農薬(殺虫剤)、合成原料(医薬品)
140	39515-41-8	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロバトリン)	農薬(殺虫剤)
141	57966-95-7	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア(別名シモキサニル)	農薬(殺菌剤)
142	615-05-4	2,4-ジアミノアニソール	合成原料(染料)、染料
143	101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	合成原料、合成樹脂原料、架橋剤
144	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	メッキ助剤、写真材料
145	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	医薬品原料(抗ヒスタミン剤、抗マラリア剤、鎮痛剤)、防錆剤、合成原料(凝集剤)、溶剤(印刷インキ・アゾ染料の緩性揮発剤)

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
146	29232-93-7	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル =O, O-ジメチル=ホス ホロ チオアート(別名ピリミホス メチル)	農薬(殺虫剤)
147	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	農薬(除草剤)
148	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホ ニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド (別名カフェンストロール)	農薬(除草剤)
149	56-23-5	四塩化炭素	合成原料(ホスゲン、農薬(殺虫剤))、溶剤
150	123-91-1	1,4-ジオキサン	溶剤(合成皮革、塗料、合成反応用)、分散剤
151	646-06-0	1,3-ジオキソラン	セルロース誘導体、溶剤、安定剤(塩素系溶剤用)、電解質 溶媒、エンジニアリングプラスチック
152	15263-53-3	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジ メチルアミノ) -プロパン(別名カルタップ)	農薬(殺虫剤)
153	7696-12-0	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキ シイミドメチ ル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メ チルプロパー-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラ ート(別名テトラメトリン)	農薬(殺虫剤)、合成原料(医薬品、化粧品)
154	108-91-8	シクロヘキシルアミン	防錆剤、ゴム用薬品、清缶剤、染色助剤、酸素吸収剤、不凍 液
155	17796-82-6	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	スコーチ防止剤(ゴム薬品)
156	27134-27-6	ジクロロアニリン	合成原料(染料、顔料、農薬)
157	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	合成原料(塩化ビニル原料、エチレンジアミン、医薬品、農 薬(殺虫剤))、合成樹脂原料(ポリアミノ酸樹脂)、洗浄剤 (フィルム用)、溶剤、くん蒸剤
158	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	合成樹脂原料(ポリ塩化ビニリデン(食品包装用フィル ム))
159	156-59-2	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン製造の副生成物
160	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	硬化剤(ウレタン樹脂・エポキシ樹脂・エポキシウレタン樹 脂用)
161	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	フルオロカーボン(冷媒、噴射剤、発泡剤)
162	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド(別名プロピザミド)	農薬(除草剤)
163	-	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	フルオロカーボン(噴射剤、発泡剤、合成原料)
164	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC -123)	フルオロカーボン(冷媒、洗浄剤、発泡剤)
165	95-73-8	2,4-ジクロロトルエン	合成原料(農薬・医薬用中間体)
166	99-54-7	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	合成原料(医薬、農薬、染料、顔料中間体)
167	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	合成原料(染料、有機顔料)
168	36734-19-7	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプ ロピル-2,4- ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド(別名イプロ ジオン)	農薬(殺菌剤)
169	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名 ジウロン又はDCMU)	農薬(除草剤)
170	112281-77-3	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3- (1H-1,2,4 -トリアゾール-1-イル)プロ ピル=1,1,2,2-テトラフ ルオロエチル= エーテル(別名テトラコナゾール)	農薬(殺菌剤)
171	60207-90-1	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフ ェニル)-4- プロピル-1,3-ジオキサソ ン-2-イルメチル]-1H- 1,2,4-トリア ザール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4 -ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサソ ン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物 (別名プロピコナゾール)	農薬(殺菌剤)
172	153197-14-9	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メ チルエチル]- 3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オ キサジン-4- オン(別名オキサジクロメホン)	農薬(除草剤)

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
173	50471-44-8	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ピニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン(別名ピンクロゾリン)	農薬(抗菌剤)
174	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニユロン)	農薬(除草剤)
175	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)	農薬(除草剤)
176	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)	フルオロカーボン(洗浄剤、発泡剤)
177	75-43-4	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	フルオロカーボン(合成原料、冷媒)
178	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン	農薬(殺虫剤)、溶剤(合成樹脂用)、くん蒸剤
179	542-75-6	1,3-ジクロロプロパン(別名D-D)	農薬(殺虫剤)
180	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	合成原料(顔料)
181	95-50-1 106-46-7	ジクロロベンゼン	合成原料(染料、顔料、農薬、医薬品)、溶剤、洗浄剤(グリース用)、その他(消毒剤、伝導熱媒体)
182	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)	農薬(除草剤)
183	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル-4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)	農薬(除草剤)
184	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)	農薬(除草剤)
185	-	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)	フルオロカーボン(洗浄剤)
186	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	洗浄剤(金属脱脂)、溶剤(重合用)、エアゾール噴射剤、インキ成分、ペイント剥離剤
187	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	農薬(殺菌剤)
188	101-83-7	N,N-ジシクロヘキシルアミン	合成原料(防錆剤、ゴム薬品、界面活性剤、染料)
189	4979-32-2	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	加硫促進剤(ゴム用)
190	77-73-6	ジシクロペンタジエン	合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂)
191	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	農薬(殺菌剤)
192	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)	農薬(殺菌剤)
193	298-04-4	ジチオリン酸O,O'-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	農薬(殺虫剤)
194	2310-17-0	ジチオリン酸O,O'-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル](別名ホサロン)	農薬(殺虫剤)
195	34643-46-4	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	農薬(殺虫剤)
196	950-37-8	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O'-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)	農薬(殺虫剤)
197	121-75-5	ジチオリン酸O,O'-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	農薬(殺虫剤)
198	60-51-5	ジチオリン酸O,O'-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジメトエート)	農薬(殺虫剤)
199	16090-02-1	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-ホルホルノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名Clフルオレスセント260)	洗浄剤、ワックス、可塑剤、蛍光増白剤
200	25321-14-6	ジニトロトルエン	合成原料(2,4-トルエンジアミン、染料、火薬)
201	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール	合成原料(黒色硫化染料)、試薬、防腐剤
202	1321-74-0	ジビニルベンゼン	架橋剤(不飽和ポリエステル樹脂、スチレン系樹脂)

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
203	122-39-4	ジフェニルアミン	合成原料(染料、医薬品)、安定剤(火薬・塩素系溶剤用)、有機ゴム薬品
204	101-84-8	ジフェニルエーテル	香料(石けん用)、熱媒体
205	102-06-7	1,3-ジフェニルグアニジン	加硫促進剤(ゴム用)
206	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボスルファン)	農薬(殺虫剤)
207	128-37-0	2,6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール(別名BHT)	酸化防止剤(樹脂、食品)、老化防止剤(ゴム用)
208	96-76-4	2,4-ジ-ターシャリーブチルフェノール	合成原料(酸化防止剤、紫外線吸収剤)
209	124-48-1	ジプロモクロロメタン	非意図的生成物
210	10222-01-2	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド(別名DBNPA)	殺菌剤、防腐剤、防かび剤、防藻剤
211	-	ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	ハロン(消火剤)
212	30560-19-1	(RS)-O,S-ジメチル=アセチルホスホール アミドチオアート(別名アセフェート)	農薬(殺虫剤)
213	127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド	反応溶媒、溶剤、塗料はく離剤
214	95-68-1	2,4-ジメチルアニリン	合成原料(染料、顔料)
215	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン	合成原料(染料、顔料)
216	121-69-7	N,N-ジメチルアニリン	合成原料(染料、医薬品、感圧色素、火薬、農薬)、溶剤、加硫促進剤(有機ゴム)、硬化剤(エポキシ樹脂、ポリエステル樹脂)
217	31895-21-3	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン(別名チオスクラム)	農薬(殺虫剤)
218	124-40-3	ジメチルアミン	合成原料(加硫促進剤、殺虫・殺菌剤、医薬品、界面活性剤、溶剤)
219	624-92-0	ジメチルジスルフィド	香料、合成原料、硫化剤
220	-	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	キレート剤、合成原料(除草剤)、加硫促進剤(ゴム用)、表面処理剤(クロメート処理剤)、凝集剤、腐食防止剤
221	82560-54-1	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェノモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)	農薬(殺菌剤、殺虫剤)
222	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)	農薬(殺虫剤)
223	112-18-5	N,N-ジメチルデシルアミン	合成原料(界面活性剤、消毒剤、樹脂処理剤)
224	1643-20-5	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	洗浄剤(シャンプー、台所用洗剤)
225	52-68-6	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロロホン又はDEP)	農薬(殺虫剤)
226	57-14-7	1,1-ジメチルヒドラジン	安定剤(合成繊維・合成樹脂)、合成原料(医薬、農薬、界面活性剤)、ロケット推進薬
227	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)	農薬(除草剤)
228	91-97-4	3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイル=ジイソシアネート	合成樹脂原料(ウレタン、パンキング剤、ウレアグリース)、樹脂改質剤、耐熱染料
229	23564-05-8	ジメチル=4,4'-(オルトフェニレン)ビス(3-チオアロファナート)(別名チオファネートメチル)	農薬(殺菌剤)
230	793-24-8	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラフェニレンジアミン	老化防止剤(ゴム薬品)
231	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン(別名オルトトリジン)	合成原料(染料(ナフトールAS-G、トルイレンオレンジR、ベンゾブルー3B等))
232	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	溶剤(合成繊維、合成皮革、医薬品、色素用)、試薬(ホルミル化剤)、ガス吸収剤
233	2597-03-7	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)	農薬(殺虫剤)
234	7726-95-6	臭素	合成原料(農薬、難燃剤)

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
235	—	臭素酸の水溶性塩	食品添加物、パーマ用薬剤、試薬
236	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル (別名アイオキシニル)	農薬(除草剤)
237	—	水銀及びその化合物	蛍光灯、温度計、アマルガム、触媒
238	61788-32-7	水素化テルフェニル	熱媒体
239	—	有機スズ化合物	殺菌剤
240	100-42-5	スチレン	合成樹脂原料(ポリスチレン樹脂、合成ゴム、AS樹脂、ABS樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、イオン交換樹脂)
241	4016-24-4	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩	界面活性剤(工業用洗浄剤、ワックス、試薬)
242	—	セレン及びその化合物	ガラス着色剤、整流器、光電セル
243	—	ダイオキシン類	非意図的生成物
244	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名ダゾメット)	農薬(土壌殺菌剤、除草剤)
245	62-56-6	チオ尿素	医薬品原料(チオウラシル、メチオニン等)、農薬(発芽ホルモン)、加工剤(繊維・紙・樹脂用)
246	108-98-5	チオフェノール	合成原料(医薬品、農薬)、安定剤(重合・酸化防止剤)、ゴム用素練り促進剤
247	77458-01-6	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)	農薬(殺虫剤)
248	333-41-5	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	農薬(殺虫剤)
249	2921-88-2	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名クロルピリホス)	農薬(殺虫剤)
250	18854-01-8	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)	農薬(殺虫剤)
251	122-14-5	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェントロチオン又はMEP)	農薬(殺虫剤)
252	55-38-9	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)	農薬(殺虫剤)
253	41198-08-7	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)	農薬(殺虫剤)
254	26087-47-8	チオリン酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)	農薬(殺菌剤)
255	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル	難燃剤(ポリエチレン・ABS樹脂・ポリスチレン・ポリエステル樹脂用)
256	334-48-5	デカン酸	合成原料
257	112-30-1 25339-17-7	デシラルコール(別名デカノール)	農薬(除草剤)、可塑剤(塩化ビニル樹脂)、潤滑剤、合成原料(界面活性剤、香料)
258	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	硬化剤(熱硬化性樹脂)、加硫促進剤、その他(発泡剤、ホスゲンの吸収剤)
259	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	農薬(殺菌剤)、合成原料(ゴム薬品、医薬品)
260	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	農薬(殺菌剤)
261	27355-22-2	4,5,6,7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン(別名フサライド)	農薬(殺菌剤)
262	127-18-4	テトラクロロエチレン	溶剤(ドライクリーニング、医薬品、香料、塗料)、洗浄剤(原毛用)、合成原料(代替フロン)
263	—	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	フルオロカーボン(冷媒、洗浄剤、合成原料)
264	118-75-2	2,3,5,6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノ	合成原料(染料、顔料、医薬品、ゴム薬品)
265	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸	合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂、アルキッド樹脂)、エポキシ樹脂用硬化剤
266	79538-32-2	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)	農薬(殺虫剤)

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
267	59669-26-0	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサー-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-3,12-ジエン-6,10-ジオン(別名チオジカルブ)	農薬(殺虫剤)
268	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	農薬(殺虫剤)、加硫促進剤(チウラム系)
269	505-32-8	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール(別名インソフトール)	合成原料、合成樹脂原料、着香剤、消臭剤
270	100-21-0	テレフタル酸	合成樹脂原料(ポリエステル系繊維・樹脂)
271	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	合成樹脂原料(ポリエステル系繊維・樹脂)
272	—	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	メッキ、電池、顔料、触媒、皮なめし、農薬、殺菌剤
273	112-53-8	1-ドデカノール(別名ノルマルドデシルアルコール)	合成原料
274	25103-58-6	ターシャリドデカンチオール	重合調整剤、合成原料(界面活性剤、有機合成)、殺菌剤、防錆剤、潤滑油添加剤
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム	界面活性剤(洗浄剤、乳化剤、合成洗剤基剤)
276	112-57-2	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン(別名テトラエチレンペンタミン)	硬化剤(エポキシ樹脂)、紙力増強剤、キレート剤、潤滑油添加剤、アスファルト添加剤、界面活性剤
277	121-44-8	トリエチルアミン	合成原料(医薬品、染料、ゴム薬品、界面活性剤、硬化剤)
278	112-24-3	トリエチレンテトラミン	合成原料(潤滑強化剤、潤滑油添加剤、キレート剤、界面活性剤)
279	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	合成原料(代替フロン用)、試薬、溶剤、洗浄剤
280	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	洗浄剤
281	79-01-6	トリクロロエチレン	溶剤(染料、生ゴム、硫黄、ピッチ、塗料)、洗浄剤(脱脂、原毛用)、合成原料(代替フロン)、農薬(殺虫剤)
282	76-03-9	トリクロロ酢酸	合成原料(医薬品)、腐食剤、角質溶解剤、塗料はく離剤
283	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	合成原料(アゾ染料、アンスラキノン染料、蛍光染料、合成樹脂、農薬)、加硫促進剤
284	—	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-113)	フルオロカーボン(洗浄剤、合成原料)
285	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	農薬(殺虫剤)
286	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)	農薬(除草剤)
287	88-06-2	2,4,6-トリクロロフェノール	合成原料(塗料、殺菌剤)、木材防腐剤
288	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	溶剤、合成原料(フッ素樹脂、医薬品)、フッ素系冷媒、血液防腐剤
289	96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン	合成原料(農薬)、架橋剤(合成樹脂用)
290	12002-48-1	トリクロロベンゼン	合成原料(染料、顔料)、反応溶剤、潤滑剤
291	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリオン	硬化剤(ポリエステル系)、エポキシ樹脂改質剤、安定剤(難燃プラスチック)、その他(エポキシ系樹脂の主剤)
292	102-82-9	トリブチルアミン	合成原料(界面活性剤、ゴム薬品、染料、医薬品、農薬)、触媒、高分子化合物改質剤
293	1582-09-8	アルファ,アルファ,アルファトリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-パラトルイジン(別名トリフルラン)	農薬(除草剤)
294	118-79-6	2,4,6-トリプロモフェノール	難燃剤(プラスチック、繊維)
295	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	合成原料(可塑剤、香料、溶剤、界面活性剤)
296	95-63-6	1,2,4-トリメチルベンゼン	溶剤、合成原料(染料、顔料、医薬品、工業薬品)
297	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン	合成原料(染料、紫外線安定剤、医薬品)、ガンリン成分、溶剤
298	26471-62-5	トリレンジイソシアネート	合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)
299	95-53-4 106-49-0	トルイジン	合成原料(エポキシ樹脂硬化剤、染料等)、溶剤
300	108-88-3	トルエン	合成原料(合成繊維、染料、火薬(TNT)、香料、有機顔料、可塑剤、ガンリン成分、溶剤(塗料、インキ))
301	25376-45-8	トルエンジアミン	合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)、合成原料(染料)
302	91-20-3	ナフタレン	合成原料(染料、顔料、爆薬、滅菌剤、燃料)、合成樹脂原料

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
303	3173-72-6	1,5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート	合成樹脂原料(塗料、接着剤、ウレタン)
304	7439-92-1	鉛	バッテリー
305	—	鉛化合物	バッテリー、光学ガラス、顔料、塩化ビニル樹脂安定剤
306	13048-33-4	二アクリル酸ヘキサメチレン(別名HDDA)	架橋剤(合成ゴム、プラスチック)
307	7699-43-6	二塩化酸化ジルコニウム	合成原料(ジルコニル石鹸、顔料、触媒、凝集剤、ジルコニウム化合物)
308	7440-02-0	ニッケル	メッキ、磁性材料、ステンレス鋼、ニッケル銅
309	—	ニッケル化合物	顔料、メッキ、電池
310	139-13-9	ニトリロ三酢酸	キレート化剤
311	91-23-6	オルト-ニトロアニソール	合成原料(染料、医薬品中間体、ジアニシジン)
312	88-74-4	オルト-ニトロアニリン	合成原料(紫外線吸収剤、医薬品、染料、顔料)
313	55-63-0	ニトログリセリン	ダイナマイトの基材、無煙火薬の主剤、医薬品
314	100-00-5	パラ-ニトロクロロベンゼン	合成原料(アゾ染料、硫化染料、p-アミノフェノール、p-アニシジン)
315	88-72-2	オルト-ニトロトルエン	合成原料(染料)
316	98-95-3	ニトロベンゼン	合成原料(アニリン、ベンジジン、キノリン、アゾベンゼン(染料、香料中間体))、溶剤(硝酸セルロース)、塵埃防止剤、酸化剤
317	75-52-5	ニトロメタン	合成原料(界面活性剤、爆薬、医薬品、殺虫剤、殺菌剤)、溶剤、助燃剤
318	75-15-0	二硫化炭素	溶剤(ビスコース人絹、セロハン)、合成原料(農薬、医薬品)、加硫促進剤、その他(浮遊選鉱剤、ゴム製造用添加剤)
319	143-08-8	1-ノナノール(別名ノルマル-ノニルアル コール)	合成原料(可塑剤、香料、界面活性剤)
320	25154-52-3	ノニルフェノール	合成原料(界面活性剤)、安定剤(エチルセルロース)、加硫促進剤、ゴム助剤
321	—	バナジウム化合物	触媒、特殊鋼、合成原料(バナジウム化合物)
322	3618-72-2	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチ ル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	染料
323	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)	農薬(除草剤)
324	101-90-6	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキ シ]ベンゼン	希釈剤
325	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシシン銅又は有機銅)	農薬(殺菌剤)
326	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンチジン)	農薬(殺虫剤)
327	782-74-1	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	合成原料(染料、医薬品)、染料
328	137-30-4	ビス(N,N'-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	農薬(殺虫剤)、加硫促進剤(チウラム系)
329	64440-88-6	ビス(N,N'-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	農薬(殺菌剤)
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペ ルオキシド	重合開始剤(合成樹脂)、架橋剤(合成ゴム)
331	95465-99-9	S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチ ル=ホスホロジチオアート(別名カズサホ ス)	農薬(殺虫剤)
332	—	砒素及びその無機化合物	殺虫剤、半導体、木材防腐・防蟻剤
333	302-01-2	ヒドラジン	清缶剤、合成原料(農薬)、水処理剤、ロケット燃料、還元剤
334	99-76-3	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	防腐剤(化粧品、医薬品)
335	103-90-2	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	合成原料(医薬品、化粧品)、試薬
336	123-31-9	ヒドロキノン	写真用材料(現像薬)、安定剤(重合防止剤)、合成原料(メトール、染料)
337	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン	合成原料(難燃剤、塗料)
338	100-69-6	2-ビニルピリジン	合成原料(タイヤコード接着剤、殺虫剤、殺菌剤)
339	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン	反応性希釈剤、合成原料(医薬、化粧品、工業用)
340	92-52-4	ピフェニル	熱媒体、合成樹脂原料、染色助剤、防かび剤

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
341	110-85-0	ピペラジン	触媒(ウレタン用)、合成原料、試薬(アンチモン・ビスマス・金の検出試薬)
342	110-86-1	ピリジン	合成原料(医薬品(スルフォンアミド剤、抗ヒスタミン剤)、界面活性剤、加硫促進剤、農薬)、アルコールの変性剤
343	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)	合成原料(医薬品、香料)、加硫剤、重合防止剤、その他(酸化抑制剤)
344	96-09-3	フェニルオキシラン	合成原料(フェニルエチルアルコール、フェニルアラニン、合成樹脂、香料)
345	100-63-0	フェニルヒドラジン	合成原料(医薬品、農薬、染料)
346	90-43-7	2-フェニルフェノール	殺菌剤、防腐剤、防かび剤、合成繊維染色促進剤、合成樹脂原料、合成原料(可塑剤、染料、界面活性剤)
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド	合成樹脂原料、合成原料(合成中間体、医薬品、農薬)、加硫剤(ゴム用)、殺菌剤、防カビ剤、水中生物忌避剤
348	95-54-5 106-50-3 108-45-2	フェニレンジアミン	合成原料(農薬、医薬、ゴム薬、顔料)
349	108-95-2	フェノール	合成樹脂原料(フェノール樹脂)、合成原料(ピクリン酸、アニリン、ビスフェノール-A、農薬、可塑剤、染料)、消毒剤、歯科用局所麻酔
350	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ペルメトリン)	農薬(殺虫剤)
351	106-99-0	1,3-ブタジエン	合成樹脂原料(合成ゴム(SBR、NBR)、ABS樹脂)、合成原料(ブタンジオール)
352	131-17-9	フタル酸ジアリル	架橋剤(不飽和ポリエステル樹脂)、可塑剤(塩化ビニル樹脂用)、合成樹脂原料(ジアリルフタレート樹脂)
353	84-66-2	フタル酸ジエチル	可塑剤(塩化ビニル樹脂用)
354	84-74-2	フタル酸ジノルマルブチル	可塑剤
355	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	可塑剤
356	85-68-7	フタル酸ノルマルブチル=ベンジル	可塑剤
357	69327-76-0	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名プロフェジン)	農薬(殺虫剤)
358	112410-23-8	N-ターシャリーブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)	農薬(殺虫剤)
359	2426-08-6	ノルマルブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	高分子改質剤
360	17804-35-2	N-[1-(N-ノルマルブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	農薬(殺菌剤)
361	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)	農薬(除草剤)
362	80060-09-9	1-ターシャリーブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素(別名ジアフェンチウロン)	農薬(殺虫剤)
363	19666-30-9	5-ターシャリーブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン(別名 オキサジアゾン)	農薬(除草剤)
364	134098-61-6	ターシャリーブチル=4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)	農薬(殺虫剤)
365	25013-16-5	ブチルヒドロキシアニソール(別名BHA)	酸化防止剤(油脂類、化粧品)
366	75-91-2	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	重合開始剤、硬化剤(不飽和ポリエステル、メラミン)、乾燥剤(ワニス、ペイント)
367	89-72-5	オルト-セカンダリーブチルフェノール	合成原料(液晶原料)、酸化防止剤(塗料、ワニス)、農薬
368	98-54-4	4-ターシャリーブチルフェノール	合成樹脂原料(油性フェノール樹脂)、合成樹脂改質剤、合成原料(香料、界面活性剤)
369	2312-35-8	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名プロパルギット又はBPPS)	農薬(殺虫剤)

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
370	96489-71-3	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベン ジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリ ダベン)	農薬(殺虫剤)
371	119168-77-3	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3- エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名 テブフェンピラド)	農薬(殺虫剤)
372	95-31-8	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェ ンアミド	加硫促進剤
373	88-60-8	2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール	合成原料(酸化防止剤、香料)
374	-	ふっ化水素及びその水溶性塩	合成原料(フロン)、金属・ガラスの表面処理剤(エッチング 剤)、半導体製造用エッチング剤
375	4170-30-3	2-ブテナール	合成原料(ブタノール、医薬品)
376	23184-66-9	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセト アニリド(別名ブタクロール)	農薬(除草剤)
377	110-00-9	フラン	合成樹脂原料、合成原料、溶剤、工業用洗浄剤、
378	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重 合物(別名プロピネブ)	農薬(殺菌剤)
379	107-19-7	2-プロピン-1-オール	洗浄剤、防錆剤(ワックス)、表面処理剤(電気メッキ)
380	353-59-3	ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	ハロン(消火剤)
381	75-27-4	ブロモジクロロメタン	非意図的生成物
382	75-63-8	ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	ハロン(消火剤、冷媒)
383	314-40-9	5-ブromo-3-セカンダリーブチル-6-メチル- 1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン(別名ブ ロマシル)	農薬(除草剤)
384	106-94-5	1-ブロモプロパン	合成原料(医薬・農薬中間体)
385	75-26-3	2-ブロモプロパン	合成原料(医薬、農薬、感光剤)
386	74-83-9	ブロモメタン(別名臭化メチル)	合成原料、その他(食品・土壌くん蒸剤)
387	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノ キサン(別名酸化フェンブタスズ)	農薬(殺虫剤)
388	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘ キサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエ ピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエ ピン)	農薬(殺虫剤)
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド	帯電防止剤(繊維用)、柔軟剤(繊維用)、化粧品、消毒剤、 試薬
390	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン	合成樹脂原料(ポリアミド(ナイロン66)樹脂・染料、ポリウ レタン)
391	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	合成樹脂原料(塗料、接着剤、コーティング加工用樹脂)
392	110-54-3	ノルマル-ヘキサン	溶剤(重合用、接着剤、塗料、インキ)
393	135-19-3	ベタナフトール	合成原料(医薬品、 α -ナフトールスルホン酸、選鉱剤)
394	-	ベリリウム及びその化合物	電子機器用バネ材、X線管、安全工具
395	-	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	重合開始剤、酸化漂白剤、試薬
396	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名 PFOS)	メッキ薬、半導体製造用、消火剤、撥水剤、加工剤(紙の 表面処理剤)、樹脂改質剤
397	98-07-7	ベンズリジンはトリクロリド	合成原料(医薬品、安定剤(老化防止剤)、染料、農薬)、そ の他(紫外線吸収剤)
398	100-44-7	ベンジルクロリド(別名塩化ベンジル)	合成原料(キノリンレッド、アリザリンエローA:染料、合成 樹脂、香料、ピロガロール、イソキノリン、ガソリン重合 生成防止剤)
399	100-52-7	ベンズアルデヒド	合成原料(安息香酸、香料、医薬品、染料)、加工剤(合成織 維助剤)
400	71-43-2	ベンゼン	合成原料(スチレン、フェノール、無水マレイン酸、染料、有 機顔料、合成洗剤、医薬品、香料、合成繊維、農薬、可塑剤、 防腐剤(PCP)、防虫剤)、溶剤、ガソリン成分

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
401	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	合成原料(水溶性塗料、エステル系耐熱性可塑剤、ポリアミド)、硬化剤(エポキシ樹脂)、加工剤(繊維処理剤)、安定剤
402	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセト)	農薬(除草剤)
403	119-61-9		
404	87-86-5	ペンタクロロフェノール	農薬(防菌剤・防かび剤)
405	-	ほう素化合物	電機・電子工業(液晶パネル、ドーピング剤)、脱酸剤、ガラス繊維用添加剤、消毒剤
406	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	熱媒体、コンデンサー油
407	-	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	界面活性剤(乳化剤、可溶化剤、分散剤(洗浄剤、農薬、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品))
408	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	界面活性剤(乳化剤、可溶化剤、分散剤(洗浄剤、農薬、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品))
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル 硫酸エステルナトリウム	洗剤の基剤
410	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	界面活性剤(乳化剤、可溶化剤、分散剤(洗浄剤、農薬、切削油、工業用エマルジョン、インキ、化粧品、医薬品))
411	50-00-0	ホルムアルデヒド	合成樹脂原料(フェノール系、尿素系、メラミン系合成樹脂、ポリアセタール樹脂)、パラホルムアルデヒド、繊維処理剤、その他(消毒剤、一般防腐剤)
412	-	マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池、磁性材料、脱酸素剤、酸化剤
413	85-44-9	無水フタル酸	合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂)、合成原料(フタル酸系可塑剤(DOP、DBP)、フタルイミド、安息香酸)、ゴム薬品(スコッチ防止剤)
414	108-31-6	無水マレイン酸	合成樹脂原料(不飽和ポリエステル樹脂)、合成原料(テトラヒドロフラン、フマル酸、コハク酸、可塑剤(DOM))、その他(皮なめし剤)
415	79-41-4	メタクリル酸	合成樹脂原料(熱硬化性樹脂、接着剤、塗料)、加工剤(ラテックス改質剤、プラスチック改質剤、紙・繊維加工剤、皮革処理剤)
416	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル	合成樹脂原料(塗料、被覆材料)、加工剤(繊維処理剤)、接着剤、その他(潤滑油添加剤、歯科材料、分散剤、内部可塑剤)
417	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	合成樹脂原料(熱硬化性樹脂、イオン交換樹脂)、加工剤(繊維処理剤、ゴム・樹脂の改質剤)、接着剤、帯電防止剤、安定剤(塩化ビニル)、印刷インキのバインダー
418	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	合成樹脂原料(塗料、イオン交換樹脂)、繊維処理剤、加工剤(紙)、安定剤(ゴム)、潤滑油添加剤
419	97-88-1	メタクリル酸ノルマルブチル	合成樹脂原料(樹脂)、金属表面処理剤、加工剤(繊維処理剤、紙加工剤)、可塑剤(塗料内部可塑剤)、潤滑油添加剤
420	80-62-6	メタクリル酸メチル	合成樹脂原料(メタクリル樹脂、接着剤)
421	674-82-8	4-メチリデンオキセタン-2-オン(別名 ジケテン)	合成原料(医薬品、染料、殺菌剤、防腐剤、樹脂安定剤)、農薬
422	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	農薬(殺菌剤)
423	74-89-5	メチルアミン	合成原料(農薬、医薬品、染料、スラリー爆薬)
424	556-61-6	メチル=イソチオシアネート	農薬(殺虫剤)

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
425	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)	農薬(殺虫剤)
426	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	農薬(殺虫剤)
427	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	農薬(殺虫剤)
428	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名フェノカルブ又はBPMC)	農薬(殺虫剤)
429	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロンメチル)	農薬(除草剤)
430	173584-44-6	メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ[1,2-e][1,3,4]オキサジアジーン-4a-カルボキシラート(別名インドキサカルブ)	農薬(殺虫剤)
431	131860-33-8	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジーン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート(別名アゾキシストロビン)	農薬(殺菌剤)
432	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンター-1,4-ジエン(別名アミラズ)	農薬(殺虫剤)
433	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	農薬(殺虫剤)
434	23135-22-0	メチル-N',N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサミミデート(別名オキサミル)	農薬(殺虫剤)
435	136191-64-5	メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)	農薬(除草剤)
436	98-83-9	アルファ-メチルスチレン	加工剤(樹脂改質剤)
437	3268-49-3	3-メチルチオプロパナール	合成樹脂原料、着香剤、消臭剤、試薬、食品添加物
438	1321-94-4	メチルナフタレン	合成原料(染料、熱媒油)、溶剤(農薬分散用)
439	108-99-6	3-メチルピリジン	合成原料(医薬品、農薬、ゴム薬品、界面活性剤)、溶剤
440	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチルヒドロペルオキシド	連鎖移動剤
441	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	農薬(除草剤)
442	55814-41-0	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名メプロニル)	農薬(殺菌剤)
443	16752-77-5	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミダート(別名メソミル)	農薬(殺虫剤)
444	141517-21-7	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート(別名トリフロキシストロビン)	農薬(殺菌剤)
445	143390-89-0	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート(別名クレノキシムメチル)	農薬(殺菌剤)
446	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	合成原料(染料)、合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)、硬化剤(エポキシ樹脂、ポリウレタン樹脂)
447	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	合成樹脂原料(ポリウレタン樹脂)
448	101-68-8	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名MDI)	合成樹脂原料(ウレタンエストラマー)
449	13684-63-4	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート(別名フェンメディファム)	農薬(除草剤)
450	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)	農薬(除草剤)
451	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	合成原料(アゾ染料:エオサミンB、コクシニンB等)
452	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール	加硫促進剤(ゴム薬品)
453	-	モリブデン及びその化合物	特殊鋼、顔料、触媒
454	95-32-9	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	合成原料、合成樹脂原料、ゴム用添加剤

第一種指定化学物質リスト

政令 番号	CAS番号	名 称 (和 文)	用途
455	110-91-8	モルホリン	溶剤、合成原料(乳化剤、切削油、潤滑油)、防錆剤、重合触媒、ガス吸収材、pH調整剤
456	20859-73-8	りん化アルミニウム	農薬(殺虫剤)
457	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)	農薬(殺虫剤)
458	78-42-2	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	可塑剤(合成ゴム、塩化ビニル樹脂)、溶剤
459	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)	難燃剤(塩化ビニル・硬質ウレタンフォーム・ポリエステル・エポキシ樹脂用)
460	1330-78-5	りん酸トリトリル	可塑剤(塩化ビニル樹脂、合成ゴム、セルロース用)、柔軟剤(ゴム用)、難燃剤、不燃性作動液、ガソリン添加剤、潤滑油添加剤
461	115-86-6	りん酸トリフェニル	可塑剤・難燃剤・安定剤(合成樹脂、合成ゴム)
462	126-73-8	りん酸トリノルマルブチル	触媒、安定剤(樹脂、繊維)、可塑剤、潤滑油添加剤、レーザー用消泡剤

(4) 商品に表示されている第一種指定化学物質の名称

家庭で使用する農薬や殺虫剤、洗濯用洗剤などに含まれる化学物質の排出量は、国が推計し公表しています。それぞれの製品に含まれる化学物質は、製品ラベルに表示されていますが、化管法の対象化学物質の名称と一致していないものもあります。

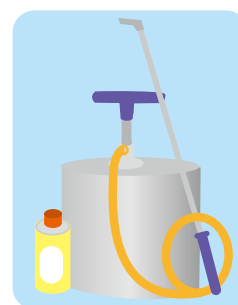
ここでは、法令や法令に基づく規定、工業会の独自規定などで製品ラベルの表示ルールが決められている商品について、第一種指定化学物質の表示名称をご紹介します。

■ 農 薬

農薬は、農薬取締法で製品表示のルールが定められています。
農薬を販売するときは、容器に農薬の種類、名称などの他、有効成分とその他の成分の別に各成分の種類と含有量等が表示されます。

有効成分は、一般名で表示されます（例えば、「ABCD 乳剤」という種類名の農薬は剤型（乳剤）を除いた「ABCD」が一般名にあたります）。

その他の成分は、水、界面活性剤、有機溶剤、乳化剤などにまとめて表示されます。



農薬の有効成分の製品表示名称

物質番号	PRTR対象化学物質	農薬の有効成分の表示名称
	第一種指定化学物質名称	
47	0-エチル=0-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホリアミドチオアート	ブタミホス
63	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド	ジクワット
113	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン	CAT
162	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド
169	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素	DCMU
184	2,6-ジクロロベンゾニトリル	DBN
191	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン
193	ジチオりん酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン
195	ジチオりん酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス
225	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	DEP
227	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド	パラコート
247	チオりん酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル	ピラクロホス
248	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン
250	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)	イソキサチオン
251	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	MEP
260	テトラクロロイソフタロニトリル	TPN
268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム
325	ビス(8-キノリノラト)銅	有機銅
350	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン
357	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン	ブプロフェジン

358	N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド
364	tert-ブチル=4-([[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ)メチル)ベンゾアート	フェンピロキシメート

※第一種指定化学物質に指定されている一部の農業についての製品表示名称です。

■ 殺虫剤

家庭用殺虫剤は、対象害虫の種類により家庭用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤に分かれます。

(1) 家庭用殺虫剤

家庭用殺虫剤とは、衛生害虫（ハエ、カ、ゴキブリなど）の駆除を目的とした殺虫剤です。薬事法で製品表示のルールが定められています。

製品に含まれる成分や分量等の種類により、医薬品または防除用医薬部外品に分類されます。薬事法で製品表示についてルールが定められているほか、日本家庭用殺虫剤工業会が自主基準として「医薬品殺虫剤等の添付文書（製品表示）作成のガイドライン」で製品表示ルールを定め、添付文書または直接の容器や被包に、承認された医薬品及び医薬部外品の成分および分量が表示されます。いずれも容器等に有効成分は一般名で表示されます。その他の成分は、表示ルールが定められていません。



(2) 不快害虫用殺虫剤

不快害虫用殺虫剤とは、家庭用に販売される不快害虫（アリ、ハチなど）の防除を目的とした殺虫剤です。農薬取締法の適用対象外製品ですが、厚生労働省が作成した「家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアルの作成の手引き」^{*1} および生活害虫防除剤協議会が定めた「家庭用生活害虫防除剤の自主基準」^{*2}で、自主的な製品表示ルールが定められています。

有効成分は、容器等に一般名（ないものは通称または略称）で表示されます。その他の成分は、表示ルールが定められていません。

(3) シロアリ防除剤

シロアリ防除剤とは、建物のシロアリ防除を目的とした殺虫剤です。家庭用の製品の表示ルールは定められていません。

家庭用殺虫剤及び不快害虫用殺虫剤の有効成分の製品表示名称

PRTR対象化学物質		殺虫剤の有効成分の表示名称（一般名等）
物質番号	第一種指定化学物質名称	
22	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール	フィプロニル
181	ジクロロベンゼン	オルトジクロルベンゼン
248	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン

251	チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	MEP
252	チオリン酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	MPP
350	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン
405	ほう素及びその化合物	ホウ酸
427	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	NAC
428	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル	BPMC
457	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル	DDVP

※ 1 厚生労働省「家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアルの作成の手引き」の詳しい内容は、
<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manu/hukaigaityu/hukaigaityu.html> をご参照ください。

※ 2 生活害虫防除剤協議会「家庭用生活害虫防除剤の自主基準」の詳しい内容は、
<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manu/hukaigaityu/080801jishukijyunrev.pdf> をご参照ください。

■ 洗剤（界面活性剤・中和剤）

洗濯用や台所用などの洗剤や石けんは、適切な品質確保の為に設けられた家庭用品品質表示法により製品表示のルールが定められています。

洗剤の成分表示のうち、界面活性剤は「界面活性剤」の次に括弧書きでその含有率と種類の名称が表示されます。中和剤などは、機能の名称を示す用語を用いて表示されるため、特定の化学物質の名称は表示されません。



洗剤に含まれる界面活性剤の製品表示名称

PRTR対象化学物質		洗剤に含まれる界面活性剤の 表示名称
物質番号	第一種指定化学物質名称	
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	アルキルアミンオキシド
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 日本石鹸洗剤工業会では、家庭用品に用いられる界面活性剤について、家庭用品品質表示法と化管法で規定する界面活性剤名称の対比表を作成しています。詳しい内容はホームページ http://jsda.org/w/03_shiki/a_kaimen08.html をご参照ください。

■ 化粧品

化粧品は、薬事法で製品表示のルールが定められています。
化粧品は、容器等に全成分が表示されます。成分の名称は、日本化粧品工業連合会が取りまとめた「化粧品の成分表示名称リスト」^{*1}を利用し、消費者の混乱をできるだけ防ぐよう配慮されています。

薬用化粧品等の医薬部外品についても、工業界の自主的な取組で成分表示がされています。医薬部外品は、薬事法に基づく審査を受けた製品や定められている基準に適合する製品が販売されている等化粧品とは異なる手続きがとられているため、表示名称についても化粧品と同じ場合もありますが、異なる場合もあります。



化粧品に含まれる成分の製品表示名称

PRTR対象化学物質		化粧品の成分表示名称
物質番号	第一種指定化学物質名称	
20	2-アミノエタノール	エタノールアミン
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)	ドデシルベンゼンスルホン酸Na ドデシルベンゼンスルホン酸 ドデシルベンゼンスルホン酸K ドデシルベンゼンスルホン酸TEA
60	エチレンジアミン四酢酸	EDTA
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	ラウラミンオキシド
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	(C12,13)パレス-10、(C12-14)パレス-3、 (C12-14)パレス-5、(C12-14)パレス-7、 (C12-14)パレス-9、(C12-14)パレス-12、 PEG-3イソミリスチル、PEG-3.3イソミリスチル、 PEG-9イソミリスチル、イソラウレス-6、イソラウレス-10、 トリデセス-2、トリデセス-3、トリデセス-4、トリデセス-5、 トリデセス-6、トリデセス-7、トリデセス-8、トリデセス-9、 トリデセス-10、トリデセス-11、トリデセス-12、トリデセス-15、 トリデセス-20、トリデセス-21、トリデセス-50、 ミレス-2、ミレス-3、ミレス-4、ミレス-5、ミレス-10、 ラウレス-1、ラウレス-2、ラウレス-3、ラウレス-4、ラウレス-5、 ラウレス-6、ラウレス-7、ラウレス-8、ラウレス-9、 ラウレス-10、ラウレス-11、ラウレス-12、ラウレス-13、 ラウレス-14、ラウレス-15、ラウレス-16、ラウレス-20、 ラウレス-21、ラウレス-23、ラウレス-24、ラウレス-25、 ラウレス-30、ラウレス-38、ラウレス-40、ラウレス-50

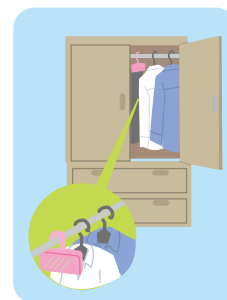
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	オクトキシノール-1、オクトキシノール-3、オクトキシノール-5、オクトキシノール-7、オクトキシノール-8、オクトキシノール-9、オクトキシノール-10、オクトキシノール-11、オクトキシノール-12、オクトキシノール-13、オクトキシノール-16、オクトキシノール-20、オクトキシノール-25、オクトキシノール-30、オクトキシノール-33、オクトキシノール-40、オクトキシノール-70
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	ノノキシノール-1、ノノキシノール-2、ノノキシノール-3、ノノキシノール-4、ノノキシノール-5、ノノキシノール-6、ノノキシノール-7、ノノキシノール-8、ノノキシノール-9、ノノキシノール-10、ノノキシノール-11、ノノキシノール-12、ノノキシノール-13、ノノキシノール-14、ノノキシノール-15、ノノキシノール-18、ノノキシノール-20、ノノキシノール-23、ノノキシノール-30、ノノキシノール-35、ノノキシノール-40、ノノキシノール-44、ノノキシノール-50、ノノキシノール-100、ノノキシノール-120

※ 1 日本化粧品工業連合会「化粧品の成分表示名称リスト」の詳しい内容は、<http://www.jcia.org/n/biz/in/b/> をご参照ください。

■ 防虫剤

防虫剤は、日本繊維製品防虫剤工業会が定め、防虫剤公正取引協議会が運用する「防虫剤の表示に関する公正競争規約」^{※1}や「防虫剤の表示に関する公正競争規約施行規則」^{※2}で製品表示のルールが定められています。

主たる成分は、製品の容器又は包装に「〇〇製剤」と表示されます。その他の成分は、表示ルールが定められていません。



防虫剤に含まれる主たる成分の製品表示名称

PRTR対象化学物質		防虫剤の主たる成分の表示名称
物質番号	第一種指定化学物質名称	
181	ジクロロベンゼン	パラジクロルベンゼン製剤

※ 1 日本繊維製品防虫剤工業会「防虫剤の表示に関する公正競争規約」の詳しい内容は、<http://www.bouchuko.org/images/kiyaku.pdf> をご参照ください。

※ 2 日本繊維製品防虫剤工業会「防虫剤の表示に関する公正競争規約施行規則」の詳しい内容は、<http://www.bouchuko.org/kyousou-kiyaku.pdf> をご参照ください。

ファイル記録事項開示請求書

平成25年4月1日

殿
臣
大
境
環

者求請

所 下 100 - 8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

名 環境太郎

※法人その他の団体にあっては、その所在地・名称及び代表者の氏名を記載。

お問い合わせ先
※郵送又はインターネットで開示を請求をする場合のみ
(電話番号) 記載。(郵送先は、上記住所あてとなります。)

03 - 3581 - 3351 (内線 6358)

(担当者の氏名 雷が関花子)

※法人その他の団体にあっては、担当者の氏名も記載。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第10条
第1項に基づき、次のとおりファイル記録事項の開示を請求します。

開示を請求するフアイ ル記録事項 の対象年度 (排出年度)	平成 23 年度に第一種指定化学物質等取扱事業者が把握した情報
開示を請求する情報	※以下のいづれかの□にレ点を付けてください。 ☒ すべてのフファイル記録事項 ☐ フファイル記録事項の一部(※裏面に記載記入ください) ※以下のいづれかの□にレ点を付けてください。上記で「すべてのフファイル記録事項」を選択された場合、この欄への記載は不要です。(光ディスクでの開示となります。) ☐ 用紙 (A 4) への出力 ☐ フレキシブルディスク (F D) ☒ 光ディスク (C D-R)
希望する開 示実施方法	

※以下の欄には記入しないで下さい。

(受付印)

(收入印紙貼付欄)

用紙・FD・CD-R	
枚／MB	
(料金)	円

(裏面)

※開示を請求する情報で「ファイル記録事項の一部」を選択した場合は、必ず以下を御記入ください。

※以下のいずれかの□にし点を付し、必要事項を記入してください。

欄が足りない場合は、備考欄を活用してください。

☐ 特定事業所の情報報

※事業所の名称及び所在地を記入してください。

☒ 一定の条件を満たす事業所の情報 ※以下、①～④の空欄に検索条件を記載してください。
(複数選択可)

※以下①～④のすべての条件を満たす事業所について、開示を求めます。

①都道府県・市区町村名	東京都千代田区	に所在する事業所であること
②業種名 又は 業種コード	化学工業（業種コード2000）	に属する事業を営む事業所であること
③化学物質名称 及び 施行令番号	名称：四塩化炭素 番号：149	の届出をした事業所であること
④その他		

考
備

＜記入にあたっての注意事項＞

1. 開示を求める事業所が特定されている場合には、「特定の実業所の情報」に、検索項目(①～④)により事業所を絞り込んで特定する場合は「一定の条件を満たす事業所の情報」に、該当するいずれか一方を選択して記載してください。
 2. 特定の実業所の情報(事業所の名称及び所在地)の欄には、事業者が特定できるよう、事業所の正式な名称並びに所在する都道府県及び市区町村名を記載してください。
 3. 一定の条件を満たす事業所の情報(①～④)には、それぞれ複数の事項を記載することができます。
 4. 一定の条件を満たす事業所の情報(④その他)の欄には、①～③以外の条件を記載することができます。
(可能な限り具体的に記載してください。)
- ただし、ファイル記録事項にある項目以外(項目で検索することではできません)。

環境リスク

【かんきょうリスク】

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。その大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物質に接したか（暴露量）で決まり、概念的に式で表すと次のようになる。

$$\text{化学物質の環境リスク} = \text{有害性の程度} \times \text{暴露量}$$

化学物質は、安全なものとうるなものに二分することはできない。例えば、有害性が低くても短期間に大量に暴露すれば悪影響が生じる可能性は非常に高くなり、逆に有害性の高い物質であってもごく微量の暴露であれば、悪影響が生じる可能性は低くなる。技術的、費用的な面で限界があるものの、暴露量を少なくしたり、有害性の低い物質を使用したりすることで、環境リスクを低減することができる。

排出量

【はいしゅつりょう】

生産工程などから排ガスや排水等に含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量。例えば、大気では排気口や煙突からの排出ばかりではなく、ペンキなどの塗料に含まれる成分の揮発、水域では公共用水域への排出のほか廃液などを公海域に投棄する場合、土壌ではタンクやパイプから土壌への漏洩などが含まれる。

移動量

【いどうりょう】

その事業活動にかかる廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量のことであり、具体的には下水道への放出、他の産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した量。

取扱量

【とりあつかいりょう】

当該化学物質の製造量・使用量等を合計した量。

化学物質管理指針【かがくぶっしつかんりしん】

「化学物質管理指針」とは、化管法第3条第1項の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、事業者が講ずべき化学物質の管理に係る措置を定めたもの。

事業者は責務として、この指針に留意して、化学物質の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされている。（化学物質管理指針、平成12年3月30日環境庁・通商産業省告示第1号）

有害性

【ゆうがいせい】

化学物質のもつ物性（融点や密度）とともに固有の性質の一つで、人の健康や環境に悪影響を及ぼす性質をいう。化学物質の有害性は、症状が現れるまでの時間によって急性毒性和慢性毒性に分けられ、また症状の種類として発がん性や生殖毒性などがある。多くの有害性は、動物実験で得られた結果を人に当てはめるため、不確実性を伴う。

急性毒性とは、化学物質を1回投与するか短時間暴露してからだいたい数日以内に発症する毒性を指す。慢性毒性とは、化学物質を繰り返し投与するか長期間暴露したとき数カ月以上してから発症する毒性を指す。急性毒性に比べ症状が低濃度で現れる。

発がん性

【はつがんせい】

発がん性に基づき 2 つのクラスに分類されている。発がん性とは動物の正常細胞に作用して、細胞をがん化する性質のことである。分類に際しては IARC (国際がん研究機関)、EPA (米国環境保護庁)、EU (欧州連合)、NTP (米国毒性プログラム)、ACGIH (米国産業衛生専門家会議)、日本産業衛生学会の 6 つの機関の発がん性ランクを利用している。

発がん性の分類

クラス	機関名 評価方法	IARC	EPA	EU	NTP	ACGIH	日本産業 衛生学会
1	人発がん性あり (1 機関以上)	1	A	1	a	A1	1
2	人発がん性の疑いが 強い (IARC で 2A または 2B または複数機関)	2A 2B	B1 B2	2	b	A2 A3	2A 2B

変異原性

【へんいげんせい】

変異原性とは突然変異を引き起こす性質のことで、発がん性などに関係がある。

感作性

【かんさせい】

感作性とは化学物質への反復暴露後に、暴露された人または動物の大部分にその正常な組織にアレルギー反応を生じさせる性質のことである。

生態毒性

【せいたいどくせい】

生態毒性は、主として魚、ミジンコ及び藻類に対する毒性試験で示されるもので、動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある性質のことである。

オゾン層破壊物質 【おぞんそうはかいぶつしつ】

オゾン層破壊物質とは、オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがある物質。国際的にもモントリオール議定書において規定されている。

CAS 番号

【キャスばんごう】

アメリカ化学会の機関である CAS (Chemical Abstracts Service) が化学物質に付与している登録番号で、*****-**-* の数字。世界的に広く使用されている化学物質に対するコードで、現在約 7980 万種以上の有機・無機化合物の登録がある。

(2014 年 1 月現在 <http://www.cas.org> 参照)

レスポンシブル・ケア

事業者が、製品の開発から廃棄に至るすべての過程において環境保全・安全を確保することを主旨とする自主管理活動。1985 年にカナダではじまり、日本では平成 7 年 (1995 年) に (社) 日本化学工業協会が日本レスポンシブル・ケア協議会を設立し、医薬品、化学、プラスチック、ガラス、塗料などの製造業約 105 社 (2013 年 7 月現在) が加盟して取組を進めている。

環境マネジメントシステム

【かんきょうマネジメントシステム】

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。環境マネジメントに関しては、ISO（国際標準化機構）が ISO14000 シリーズと呼ばれるさまざまな国際規格を定めており、これらは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援するさまざまな手法に関する規格から構成されている。

環境報告書

【かんきょうほうこくしょ】

事業者の環境負荷の状況や環境保全活動をまとめた年次報告書で、自主的な情報公表の手段となっている。

SDS

【エスディーエス】

（Safety Data Sheet：安全データシート）

事業者が排出量や移動量を算出する際、自分の取り扱っている原材料等に関して、どのような化学物質がどれくらい含まれているかという情報が必要になる。このような情報に加え、その性状や取扱い方法などが記載されたものを安全データシート（SDS）という。SDS は、事業者が化学物質や製品を他の事業者に譲渡・提供する際に、事前にその相手方に対して、その物質に関する情報を提供するためのもので、化管法では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む一定の要件を満たす製品について、この SDS を提供することが義務づけられている。（次ページ参照）

SDS に関する規定は、「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」（平成 12 年 12 月 22 日通産省令第 401 号）http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law/law_5.html で定められており、SDS の情報は JIS Z7253 に適合する記載に努めるよう規定されている。（純物質は平成 24 年 6 月 1 日から、混合物は平成 27 年 4 月 1 日から適用。）

なお、国内では平成 23 年度までは一般的に「MSDS（Material Safety Data Sheet：化学物質等安全データシート）」と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHS で定義されている「SDS」に統一している。

指定化学物質等取扱事業者

【していかくぶっしつとうとりあつかいじぎょうしゃ】

化管法では、第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等を取り扱う事業者を「指定化学物質等取扱事業者」と定義している。ここでは、PRTR 制度の対象業種や従業員数、取扱量などの要件（10 ページ参照）はなく、これらの指定化学物質を出荷する際には、SDS を提供することが義務づけられている事業者のことを指す。なお、第一種指定化学物質等を取り扱い、対象業種に指定され、取扱量の要件を満たす事業者を「第一種指定化学物質等取扱事業者」という。

安全データシート(SDS)

1. 化学品及び会社情報

製品

化学品の名称(製品名(商品名)等)

トリクロロエチレン

化学品(製品)のコード

COS-0001

供給者の名称

霞ヶ関工業株式会社

住所

神奈川県横浜市中区1丁目1番地

電話番号

045-123-4567

緊急連絡電話番号

045-123-4567

ファックス番号

045-123-4568

メールアドレス

推奨用途及び使用上の制限

金属加工部品などの脱脂洗浄、化学品の製造原料、油脂、樹脂、ゴム、塗料などの溶剤、抽出溶剤、各種モノマーの重合度調整剤、試験研究用試薬等

2 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 : 区分外

健康に対する有害性 : 急性毒性(経口)

急性毒性(経皮)

急性毒性(吸入: 蒸気)

皮膚腐食性/刺激性

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

区分2 A

呼吸器感作性

区分外

生殖細胞変異原性

区分2

発がん性

区分1 B

生殖毒性

区分1 B

標的臓器/全身毒性(単回暴露)

区分3 (麻酔作用、気道刺激性)

標的臓器/全身毒性(反復暴露)

区分1 (中枢神経系)

急性毒性(呼吸器有害性)

区分2

環境に対する有害性 : 水生環境有害性(急性)

水生環境有害性(慢性)

区分2

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル :

!

!

!

注意喚起語

危険

危険有害性情報

・吸入すると有害(蒸気)

・皮膚刺激

・強い眼刺激

・遺伝性疾患のおそれの疑い

・発がんのおそれ

・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

・眠気又はめまいのおそれ

・呼吸器への刺激のおそれ

・長期又は反復暴露による中枢神経系の障害

・飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ

・水生生物に毒性

・長期的影響により水生生物に毒性

注意書き

【安全対策】

・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。

・保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。

・取扱後はよく手を洗うこと。

・使用前に取扱説明書を読み、すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

・ガス/蒸気を吸入しないこと。

・環境への放出を避けること。

【応急措置】

・吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

・皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹸で洗うこと。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

・眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

・飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないこと。

・漏出物を回収すること。

・以下の場合には医師の診断/手当てを受けること。

・気分が悪い時、皮膚刺激が生じた場合、眼の刺激が続く場合、暴露または暴露の懸念がある場合、飲み込んだ場合

【保管】

・容器を密閉して換気の良いところで保管すること。

【廃棄】

・内容物/容器を関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

3 組成及び成分情報

単一化学物質・混合物の区別

単一化学物質

化学品

トリクロロエチレン

一般名又は別名

トリクロロエチレン (トリクロロエチレン)

CAS番号

79-01-6

濃度

トリクロロエチレン 99%以上

化学式又は構造式

CHCl=CCl2

官報公示整理番号

(化審法) (2) -105 第2種特定化学物質 (安衛法) (2) -105 化審法を準用

化学物質管理促進法

第一種指定化学物質政令番号第281号

EINECS No.

201-167-4

もっと知りたい時には

V

103

国内

行政機関

環境省環境保健部環境安全課・PRTR 担当 TEL : 03-5521-8260 ehs@env.go.jp

● PRTR 制度に関連する情報

「PRTR インフォメーション広場」 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

「PRTR 集計結果のコーナー」 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/>

「PRTR 集計・公表システム」 <http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrinfo/index.html>

● 対象化学物質の有害性など

「PRTR 法指定化学物質データ検索」 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/db.php3>

「対象化学物質情報」 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html

● リスクコミュニケーションなど

「化学物質やその環境リスクについて学び、調べ、参加する」

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>

「化学物質に関するリスクコミュニケーションー環境省における取組ー」

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/9.html>

● パンフレット・冊子

「PRTR について」(環境省・経済産業省)

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law/prtr_panf/prtr_panf.html

「GHS 化学品の分類および表示に関する世界調和システムについて」

<http://www.env.go.jp/chemi/ghs/>

「化学物質ファクトシート」

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>

「かんたん化学物質ガイド」

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/>

経済産業省製造産業局化学物質管理課 TEL : 03-3501-0080

「化学物質管理政策サイト」

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html

「化学物質排出把握管理促進法サイト」

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

自治体

各自治体のホームページアドレスは、106 ページ以降にある「各自治体の PRTR 担当窓口」をご参照ください。

関連団体

(独) 国立環境研究所

<http://www.nies.go.jp/index.html>

「化学物質データベース」

<http://w-chemdb.nies.go.jp/>

(独) 製品評価技術基盤機構

<http://www.nite.go.jp/>

「化学物質総合情報提供システム (CHRIP)」

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

(独) 国立医薬品食品衛生研究所

<http://www.nihs.go.jp/index-j.html>

「国際化学物質安全性カード (ICSC)」

<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>

(独) 産業技術総合研究所 安全科学研究部門

<http://www.aist-riss.jp/main>

(一財) 化学物質評価研究機構

<http://www.cerij.or.jp>

「化学物質ハザードデータ集」

http://www.cerij.or.jp/evaluation_document/Chemical_hazard_data.html

(一社) 環境情報科学センター

<http://www.ceis.or.jp/>

(一社) 日本化学物質安全・情報センター

<http://www.jetoc.or.jp/>

(一社) 日本化学工業協会

<http://www.nikkakyo.org/>

石油化学工業協会

<http://www.jpca.or.jp/index.html>

中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター

<http://www.jaish.gr.jp/>

民間団体

有害化学物質削減ネットワーク

<http://toxwatch.net/>

エコケミストリー研究会

<http://www.ecochemi.jp/>

諸外国

行政機関

EC (欧州委員会)

「E-PRTR (The European Pollutant Release and Transfer Register)」
<http://prtr.ec.europa.eu/>

英 国

「PI (Pollution Inventory)」
<http://www.environment-agency.gov.uk/business/topics/pollution/32254.aspx>

ドイツ

「EPER (European Pollutant Emission Register)」 <http://www.eper.de/>

オランダ

「PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)」
<http://www.emissieregistratie.nl/erpubliek/bumper.nl.aspx>

米 国

「TRI (Toxics Release Inventory)」 <http://www2.epa.gov/toxics-release-inventory-tri-program>
「Envirofacts」 <http://www.epa.gov/enviro/>
「TOXNET」 <http://toxnet.nlm.nih.gov/>

カナダ

「NPRI (National Pollutant Release Inventory)」
<http://www.ec.gc.ca/inrp-npri/default.asp?lang=en>

オーストラリア

「NPI (National Pollutant Inventory)」 <http://www.npi.gov.au/>

韓 国

「PRTR」 <http://ncis.nier.go.kr/triopen/>

国際機関

UNECE (国連欧州経済委員会)

「PRTR」 <http://www.unece.org/env/pp/prtr.htm>

OECD (経済開発協力機構)

「PRTR」 http://www.oecd.org/env/prtr_data/

民間団体

米国

「Scorecard」 <http://scorecard.goodguide.com/>

4

各自治体の PRTR 担当窓口

※関連ホームページについて、PRTR 専門サイトがない場合などは、空欄になっています。

自治体名	部局名／電話番号／関連ホームページアドレス	
北海道	環境生活部環境局環境推進課大気環境グループ	011-231-4111 (内 24262)
	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/top_page/PRTR-06top.htm	
札幌市	環境局環境都市推進部環境対策課	011-211-2882
	http://www.city.sapporo.jp/kankyo/kagaku/index.html	
青森県	環境生活部環境政策課環境保全グループ	017-734-9242
	http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/PRTR.html	
岩手県	環境生活部環境保全課環境調整担当	019-629-5356
	http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=281&of=2&ik=3&pnp=17&pnp=59&pnp=261&pnp=281&cd=1442	
宮古市	市民生活部環境課	0193-68-9078
	http://www.city.miyako.iwate.jp/index/sosiki/kankyo.html	
花巻市	生活福祉部生活環境課	0198-24-2111 (内 256)
	http://www.city.hanamaki.iwate.jp/living/kankyo/	
北上市	生活環境部環境課	0197-72-8282
	http://www.city.kitakami.iwate.jp/sub04/soshiki/sosiki11/index.html	
宮城県	環境生活部環境対策課環境影響評価班	022-211-2667
	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-prtr.html	
仙台市	環境局環境部環境対策課	022-214-8221
	http://www.city.sendai.jp/kankyoku/taisaku/kagaku/prtr/index.html	
秋田県	生活環境部環境管理課	018-860-1601
	http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1139297038610/index.html	
山形県	環境エネルギー部水大気環境課	023-630-2338
	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050014/	
福島県	生活環境部水・大気環境課	024-521-7261
	http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=39585	
茨城県	生活環境部環境対策課	029-301-2956
	http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/kantai/chemistry/prtr.html	
笠間市	市民生活部環境保全課	0296-77-1101(内 127)
	http://www.city.kasama.lg.jp/section.php?code=12	
☆古河市	生活環境部環境課	0280-76-1511(内 2241)
栃木県	環境森林部環境保全課大気環境担当	028-623-3188
	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyou/hozen/prtrtodokedenituitetoph19.html	
宇都宮市	環境部環境保全課	028-632-2420
	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kankyo/seikatsukankyo/004611.html	
群馬県	環境森林部環境保全課 大気保全係	027-226-2837
	http://www.pref.gunma.jp/04/e0900048.html	
高崎市	環境部環境政策課 環境保全担当	027-321-1251
	http://www.city.takasaki.gunma.jp/soshiki/kankyou/index.htm	
埼玉県	環境部大気環境課化学物質担当	048-830-2986
	http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kagaku-tekiseikanri.html	
さいたま市	環境局環境共生部環境対策課大気交通係	048-829-1330
	http://www.city.saitama.jp/001/009/009/p001842.html	
川越市	環境部環境対策課大気・土壌担当	049-224-5894
	http://www.city.kawagoe.saitama.jp/www/contents/1280475461722/index.html	

☆印のついた部局は平成 25 年 4 月からの窓口です。

自治体名	部局名／電話番号／関連ホームページアドレス	
所沢市	環境クリーン部環境対策課青空・化学物質グループ	04-2998-9230
	http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/kagakubushitu/prtr/index.html	
川口市	環境部環境保全課大気係	048-228-5389
	http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/28030193/28030193.html	
越谷市	環境経済部環境政策課環境対策係	048-963-9186
	http://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/kankyo/kankyoseisaku/kagakubussituhaishutu.html	
千葉県	環境生活部大気保全課大気指導班	043-223-3802
	http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/kagakubusshitsu/prtr-shuukei/index.html	
千葉市	環境局環境保全部環境保全課	043-245-5141
	http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/chemi_prtr_top.html	
東京都	環境局環境改善部化学物質対策課企画係	03-5388-3503
	http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/chemical/control/index.html	
神奈川県	環境農政局環境部大気水質課調整グループ	045-210-4107
	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7013	
横浜市	環境創造局環境保全部環境管理課	045-671-2487
	http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/kagaku/prtrjyouhou.html	
川崎市	環境局環境対策部企画指導課化学物質担当	044-200-2532
	http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-3-1-0-0-0-0-0-0.html	
相模原市	環境経済局環境共生部環境保全課	042-769-8241
	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankyo/kogai/018115.html	
新潟県	県民生活・環境部環境対策課環境保全係	025-280-5154
	http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyotaisaku/1203440442371.html	
新潟市	環境部環境対策課水質係	025-226-1371
	http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/seikatukankyo/chemistry/prtp.html	
富山県	生活環境文化部環境保全課	076-444-3144
	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00000941.html	
富山市	環境部環境保全課	076-443-2086
	http://www.city.toyama.toyama.jp/kankyobu/kankyohozenka/kankyohozenka.html	
石川県	環境部環境政策課環境管理グループ	076-225-1463
	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/shidou/prtr-hp/prtrhome.html	
福井県	安全環境部環境政策課環境管理審査グループ	0776-20-0303
	http://www.erc.pref.fukui.jp/chem/prtr/index.html	
山梨県	森林環境部大気水質保全課大気担当	055-223-1510
	http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/65_043.html	
長野県	環境部水大気環境課大気保全係	026-235-7177
	http://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/taiki/prtr/index.html	
長野市	環境部環境政策課	026-224-8034
	http://www.city.nagano.nagano.jp/site/prtr/	
岐阜県	環境生活部環境管理課	058-272-1111 (内 2831、2832)
	http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/taiki/prtr/top.html	
静岡県	くらし・環境部環境局生活環境課	054-221-2258
	http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-050/taiki/prtr/prtr_top.html	
静岡市	環境局環境創造部環境保全課大気担当	054-221-1358
	http://www.city.shizuoka.jp/deps/kankyohozen/prtr.html	
浜松市	環境部環境保全課	053-453-6170
	http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/businessindex/env/prtr.htm	

自治体名	部局名／電話番号／関連ホームページアドレス	
愛知県	環境部環境活動推進課環境リスク対策グループ	052-954-6212
	http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/index.html	
名古屋市	環境局地域環境対策部地域環境対策課有害化学物質対策係	052-972-2677
	http://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/38-3-8-3-0-0-0-0-0-0-0.html	
豊橋市	環境部環境保全課	0532-51-2395
	http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kankyo_hozen/prtr/pr-17index.html	
岡崎市	環境部環境保全課	0564-23-6194
	http://www.city.okazaki.aichi.jp/class/p002655.html	
豊田市	環境部環境保全課	0565-34-6628
	http://www.city.toyota.aichi.jp/division/ae00/ae03/1193679_7098.html	
三重県	環境生活部大気・水環境課	059-224-2380
	http://www.eco.pref.mie.lg.jp/earth/100100/prtr/syukei.htm	
滋賀県	琵琶湖環境部環境政策課	077-528-3357
	http://www.pref.shiga.lg.jp/d/kankyo/index.html	
京都府	文化環境部環境・エネルギー局環境管理課指導担当	075-414-4707
	http://www.pref.kyoto.jp/prtr/	
京都市	環境政策局環境企画部環境指導課	075-222-3955
	http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000103679.html	
大阪府	環境農林水産部環境管理室環境保全課化学物質対策グループ	06-6210-9578
	http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/shidou/prtr.html	
大阪市	環境局環境管理部環境管理課化学物質対策グループ	06-6615-7988
	http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000056158.html	
堺市	環境局環境保全部環境指導課化学物質係	072-228-7474
	http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/hozen/jigyosha/shimin/index.html	
池田市	環境部環境をまもる課	072-754-6647
	http://www.city.ikeda.osaka.jp/kakuka_annai/kankyoubu/kouiki_kankyou_mamoru/007291.html	
箕面市	市民部環境政策課	072-724-6189
	http://www.city.minoh.lg.jp/kankyou/kougaitodokede/kagakubussitu.html	
豊能郡豊能町	建設環境部環境課	072-736-1190
豊能郡能勢町	環境創造部地域振興課美化衛生係	072-734-3171
高槻市	産業環境部環境保全課	072-674-7482
	http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/sangyou/kankyohu/gyomuannai/kagaku/kagaku.html	
茨木市	産業環境部環境保全課	072-620-1646
	http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyoh/menu/kogai_todokede/kagakubusshitsu.html	
阪南市	市民部生活環境課	072-471-5678
富田林市	産業環境部みどり環境課	0721-25-1000
河内長野市	環境共生部環境保全課	0721-53-1111
大阪狭山市	市民部生活環境グループ	072-366-0011
南河内郡太子町	生活環境室安全環境グループ	0721-98-5525

自治体名	部局名／電話番号／関連ホームページアドレス	
南河内郡河南町	まち創造部環境・まちづくり推進課	0721-93-2500
	http://www.town.kanan.osaka.jp/kakuka_oshirase/machidukuri_suishinka/toshikeikaku_kakari/003769.html	
南河内郡 千早赤阪村	住民課	0721-72-0081
泉大津市	都市政策部環境課	0725-33-1131
忠岡町	住民部生活環境課	0725-22-1122(内線 192)
豊中市	環境部環境政策室環境保全チーム	06-6858-2105
	http://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kankyoseisaku/hozen_kougai/prtr_chem.html	
☆吹田市	環境部地域環境室環境保全課大気汚染対策担当	06-6384-1850
☆松原市	市民生活部環境予防課	072-334-1550
☆八尾市	経済環境部環境保全課	072-924-3841
☆岸和田市	環境部環境保全課	072-423-9462
	http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/28/prtr.html	
☆貝塚市	都市整備部環境政策課	072-433-7186
兵庫県	農政環境部環境管理局環境整備課環境影響評価室	078-362-3276
	http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/topics/new-prtr/prtrindex.htm	
神戸市	環境局環境創造部環境評価共生推進室	078-322-6435
	http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/environmental/chemical/PRTR/index.html	
奈良県	くらし創造部景観・環境局環境政策課	0742-27-8737
	http://www.eco.pref.nara.jp/jorei_kisoku/prtr/index.html	
和歌山県	環境生活部環境政策局環境管理課	073-441-2688
	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/prtr/	
鳥取県	生活環境部水・大気環境課	0857-26-7206
	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20422	
島根県	環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ	0852-22-6419
	http://www.pref.shimane.lg.jp/haikibutsu/PRTR/PRTdata.html	
岡山県	環境文化部環境管理課化学物質対策班	086-226-7305
	http://www.pref.okayama.jp/page/310135.html	
岡山市	環境局環境保全課	086-803-1280
	http://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyouhozen/kankyouhozen_00068.html	
倉敷市	環境リサイクル局環境政策部環境政策課	086-426-3391
	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1637	
新見市	福祉部生活環境課	0867-72-6124
	http://www.city.niimi.okayama.jp/?ID=5017	
広島県	環境県民局環境保全課	082-513-2920
	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/g-index.html	
広島市	環境局環境保全課	082-504-2187
	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/00000000000000/1110547527754/index.html	
呉市	環境部環境管理課環境調査係	0823-25-3551
	http://www.city.kure.lg.jp/~kankyo/index.html	

☆印のついた部局は平成 25 年 4 月からの窓口です。

自治体名	部局名／電話番号／関連ホームページアドレス	
福山市	経済環境局環境部環境保全課	084-928-1072
	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/life/detail.php?hdnKey=4104	
山口県	環境生活部環境政策課大気・化学物質環境班	083-933-3034
	http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/env/index.htm	
徳島県	県民環境部環境管理課企画・審査担当	088-621-2271
	http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010071300075/	
香川県	環境森林部環境管理課大気保全・環境安全グループ	087-832-3219
	http://www.taiki.pref.kagawa.jp/PRTR/index.htm	
愛媛県	県民環境部環境局環境政策課	089-912-2347
	http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/theme/bushitsu/prtr/prtrmain.html	
高知県	林業振興・環境部環境対策課	088-821-4524
	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/prtr-top.html	
福岡県	環境部環境保全課調査指導係	092-643-3359
	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c01/prtr-main.html	
北九州市	環境局環境監視部環境保全課	093-582-2290
	http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0426.html	
福岡市	環境局環境保全課水質・土壌係	092-733-5386
	http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta_3.html	
佐賀県	くらし環境本部環境課	0952-25-7774
	http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/_1262/kan-kaikibutu-recycle/_72422/_48889.html	
長崎県	環境部環境政策課環境監視班	095-895-2356
	http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyohozen-ondankataisaku/	
熊本県	環境生活部環境局環境保全課大気・化学物質班	096-333-2269
	http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/43/prtr2.html	
熊本市	環境局環境政策課	096-328-2427
大分県	生活環境部環境保全課大気保全班	097-506-3114
	http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/prtr.html	
宮崎県	環境森林部環境管理課大気・化学物質担当	0985-26-7085
	http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/air_water/prtr/	
宮崎市	環境部環境保全課大気騒音係	0985-21-1761
	http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1274250126229/index.html	
鹿児島県	環境林務部環境保全課環境管理係	099-286-2624
	http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kankyo/kagaku/index.html	
鹿児島市	環境局環境部環境保全課水質係	099-216-1298
	http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/shimin/4kanyoricicle/pollution/_38778/4-3-22prtr.html	
沖縄県	環境生活部環境保全課	098-866-2236
	http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/mizu_tsuchi/chemistry/prtr/index.html	

※都道府県によっては出先機関を受付窓口としている場合があります。上記部局にお問い合わせください。

アルファベット	CAS 番号 101
	PRTR 制度 6
	SDS 102
い	移動量 11, 34
う	埋立 11, 28
お	オゾン層破壊物質 101
か	開示請求 56
	化学物質アドバイザー 66
	化学物質管理指針 100
	化管法 7, 74
	環境報告書 102
	環境マネジメントシステム 102
	環境リスク 100
	感作性 101
け	下水道 11
こ	公共用水域 11
	公表 6
し	指定化学物質等取扱事業者 102
す	推計方法 13, 14
せ	生態毒性 101

た	第一種指定化学物質 8, 78 ~ 93
	ダイオキシン類の単位 33
	対象化学物質 8
	対象事業者 10
	第二種指定化学物質 8
と	特定第一種指定化学物質 8, 32
	土壌への排出 11, 28
	届出事業所 38
	取扱量 100
は	排出量 11, 100
	暴露量 21
	発がん性 101
へ	変異原生 101
ゆ	有害性 100
れ	レスポンスブル・ケア 101

PRTRデータを読み解くための**市民ガイドブック**

化学物質による環境リスクを減らすために／平成23年度集計結果から

平成26年(2014年)2月

環境省環境保健部環境安全課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL.03-3581-3351(内線6358) FAX.03-3580-3596

E-mail ehs@env.go.jp

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>